昭和52年度～

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　中田初雄
印刷所　能代市上町3の1
有限会社　北羽出版社
電話　(4)3158

消防功労者表彰式

三月十五日県正庁で

自治省消防庁では、昭和五十一年度全国消防功労者の表彰を三月四日午前十時から東京日消会館ホールで挙行した。

この晴れの表彰に溶した消防関係者の表彰伝達式が三月十五日午後一時から県正庁で行われ、同時に秋田県知事表彰の授与、日本消防協会表彰等が次のとおり伝達された。

会場には受賞者、及び来賓として木内県議会議長、鈴木県警本部長ら多数が参列して祝辞、激励があり、受賞者を代表し比内町岩崎団長が謝辞を述べ午後三時盛会裡に式典を終了した。

◎消防庁長官表彰（機関）

○表彰旗

矢島町消防団（団長小番農夫也）

○竿頭綬

比内町消防団（団長　岩崎英一）

西仙北町消防団（団長　若松泰治）

◎消防庁長官表彰（個人）

○功労章

能代市消防団

団　長　中田初雄

大曲仙北地区消防本部

消防正監　佐々木佳夫

○永年勤続功労章

秋田消防署

消防司令長　高橋　辰治

土崎消防署

消防司令　三上　隅徳

秋田市消防団

分団長　鎌田孫左エ門

分団長　佐藤　幸雄

能代市消防団

分団長　大谷　統一

分団長　佐藤与一郎

大館市消防団

分団長　藤盛石五郎

横手市消防団

分団長　野尻　周一

分団長　田畑誠五郎

本荘市消防団

分団長　原田　竜治

分団長　田口　憲蔵

男鹿市消防団

分団長　杉本　信一

湯沢市消防団

分団長　金谷　安治

部　長　高橋大二郎

大曲市消防団

団　員　伊藤　良吉

団　員　佐々木長治郎

鹿角市消防団

分団長　湯沢　清三

分団長　渋谷　宗太

鷹巣町消防団

分団長　松尾　与市

分団長　岩本　重義

比内町消防団

団　長　岩崎　英一

森吉町消防団

副団長　庄司元太郎

阿仁町消防団

分団長　武田　清富

田代田消防団

分団長　五十嵐忠一郎

二ツ井町消防団

副団長　菊池　与七

八森町消防団

副団長　日沼六左エ門

藤里町消防団

分団長　細田　利雄

八竜町消防団

分団長　日諸喜八郎

五城目町消防団

副団長　畑沢　一視

八郎潟町消防団

副団長　藤井小治郎

分団長　石井　幸一

天王町消防団

副団長　桜庭吾八郎

分団長　伊藤　庄吉

著美町消防団

副団長　加藤　正三

井川町消防団

副団長　伊藤富太郎

河辺町消防団

分団長　熊谷　新蔵

雄和町消防団

副団長　浅野　竹蔵

分団長　進藤　秀雄

分団長　今川　兵一

仁賀保地区消防団

分団長　土田喜右エ門

鳥海村消防団

分団長　佐藤伝左エ門

西仙北町消防団

分団長　出雲　英治

中仙町消防団

分団長　藤田　利雄

田沢湖町消防団

副団長　平岡　城

太田町消防団

団　長　長沢　虎治

仙北町消防団

分団長　高柳　順治

平鹿町消防団

副分団長　長沢　信

雄物川町消防団

副分団長　佐藤　喜一

大森町消防団

分団長　太田清次郎

十文字町消防団

分団長　内藤幸一郎

山内村消防団

分団長　佐藤　久治

雄勝町消防団

分団長　藤原　由松

羽後町消防団

副分団長　高橋英太郎

部　長　柴田運治郎

東成瀬村消防団

分団長　佐藤　喜一郎

◎秋田県知事表彰

○表彰旗

大潟村消防団（団長　荒関　巌）

○竿頭綬

藤里町消防団（団長　市川泰治）

稲川町消防団（団長　佐藤育秀）

○年間無火災町村表彰

山本郡八森町（団長　北宮四郎）

仙北郡西木村（団長　上藤継司）

雄勝郡東成瀬村（団長佐々木忠治）

なお、前記無火災三町村に対し、県消防協会から感謝状が授与された。

日本消防協会代議員

日消ホールで開催

日本消防協会では、三月三日午前十時から、日消ホールにおいて定例代議員会を開催、県消防協会から中田会長、佐々木副会長、事務局長らが出席した。

これよりさき、三月二日日消理事会が開催され、（中田会長、監事が出席）代議員会の提出議案等の説明などが日消事務局から行われた。

代議員会議案は次のとおり

一、昭和五十一年度事業報告。

二、昭和五十年度監査報告。

三、昭和五十年度決算承認について。

四、昭和五十二年度事業計画について。

五、五十二年度予算について。

六、昭和五十二年度各府県協会の分担金について。

七、定例代議員会の開催期日変更について。

（決算年度の関係から三月開催を五月とする）

その他を審議して、正午に終了した。

このあと、午後一時から日本消防協会表彰式が行われ（受賞団体、氏名等三月号のとおり）、来賓として総理大臣代理として官房副長官、自治大臣代理中山政務次官、林消防庁長官、荒船消防議員連盟会長などから祝辞、激励があって盛会裡に式典を終えた。

県年度末異動発令

消防防災関係

県では四月一日付で人事異動を発令した。消防防災関係は次のとおり。

◎環境保健部主幹成田幸夫民生部次長へ

◎消防防災課関係

管財課課長補佐佐藤孝志

青少年課長補佐小川利昭

消防防災課課長補佐へ

鉱務課　主事川井　吉隆

教育庁　主事小貫つぎみ

消防防災課へ

消防防災課（県警本部警備二課付）

参事　中村　恭蔵

秋田臨港警察署副署長へ

消防防災課（同二課付）

課長補佐　佐藤　正

消防防災課参事へ

消防防災課補佐小松二郎

議会事務局総務課補佐へ

消防防災課

主査　加賀谷悦郎

船川港湾事務所監理課長へ

消防防災課

主事　近江谷利子

消費生活課へ

消防防災課技師江川善則

公害技術センターへ

消防防災課

防災係長　片村清悦

消防係長　井上和吉

危険物係長　石川　稔

消防防災課主査へ

消防防災課参事森田高次

退　職

◎消防学校関係

仙北福祉事務所

次長　芳賀　忠

消防学校長へ

消防学校主事　清水正幸

農業短期大学へ

消防学校主事　田口雅子

国民健康保険課へ

消防学校長　疋田　清

退　職

◎福祉事務所関係

雄勝福祉事務所

次長　佐々木金次郎

雄勝福祉事務所長へ

児童家庭課

主任　藤原　駕

北秋田福祉事務所係長へ

山本福祉事務所

主任　納谷　政和

山本福祉事務所係長へ

秋田総務事務所

主任　阿部　政雄

由利福祉事務所係長へ

議会事務局議事課

主任　佐々木助男

平鹿福祉事務所係長へ

北秋田福祉事務所係長へ

鹿角農林事務所課長補佐へ

山本福祉事務所

係長　大森　峰彦

千秋学園主査へ

由利福祉事務所

係長　長谷川幸悦

民生部青少年課主査へ

平鹿福祉事務所

係長　武藤新一郎

産労部労政課主査へ

雄勝福祉事務所長

太田　義雄

退　職

◎秋田市消防関係

秋田市消防本部

消防司令　伊勢　登

秋田市消防署

消防司令　工藤典次郎

県消防学校に派遣（四月一日付）

◎県消防協会関係

（三月二十六日理事会を開催次のとおり決定した）

（前消防学校長）

疋田　清

県消防協会事務局次長へ

雄勝郡東成瀬村

県消防協会

主事　保坂吉之助

（依願退職）

県消防協会嘱託へ

市町村消防の実態調査

秋田県の概要

自治省消防庁では、昨年十月から全国都道府県単位に市町村の消防力、特に消防団の充足や運営の実態を把握して今後の施策の参考にするため調査を実施した。県消防防災課ではこの程、県内各市町村の調査結果をまとめたが、その概要は次のとおりである。

一、県内消防団員数の実態

(1)消防力の基準の団員数

二六、一二八人

(2)市町村条例による定数

二四、八七五人

(3)現在の団員数

二四、三八七人

で、基準数より条例定数が一、二五三人が不足、また条例定数より現員数が四八七人が不足である。

二、過去五年間に条例定数を減少する改正をしたか。

(1)改正した　二五市町村

(2)改正しない四二市町村

○改正した理由

（下段数字は市町村数）

①消防本部、署を設置したから　一三

②消防の機動化が進んだから　六

③基準を超えていたから　五

④市町村合併等で再編成したから　四

⑤財政事情から　二

⑥入団希望者減少　二

（二以上の理由もあり）

三、基準団員数より条例定数が不足な理由は

(1)風水害、山火事の実態からそれ程必要としない　二四

(2)広域、常備消防が設置したから　一四

(3)財政事情から　八

(4)入団希望者減少　三

(5)自衛消防を団員に編入することを検討　一

となっている。

四、消防団員確保の状態

(1)やや円滑である　三七

(2)やや困難である　一六

(3)困難である　七

(4)円滑である　六

(5)非常に困難である　一

で市町村により事情が異っている。

五、消防団員数は現状でよいか。

(1)一般火災に対して

①概ね充分である　六五

②やや不充分である　二

(2)風水害、山火事等の災害に対して

①概ね充分である　五五

②やや不充分である　一二

六、消防団員の不足対策

（昭和四十七年以降、市町村で重点的に実施した対策）

(1)組合消防本部、署の設置　二八

(2)消防団の機動力の強化　二六

(3)報酬手当等の改善　二六

(4)他市町村と応援体制の強化　一〇

(5)消防署、所の増設強化　六

(6)隣保互助組織活用　六

(7)団員の資格年令の緩和　五

(8)役場職員等の団員に任用　五

(9)婦幹団員の育成　三

(10)個人装備の充実　三

などが主たるものである。

七、今後市町村で重点的に実施したい対策

(1)報酬手当等処遇の改善　三九

(2)団の機動力強化　二五

(3)婦幹団員の育成　一二

(4)他市町村との応援体制の強化　七

(5)常時出動の中核となる部、班の育成　六

(6)団員の資格年令の緩和　六

(7)団員の装備充実　三

(8)退職者の慰留等となっている。　二

八、消防団員の定年制（延長を含む）

(1)実施している　二二

内訳

①団長以下全員　一〇

②副団長以下　二

③分団長以下　六

④部長以下　一

⑤班長以下　二

⑥団員のみ　一

(2)実施していない　四九

但し、うち三町村では勧奨退職を行っている。

九、消防団員の採用

(1)自発的希望者を選衝する　九

(2)部落、町村の慣例により推せん者を割当てる　七

(3)先輩団員の勧誘　三九

（二以上併用する町村もあり）

十、消防団員の産業別数

(1)農業　一八、五三五人

(2)建設業　一、一九〇人

(3)製造業　一、一三四人

(4)卸小売業　九五四人

(5)サービス業　八〇二人

(6)公務　四九一人

(7)林業狩猟業　二九六人

(8)運輸通信業　二九〇人

(9)鉱業　二五五人

(10)漁業水産養殖業　一六二人

(11)電気ガス水道熱供給業　八一人

(12)金融保険業　一〇人

(13)その他　五〇人

計二四、三八七人

で農業が全体の七六%を占め、次いで建設業の五%となっている。

余滴

T・H生

◎歩のない将棋

◆「ヘボ将棋、王より飛車を可愛いがり」という川柳がある。ヘボならその心情が理解できる筈、初期の下手な将棋さしは王将そっちのけにして、優秀な機動戦力である飛車角を大事にする。そのあまり、夢中になって王将をとられても気がつかず「オイ、俺の王様がないぞ」と落語の材料になりかねない。◆まして「歩」の如きは大したことはないと軽視してしまう。しかし俗に「歩のない将棋は負け将棋」という。飛車角金銀だけでは戦争ができない、歩の持駒、歩兵は貴重なものである。歩は前進するだけで後には退けないが敵陣に入ると成り歩になって金と同じ働きをする。◆北島三郎の唄に「歩」というのがある。「肩で風切る王将よりも……世間は歩がなきゃ成り立たぬ」などとある、社会は飛車角のような偉い人たちばかりでは動きがとれなくなる。やはり手足のように働く歩がないと成り立たない。行政も企業にしても組織は縮図にすれば将棋盤の配置みたいなものである。◆部課長ばかりではどうにもならない、人は人としての価値には変りはないが、仕事には相それぞれの段階と分野がある。特に消防や警察の仕事などは機敏性と機動性が要請され、迅速な行動のためには金銀桂馬歩に至るまで各自の特性を発揮させるようにしないとヘボ将棋になってしまう。◆表現が悪いが、中年を過ぎて役付にもなれない社員を万年平社員などと言っている、いうなれば万年歩なのであるが、しかしその担当する業務においては何れも重要な働きをしている、人はみんなが金銀のようになれるものではない。官公所や会社などでも部課長になる人は限られた一部の人たちである。◆この人たちも無為になったものではなく、学力もあろうし、平素の努力の賜のでまた運もよかった筈である。だが運はタナからボタ餅のようにおちてはこない、自らが開くものだという。◆吹けば飛ぶような歩だからといって軽視することは禁物、そんな人こそ歩みたいなものでの歩の使い方を知っていない。「ヘボ将棋、座りなおして、また負ける」のである。◆

消防団員の退職報償金等

新年度から大幅引上げ

消防団員の処遇改善について、自治省消防庁で検討を加えていたが、この程昭和五十二年の実施案を発表した。これによると消防団員の退職した場合支給される報償金の大巾な増額や、公務災害補償の補償基礎額の引上げ、市町村分消防費に係る地方交付税措置で単位費用、団員報酬、出動手当等の引上げが行われ新年度の四月から実施される見込みである。

概要次のとおり、（　）内は、昭和五十一年度の額、以下同じ。

正副団長　七、七一〇円（七、二〇〇円）
正副分団長六、六四〇円（六、二〇〇円）
部長班長団員五、五七〇円（五、二〇〇円）
団　長　四二、〇〇〇円（三九、〇〇〇円）
副団長　三三、〇〇〇円（三一、〇〇〇円）
分団長　二二、五〇〇円（二〇、〇〇〇円）
副分団長一八、五〇〇円（一七、〇〇〇円）
部長班長一二、〇〇〇円（一一、〇〇〇円）
団　員　一一、〇〇〇円（一〇、〇〇〇円）
出動手当引上げ
一回当り　二、四〇〇円（二、三〇〇円）
団員特別健康診断費
昭和五十二年度新設
人口一〇万人につき　五〇、〇〇〇円

地方交付税単位費用
人口一人当り
三、八四〇円（三、五三〇円）
団員報酬引上げ（年額）

退職報償金引上げ額

（単位　円）

階級	勤務年数 10年～15年	15年～20年	20年～25年	25年～30年	30年以上
団長	110,000 (60,000)	170,000 (100,000)	230,000 (150,000)	310,000 (220,000)	400,000 (300,000)
副団長	95,000 (55,000)	140,000 (85,000)	200,000 (130,000)	270,000 (190,000)	360,000 (270,000)
分団長及び副分団長	85,000 (50,000)	115,000 (70,000)	170,000 (110,000)	230,000 (160,000)	320,000 (240,000)
部長及び班長	750,000 (45,000)	105,000 (65,000)	150,000 (100,000)	210,000 (140,000)	290,000 (210,000)
団員	70,000 (40,000)	100,000 (60,000)	135,000 (90,000)	190,000 (130,000)	260,000 (190,000)

公務災害補償基礎額も

○勤続十年未満
正副団長　六、六四〇円（六、二〇〇円）
正副分団長五、五七〇円（五、二〇〇円）
部長班長団員　四、五〇〇円（四、二〇〇円）

○十年以上二十年未満
正副団長　七、一七五円（六、七〇〇円）
正副分団長六、一〇五円（五、七〇〇円）
部長班長団員五、〇三五円（四、七〇〇円）

○勤続二十年以上

コンビナート防災対策

秋田市に化学消防車

石油コンビナート地帯における火災は、多種多様の危険性を含んでおりその防災対策、特にタンク火災の消火に効果のある高性能の消防車、つまり数機種の消防車を一つのシステムにした強力なものが要請されていた。秋田市消防本部ではこの程、全国にさきがけて車庫建設費など含めて、九千五百万円をかけて、石油コンビナート防災三点セットを購入し秋田港と石油コンビナートがある土崎消防署に配置、三月二十八日その性能を一般市民に公開した。このセットは、

○大型高所放水車
大型化学車から送られた泡混合液を更に加圧して地上高23米から放射する

○大型化学消防車
自積または泡原液搬送車から送られた液と水により加圧混合して高所放水車に供給する。

○泡原液搬送車
消火活動長時間にわたる場合、泡原液を備蓄タンクから大型化学車に搬送し供給する。

この三車を一つの系統化にしたもので平常は水を入れて一般火災に活躍する。

高所放水車は、放水巨離八十米、泡放射でも五十五米、屈折三節でリモートコントロール、少数の署員で操作ができ、23米の高さから放水ができるので八階建ての高層ビル火災にも大きな威力を発揮する。

同消防本部では「これで石油コンビナートや危険物施設の火災は勿論、一般火災の消火活動も大きく能率アップする」と語っている。

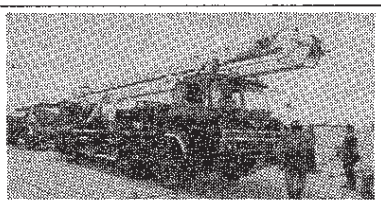

大型高所放水車

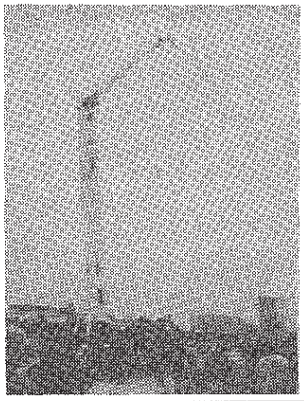

高所の放水

昭和52年度教育訓練計画

県消防学校

県消防学校では、昭和五十二年度の教育訓練計画を次のとおり策定し四月から実施することにした。

◎初任教育

(1)消防職員課程
初任消防職員に対し消防上の基礎的な学術技能について教育する。
実施期間、一〇九日
第一回　四月――七月
第二回　八月――十一月
入校中の所要経費
一人　九四、〇〇〇円

(2)消防団員課程
初任消防団員に対し消防上の基礎的な学術技能を教育する。
実施期間　四日
第一回　十二月第一週
第二回　十二月第二週
第三回　一月第四週
入校中の所要経費
一人　三、七〇〇円

◎専科教育

(1)警防科
現任職員に対し、警防の専門的教育を行う。
実施期間
六日間　二月第二週

(2)予防科
現任職員に対し予防の専門的な教育を行う。
実施期間
六日間　二月第三週

(3)原因調査科
現任職員に対し火災原因調査の専門的な教育を行う。
実施期間
六日間　十二月第三週

(4)機関科
①消防職（団）員の機関担当員に対しポンプ自動車の構造と整備技能の専門的な教育を行う。
実施期間
六日間　三月第一週
②消防職（団）員の機関担当員に対し小型動力ポンプの構造と整備技能の専門的な教育を行う。
実施期間
四日間　三月第二週
四日間　三月第三週
四日間　三月第四週

(5)救急科
現任職員に対し救急業務に関し専門的な教育を行う。
実施期間
六日間　二月第四週

◎幹部教育
幹部科
消防団の班長以上の幹部に対し現場指揮その他必要な教育を行う。
実施期間
四日間　一月第二週
四日間　二月第二週
その他別科教育として移動消防学校を随時開設する。

詔（へつらう）に思う

大曲仙北地区消防本部
予防課長　富樫　俊悦

当用漢字の中には見あたらない文字であるが、日常生活では容易におめにかかる行為である。広辞林には「へつらうこと、こびること、おべっかい、おもねる、追従……」と訳されている。ときには必要であるかもしれない言葉ではあるが、社会生活に不可欠なものとは思いたくない言葉であり行為である。しかし用い方によってはウイットにとみ傍目にもユーモアがあってはほえましいもので、現に予防査察において「御世辞」をポイント的に用いることが多くある。広域消防となって消防に馴染の薄い関係者に温顔から絞切型の指摘、質問責めでは相手にしてみれば取付くしまもないわけで、ここで用いられる「へつらい」とは卑屈になり阿諛迎合する意味ではなく融和することにある。

世にいうところの「へつらい」は侮蔑をもって感じとられた醜いとされているが平然と「胡麻」をすることによって、身の保全や栄達を図ろうとした人たちは古今東西にみられる。はたから見るとあさましいが世渡り上手なのかも知れない。

へつらうことは、相手に対する欺瞞であり人の和を壊す不徳な行為であると考えるが、しかし人は複雑な共存社会や権力関係の中では、ともすれば猜疑に陥ったり他人の成功することを妬んだりする。或は共通した本能なのかも知れない。

世の中で己れの信条に生きようと努力すると「出る杭は打たれる」の諺のとおり無残にも打ちたたかれて、伸びようとした若い芽は枯れ萎み、希望のない妥協と去隋に落ちいり、気力の薄れた追従と迎合的な行動となってしまう。道ばたの雑草のように不屈に生きながらえるには批判や誹謗に堪えながら成就すべきであろう。

人間社会においては誰れしも無事安泰を願うものだが、願うあまりの日和見にいたっては退歩する以外にない。しかしながら「流れに竿さす」のたとえのとおり進言は疎じられるものだが、疎じることなく欲迎すべきことではないだろうか。

私の場合など苦端火を吐いても駄弁にほかならず、その価値は鉛にも値いしないのが普通であるが、古来から不言実行の徳を称えて「雄弁は銀、沈黙は金」という格言がある。

そもそも沈黙は金なりの格言は、封建時代は謙虚な美風ともいわれ、言論が圧迫された年代のものであって、ことなかれ主義の無口は沈黙とはなり得ず卑怯の誹は免れない。肝心なときこそ忌憚のない批判、意見を述べることが肝要であり、それを受け止め得る度量が大切だと痛感している。

これらのことを背景に私は「出る杭を伸そう」と思う。旧弊に囚れることなく若い発言力と行動を願望するとともに、我々も大いにコミニテー時代に相応く、若い人達の付託に応える責任があることを忘れてはならないと考えている。

推古記（西歴五九三年）の中に「其レ詔と詐タ者ーなる一節がある。古代の文書の中から、この言葉を見いだすことができるということは、古くして新らしい言葉であることを強く興味をおぼえるとともに、「不詔を信条に生きたいと念じてきた自分について省りみれば、挫折感で悔悟しきりの心情である。

「消防団員福祉共済制度」ご加入のおすすめ

わずかな掛金で高額の保障

制度の特色

1．公務中の災害保障は勿論、公務中以外の災害保障も得られます
2．わずかな掛金で高額の保障が得られます
3．1年ごとに契約を更新するため経済変動に対処できます
4．1年ごとに収支計算を行なって剰余金が生じた場合は配当金をお返しします
5．無診査で加入手続きが簡単です

日本消防協会・秋田県消防協会

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　中田初雄
印刷所　能代市上町3の1
有限会社　北羽出版社
電話　(4)3158

増加する救急出動

搬送は急病人が最高

近年県内の救急体制が充実強化するに伴って、各消防署の救急出動が年毎に増助している。

四月一日現在で県内の救急業務実施市町村は、二市一町、十四消防一部事務組合で、業務委託一町を含めて全市町村に実施されている。消防署が十九署、救急車が四十七台で昨年県内の出動総件数が一一、九五四件（前年より一、四八七件の増加）で救急車一台当り年間平均が二二五件、特に県都秋田市では、昨年の出動件数が二、六八八件で全県の約四分の一に近い出動である。

これを三台で処理するので一台当りが八九六件、全県平均の約三倍以上になっている。

県消防防災課のまとめによると、昨年度出場の事故種別では急病人搬送が全体の半分以上を占め、次いで交通事故、一般負傷などが多くなっている。業務担当者の話によるとタクシーが夜間の急病人などでは病院が直ちに受付けてくれない場合もあるので救急車を利用するケースも相当あるという。救急搬送体制が充実したものの、医療体制は救急指定病院（告示救急医療機関）が県内で二十五病院、これでは充分な受入れ体制になっていない。

昨年度の事故種別にみる出動件数は次のとおり。

（　）内は前年度の件数

出動総数一一、九五四件（一〇、四六七件）

内訳

1. 急病人　六、三九八件（五、七一六件）
2. 交通事故二、三二四件（二、一二〇件）
3. 一般負傷一、二八七件（一、一二三件）
4. 労働災害　三七二件（三六九件）
5. 運動競技　一七五件（一九三件）
6. 自損行為　一六六件（一六九件）
7. 犯　罪　八三件（七一件）
8. 水　難　四一件（五三件）
9. 火　災　三一件（二一件）
10. 風水害　三件（三件）
11. その他　一、〇七四件（六二八件）

また、本年一月から三月までの救急出動は三、〇一一件（前年同期二、七一七件）で前年より二八四件の増加。出動種別では、急病人がやはり最高で一、八〇五件、次いで一般負傷が四〇三件、交通事故が二八一件で冬期積雪のため減少している。

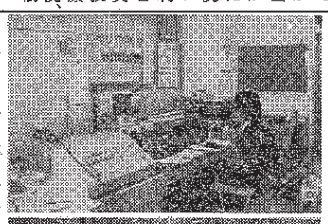

秋田消防本部通信司令室

活躍する救急隊員

秋田市消防団団長に辻兵吉氏

秋田市消防団では四月二十二日分団長会議を開催し、消防団役員の改選を行い、かねて健康上から辞任届を提出していた鈴谷団長の辞任を承任し、後任団長に副団長の辻兵吉氏を選任、これまで副団長六人を四人とした。

選任者は次のとおり

副団長　辻　兵吉
団　長　鈴谷小太郎
副団長　大内　正蔵
副団長　森川兜二郎

これに伴って、秋田市消防団長は、県消防協会秋田支部長及び協会理事となる。

市長任用辞令は五月一日付。

秋田市消防団長へ
本部付分団長藤田　樗逸
秋田市消防団副団長へ
副団長　伊藤　秀雄
副団長　柏谷　芳郎
副団長　佐々木義太郎
各留任
退任者

一統全国新標語

使う火を
消すまで離すな
目と心

危険物取扱者試験

6月19日に実施

秋田県では、本年度第一回危険物取扱者試験を次のとおり実施することにした。

一、試験の種類
甲種危険物取扱者
乙種危険物取扱者
（第一類から第六類）
丙種危険物取扱者

二、試験の日時
本年六月十九日（日）
午前十時から

三、試験の場所
1. 大館会場
県立大館鳳鳴高校
2. 秋田会場
県立秋田工業高校
3. 横手会場
県立横手工業高校

四、受験願書の受付
五月十八日（水）から五月二十七日（金）まで、午前九時から午後四時まで。
ただし、土曜日は午後零時までとし、日曜は除く。

五、受付の場所
秋田市山王四丁目一
秋田県庁消防防災課

六、受験資格
(1) 甲種危険物取扱者
学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校において化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者で、六ヶ月以上危険物取扱の実務経験を有するもの。
(2) 乙種危険物取扱者免状の交付を受けた後、二年以上危険物取扱者の実務経験を有するもの。
(3) 知事が(1)と同等の学力を有すると認定した者で、六ヶ月以上危険物取扱の実務経験を有するもの。
2. 乙種危険物取扱者
乙種危険物取扱者試験を受験できる資格受験しようとする試験の種類の危険物について六ヶ月以上その取扱いの実務経験を有するもの。
3. 丙種危険物取扱者
特に制限はない。

七、試験科目
甲種
1. 危険物取扱作業に関する保安に必要な物理学化学、及び消火等に関する高度の基礎理論。
2. 危険物の性質及びその火災予防、消火の方法等。
3. 危険物に関する法令
乙種
1. 基礎的な物理学及び化学。
2. 危険物の性質及びその火災予防、消火の方法等。
3. 危険物に関する法令。
丙種
1. 燃焼及び消火に関する基礎知識。
2. 性質及びその火災予防と消火の方法。
3. 危険物に関する法令。

八、試験科目の免除
1. 乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、他の類の乙種試験を受ける者は次を免除
○基礎的な物理学、化学
○危険物に関する法令。
2. 乙種第一類又は第五類の受験する者で火薬類製造保安責任者免状等の交付を受けている者は、次の科目を免除。
○保安に必要な基礎的な物理学、化学。
○第一類から六類までのうち受験に係る類の危険物に共通する特性。
○受験に係る類の危険物の品名ごとの一般性質。
3. 危険物に関する法令
乙種
1. 基礎的な物理学及び化学。
2. 危険物の性質及びその火災予防、消火の方法等。
3. 危険物に関する法令。
丙種
1. 燃焼及び消火に関する基礎知識。
2. 性質及びその火災予防と消火の方法。
3. 危険物に関する法令。

全国防火標語が決定

昭和五十二年度

消防庁と日本損害保険協会では、火災予防思想の普及高揚のため、毎年全国から防火標語の募集を行っているが、昭和五十二年度分として、応募総数三万一千余通の中から、この程入選一篇、佳作十篇を決定した。

入選標語は、昭和五十二年度の全国火災予防運動の統一標語として使用される。

入選、佳作は次のとおり。

◎入　選

使う火を
消すまで離すな
目と心
大阪府　松永　拓郎

◎佳　作

○あなどるな！
塵は怖い　火は速い
愛知県　伊藤　登

○ありますか
身近に消火器　避難口
東京都　磯村　隆夫

○火の用心　くらしの
智恵です
大阪府　池永　一広

○訓練が生きて
役立つ　初期消火
石川県　梅木　勝吉

○危いぞ、捨てる
タバコと捨て忘れ
徳島県　松本　国雄

○目と手と
においで火の点検
長崎県　蓮尾　末子

○小さな見落し
大きな火災
新潟県　小林　義之

○母が子に　教える
防火で住みよい明日
愛知県　高橋　洋子

○使う火は安全に
消す火は完全に
神奈川県　本間　正志

○たのしいわが家
きびしい防火
愛知県　斎藤はな子

東北地区消防大会

六月山形県で開催

東北七県消防連絡協議会が六月三日（金）山形県上山市において開催することに決定した。

当日、午後一時三十分から各県消防協会長、副会長、日消代議員、事務局長会議を開催、各県提出議題の調整、次回開催地の協議等を行い、引続いて午後二時四十分から連絡協議会を開き各県提出議題の説明、前年度議題の処理結果報告、研究体験発表等を行い会議を終了する予定である。

余滴

T・H生

◎教育勅語論◎

◆昔気質と現代っ子気質がある。昔の人は現代っ子を「今の若い者は」と批判し、若い人たちは昔の人を頭が古いという。こうしたことは世代が変っても繰返えされていく。今春大学を出て就職した男子社員を対象に民間機関が意識調査した結果をこの程発表した。◆それによると、高度成長期にもてはやされたモーレツ型が減って、生活重視のマイホーム型が増加しているという。それにもかかわらず「経営幹部になりたい」人が圧倒的に多い、ちよっと虫が良すぎる話であるが現代サラリーマン気質であろう。女子の場合は結婚や海外旅行資金をためたい、等がビジネス派の約三倍で圧倒的。ひと頃、家付きカー付き嫁ア抜きとか、三食昼寝付きなどといわれた。老後を子供に託していた親の昔の夢はもう通用しない。親は子を養うのが義務で子供は一人前になるとサヨーナラ◆サラリーマン小説に勅語社長というのが出ている。老骨の大物社長が社員の結婚式には必ず出席して教育勅語を引用し「父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信じ……」とやるので勅語社長と呼ばれるようになった。聞いている方は、またかと思いウンザリしているが社長は大まじめである。◆教育勅語の精神は、いうなれば明治の精神であり武士道精神である。これを弁えぬ者は立派な人間でないと新郎新婦に訓示を述べるのだが、社長訓示であるからには一応神妙な顔をして拝聴しているというのである。◆去る一月の衆院予算委員会にこの教育勅語論が出ている。福田首相と工藤委員の質疑が報道されているが、勅語社長と共通点があり興味深いものがある。要約次のとおり◆首相は先般、戦前の教育勅語に論じている人の道は、今日も脈々と生きているし、生かさなければならない、と述べているが戦後教育勅語は衆院でどう取扱われているか。首相「はっきり覚えていないが、廃棄すると決議されたと記憶している」◆昭和23年6月廃棄が決議されている。詔勅の根本理念は主権在君、神話的国体観念にのっとっているからだ、この発言は重大である。首相「勅語は廃棄されたが、人はどうゆう立場で生きなければならないか、親に孝養、夫婦相和し……は私の言う協調と連帯を表している」◆神話的国体観、皇国史観、主権在君、忠君愛国という内容が今も必要な人の道か。首相「勅語は廃棄されたと言っている。私は復活するとは言ってない、勅語には協調と連帯そのものを説いているものがある」◆廃棄決議は、将来指導原理として残らないようにしたものだ、首相の発言は決議軽視である。どうして忠君愛国が古今東西の人の道か。首相「あなたは、父母に孝に、夫婦相和し……を否定なさるのか、人は大いに自己練磨し、その成果を分かち合うべきで、それでも足りなければ、さらに充実しなければならん。それこそ協調と連帯で人の道でないか」◆首相は孝行などのところだけ言っているが、そうゆうことが、日本やアジアで多数の人の生命を失わせたのだ。このような発言は、反憲法的態度だ、発言の取消しを要求する。首相「私の発言は取消さない、決議で廃棄されたことはよく知っている。勅語に述べられた人の道の部分は今日も生きている、あなたと所感が違うが私の考えは正しいと確信している」◆もう一度ただす、教育勅語が新憲法の下で国の教育の指導原理として生きているように国民に誤解を与えないため、衆院でも決議されたのだ、重ねて取消しを要求する。首相「どんなに要求されようとも取消さない」……と、このようになっている。見解の相違かな。◆

秋田へお越しの節のお泊りに
ぜひご利用を

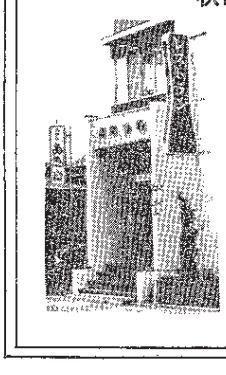

▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）¥ 2,300
2人室（バス、トイレ付）¥ 4,600
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）¥ 2,000
2人室（バス、トイレ付）¥ 3,500

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

全国で建物火災が増加
本年一、二月中の火災

消防庁がこの程、今年の一、二月中に全国で発生した火災件数をまとめた。それによると総件数では前年同期に比較して〇・九％が増加、特に建物火災が、五・五％も増加し、林野火災が減少している。火災件数は次のとおり。（）内は前年同期の件数。

〇一、二月中の総出火件数
一五、四五四件
（一五、三一二件）
増、一四二件

火災区分別では、
㈠建物火災八、六六五件
（八、二一三件）
増、四五二件
㈡林野火災一、四〇五件
（一、七一四件）
減 三〇九件
㈢車両火災 六二四件
（五二九件）
増 九五件
㈣船舶火災 三六件
（三六件）
㈤その他火災四、七二四件
（四、八一九件）
㈥焼死者 五七五人
（四四二人）
増 一三三人
㈦負傷者 一、九〇三人
（一、八七四人）
増 二九人

で死者、傷者とも本年は増加の傾向にある。

秋田県内の火災

本年一月から三月秋田県内の本年一月から三月まで発生した火災件数は、一四七件、このうち建物火災が一三七件、林野その他の火災が一〇件となっている。建物火災は前年同期と同件数だが、焼損棟数が一七七棟（前年一九八棟）で二一棟が減少し、焼損面積も一四、九五一㎡（前年二三、三八五㎡）で八、四三四㎡が減少した。

損害額は、四億六千八百万円（前年五億八千四百万円）で一億一千六百万円が減少している。

焼死者五人（前年一二人）で七人が減少した。

春の火災予防運動期間中の火災

今年の春の火災予防運動が四月十日から十六日まで七日間全県一斉に実施されたが、昨年の春の運動期間中の火災発生件数と比べ五件の増加となった。

詳細次のとおり（）内は前回予防運動期間中のもの。

一、火災発生件数 一八件（一三件）で五件の増、このうち林野火災が五件（三件）で二件の増加、建物火災が一三件（一〇件）で三件の増加。

二、焼損棟数 一三棟（一〇棟） 三棟の増加

三、焼損面積 二九八㎡（八四四㎡）で五四八㎡が減少。従って前回に比べて大きな火災はない。

四、林野焼損面積 五一a（九六a）で四五aが減少している。

五、死者 一人（前なし）となっている。

消火器の販売員に注意
悪質なセールスマン横行

毎年のことながら火災の季節になると、消防署員などに似た服装をして各家庭を訪問し、消火器を売り歩いたり消火器の薬剤交換を勧めて法外な金銭をとったりする悪質なセールスマンが横行する。

各家庭では充分な注意が必要。去る四月十一日五城目町で消防署員に似た服装で各家庭を訪れ、「消防署から来た、消火器を買ってくれ、買うと町から六千円の補助が出る。備付けないと罰せられる」などといい加減なことを言って、四千円程度のものを一本置き「あと一本は後に届ける」と主婦から二本分の代金二万一千円をだまし取って逃げた男が警察に捕った。

消火器に対する一般の知識が欠けているところから許されるケースがほとんどである。こんなことのないよう各家庭では、次のことに注意して下さい。

(1)各家庭の訪問販売などする場合は、身分証明書を所持しなければならないので証明書の提示を求めること。偽造証明書を所持している場合もある。

(2)買うことを強要された場合でも、買う意志がないときは、はっきり断る。

(3)消火器の薬剤耐用年数は種類によって違うが粉末の場合は概ね五年、気密性が保たれていると五年以上有効である。

(4)消火器を購入する場合は、国家検定の合格証がついているかどうかを調べる。

(5)消火器が古くなって心配なら、ボンベの重さを計り標示されている総重量より減っている場合は取替える。また、圧力計がついているものは針をみると判るようになっている。

いずれにしても、消火器はときどき点検することが肝心である。消火薬剤の詰替えは、消防設備士の資格がないとできない。新しいもの買ったり、薬剤の詰替えするときは、消防器具販売店や消防署に相談をして、悪質なセールスマンの口車には乗らないようにすること。

地震火災に備える
―消火器や用水はいつでも使えるよう―

地震でいちばん恐ろしいのは、二次的におこる火災です。

大正十二年の関東大震災で、東京だけでも約六万人の死者がでておりますが、その大部分が火災による死者です。

地震のときは先ず、火の始末をするとともに、火災になったら隣り近所協力して初期消火にあたること。

▽地震を感じたら△

〇あわてて外にとび出さない。あわててとび出すことは極めて危険です。机やベットの下、あるいは柱などに身をよせて落ちついて様子をみましょう。

〇先ず身近の火の始末

火災を出さないために、身近にある火の始末をしましょう。ストーブ類や、ガスコンロなどのコックをしめ、電気機具類はスイッチを切りましょう。

〇隣近所協力して初期消火

火災になったら大声で隣り近所に知らせ、みんなで協力して消火しましょう。

初震で家が潰れることは、先ずありません。落ちついて火の始末、火災を出さないことが肝心です。

着任にあたって

県消防学校長 芳賀 忠

このたび、はからずも秋田県消防学校長を仰せつかり、着任しました。新しい任務は、私にとって、誠に重責でありますが、前校長の方針を受けつぎ微力ながら精一ぱい努力したいと思います。

最近における経済活動及び社会生活の高度化は、火災をはじめとする各種災害の大規模化と多様化をもたらし、今日ほど地域住民の生命、身体、財産が危険にさらされているときではないのでないでしょうか。

消防の強化は、結局は人が根本であり、人づくりが最も大切であるといわれております。多くの当面する問題のなかで、個々の消防職（団）員に対する知識と消防技術の向上を図るとともに、それぞれが個々の責任を充分に果しながら、あらゆる災害に際して団体活動に対応できる人づくりを学校職員一致協力して推進して参りたいと思いますので関係者の変わらざるご支援をお願い致しまして、着任のごあいさつとします。

今年は長梅雨
豪雨に注意＝長期予報

秋田地方気象台が発表した五月から三ケ月間予報によると、梅雨入りは平年より早く、梅雨明けは平年より遅れそうといい、梅雨期間中は時々、冷たい天候という。五月前半は比較的晴れの日が多いが、後半は天候が変りやすく、気温の変化が激しいため遅霜に注意が必要、梅雨入りは六月上旬（平年は六月十五日）、梅雨明けは七月下旬（平年は七月二十五日）、になる見込み。七月は梅雨前線が活発で、例年本県に水害をもたらすので、水害対策の見直しも必要。月別天候は次のとおり。

◎五月

前半は移動性高気圧に覆われて晴れの日が多いが、一時低気圧が発達して天気の荒れる日がある。また、冷え込みの強い日があって内陸部では遅霜の降りる所がある

後半は天気が崩れやすくなり、曇りや雨の日が目立つようになる。月平均の気温、降水量は平年並み。

◎六月

オホーツク海に高気圧が現れやすく、平年より早めに上旬中に梅雨に入る見込み、時々梅雨前線の活動が活発になって、膚寒い天候になる。月平均の気温は平年並みかやや低め、降水量は平年よりやや少なめ。

◎七月

上旬は梅雨前線の活動が活発で曇りや雨の日が多い。中旬は一時、夏型の天候になりそうだが、その後、再び前線の活動により雨が降りやすく、気温の低い期間がある見込み、月平均の気温は平年並みかやや低め、降水量は平年並みかやや多めの見込み。

成人病を防ぐ
日常心得

ストレス、特に精神的緊張を適当に処理し、心の健康を確保することが必要です。

高血圧、心臓病、がん、糖尿病などの成人病を予防するために、中年からの日常の心得をあげるとおよそ次のようになります。

〇つとめて歩く。それも前を歩いている人を追いこすぐらいの速さで。

〇食べものは、ゆっくりよくかんで食べる。

〇塩分は少なめに。ただし、汗をかく労働では少なくなり過ぎないように。

〇動物性脂肪よりも、植物性脂肪を多いめにとる。

〇米飯の量を少なくする。

〇ビタミンC（新鮮な野菜果物、ことにホーレン草ミカン、いちご、パセリ等に多く含まれている）の多いものをとる。

〇なるべく、体を肥満させないように心がける。

〇用便はいきばらないようにする。便所や風呂場はできるだけ暖かくする。

〇寒いときは部屋の暖かさを保つようにし、着衣は軽く暖かいものを用いる。

〇急に激しい運動をしないなるべく軽い運動をし、興奮しないようにする。

〇ときどき軽い体操や深呼吸をするようにする。

ビルの背くらべ

高層ビル火災対策に頭を痛めている都市消防。高度成長経済のシンボルだった超高層ビル、ラッシュも、減速経済時代になって一段落になりそうだという。参考まで東京ノッポビルを拾ってみよう。

◆霞ケ関ビル（43年4月）
三六階、高さ一四七米

◆世界貿易センター（45年3月）
四〇階 高さ一五二米

◆京王プラザ・ホテル（46年3月）
四七階 高さ一七〇米

◆新宿住友ビル（49年3月）
五二階 高さ二〇〇米

◆KDDビル（49年7月）
三二階 高さ一六五米

◆新宿三井ビル（49年10月）
五五階 高さ二一〇米

◆安田火災海上本社ビル（51年5月）
四三階 高さ一九三米

◆池袋、超高層ビル（53年3月予定）
六〇階 高さ二四〇米

◆新宿、野村ビル（53年5月予定）
五三階 高さ二〇三米

◆新宿センタービル（仮称、54年春予定）
五四階 高さ二二五米

ざっとみても、こんなところです。

だじゃれ教室

こんなこと、ご存知ですか

〇欠け徳利（口が悪い）
〇新しいキセル（つまらない）
〇けちな稲荷（取り柄「鳥居」がない）
〇四国の日照り（あわてる「阿波照る」）
〇トートー（上々）
〇下手な将棋（金銀をもって苦しむ）
〇無地の羽織（一紋「一文」もなし）
〇山桜（出歯「ハナより先にへガ出る」）
〇夜明けの幽霊（途中で立ち消え）
〇下手な俳句（苦「句」にならぬ）
〇冬の蛙（考える「寒がえる」）
〇畑の蛤（ある筈がない）
〇八月の槍（ぼん「盆」やり）
〇井戸の月（深いなか「仲」）
〇黒犬のおしり（おもしろくない「尾も白くない」）
〇桜にうぐいす（気「木」が違う。）
〇ねずみ六匹（夢中「六チュウ」）
〇破れ障子（肉がない「骨ばかり」）
〇闇夜の欠け徳利（口から出まかせ）
〇縁の下の喧嘩（立ち上がらない）

「消防団員福祉共済制度」ご加入のおすすめ
わずかな掛金で高額の保障

制度の特色

1．公務中の災害保障は勿論、公務中以外の災害保障も得られます
2．わずかな掛金で高額の保障が得られます
3．1年ごとに契約を更新するため経済変動に対処できます
4．1年ごとに収支計算を行なって剰余金が生じた場合は配当金をお返しします
5．無診査で加入手続きが簡単です

日本消防協会・秋田県消防協会

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　中田初雄
印刷所　能代市上町3の1
有限会社　北羽出版社
電話　(42)3158

昭和五十二年度 代議員会議を開催

昭和五十二年度秋田県消防協会代議員会議を五月十日午前十一時から消防会館大会議室において開催した。正副会長、理事、監事、代議員及び来賓など約七十名が参集して行われた。

まず、中田協会長があいさつとあと、議事録署名員二名、

鳥海村団長　高橋　満雄
中仙町団長　加藤　保

を選出、次いで事務局長から昭和五十一年度事務ならびに協会事業の概要報告があり、会長が議長となり議事に入る。

◎議事の概要（決算の部）

一、昭和五十一年度一般会計才入才出決算の承認について

才入高金
一二、五〇〇、三〇一円也
才出高金
一二、一〇六、七三八円也
差引残高金
三九三、五六三円也
（新年度に繰越）

二、昭和五十一年度消防会館特別会計収支決算の承認について

才入高金
三三、八八三、四三五円也
才出高金
三三、一四一、六二二円也
差引残高金
七四一、八二三円也
（新年度に繰越）

三、昭和五十一年度特別会計罹災互助会才入才出決算承認について

才入高金
八、八七五、二五二円也
才出高金
五、六四八、八四五円也
差引残高
三、二二六、四〇七円也
（共済積立金に繰越）

四、昭和五十一年度特別会計罹災互助会共済積立金才入才出決算承認について

才入高金
五八、一七一、七〇一円也
才出高金
一、七〇〇、〇〇〇円也
差引残高金
五六、四七一、七〇一円也

五、特別会計罹災互助会財産報告について

(一)共済積立金
五六、四七一、七〇一円也
(二)昭和五十一年度収支残
三、二二六、四〇七円也
(三)消防会館建設貸出金
一、七五〇、〇〇〇円也
合計額
七七、一九八、一〇八円也

以上の報告に次いで、監事尾去沢団長高杉正巳から監査の結果の報告があり、決算は承認された。

◎議事の概要（予算の部）

一、昭和五十二年度協会事業計画（別項のとおり）

二、昭和五十二年度支部分担金の徴収額について

(一)世帯数割
一世帯当り二円四〇銭
(二)会員数割
一人当り　八円
合計額
一、〇一四、〇〇〇円也

三、昭和五十二年度一般会計才入才出予算案について

才入才出額共
一一、四八七、〇〇〇円也

四、昭和五十二年度消防会館特別会計才入才出予算案について

才入才出額共
三三、四八六、〇〇〇円也

五、昭和五十二年度特別会計罹災互助会才入才出予算案について

才入才出額共
九、八〇〇、〇〇〇円也

各予算案は何れも原案どおり可決した。引続いて、

1. 補正予算の委任について
2. 暫定予算の委任について
3. 年度内一時借入金について

の各案もそれぞれ決定し次いで、

4. 役員の改選について

を提案、各支部から選衝委員一名を選出し、八竜町清水団長が委員長となり別室で審議を行った結果、次のとおり決定報告があり万場一致で可決。

会長（留任）　中田　初雄
副会長
留任　佐藤　純長
留任　佐々木賢一
新任　辻　兵吉
監事
鷹巣町団長　村上儀八郎
井川町団長　藤田　豊治
羽後町団長　黒沢　圭助

最後に来賓の佐々木副知事から、祝辞があって午後二時、会議を終了した。

昭和52年度秋田県消防協会事業計画

事業項目	事業予算 本年度	事業予算 前年度	実施時間	事業内容
1.表彰	1,000,000	1,000,000	1月1日 随時 7・8月中	1.精勤、勤続功労、顕彰の各表彰 2.現場功労表彰、防災協力者表彰 3.各支部訓練大会優良消防団表彰 4.日本消防協会長表彰の伝達
2.弔慰見舞	530,000	298,000	随時 同 同 9月中	1.消防職（団）員の在職中死亡者に対する弔慰 2.同公務員負傷者等に対する見舞 3.消防活動に協力した死傷者に対する見舞 4.殉職消防職(団)員の慰霊祭の開催
3.無火災県民運動の推進	1,600,000	1,600,000	毎月15日 随時 11月中 随同時 随同同 随同時 同同 3月中	1.新聞「消防秋田」の定期発行 2.防火思想の普及向上と火災の未然防止 (1) 防火映画フィルムの購入、貸出 (2) 防火ポスターの印刷、配布 (3) 防火ポスター、標語の募集 (4) 防火弁論大会の開催助成 (5) 防火座談会の開催助成 (6) 地区防火協議会の開催助成 (7) 無火災地区の表彰助成 (8) 火災予防組合の指導育成 (9) 無火災県民運動指導育成 (10) 無火災市町村の表彰
4.教養研修	2,000,000	2,000,000	随時	消防知識の啓発と消防技術の向上を図るため、県内地区単位に巡回教養研修を実施 (1) 班長以上の幹部研修の実施 (2) 一般団員の教養研修の実施 (3) 特設消防団の教養訓練の実施
5.全県消防大会	500,000	400,000	8月9日	消防志気の高揚と、消防施策の研究及び消防体制の強化を図るため、男鹿市において全県消防大会を開催する。(男鹿市立体育館)
6.全県消防操法大会	600,000	500,000	9月中	消防団員の志気高揚と、消防規律、技術の練磨向上を図るため、支部代表による全県消防操法大会を開催する。(可搬式と普通ポンプ車の二種目)
7.支部防災総合訓練	210,000	210,000	随時	防火体制の強化を図るため、防災関係機関が一体となり、地区住民の協力を得て総合的な防災訓練を実施し、これに助成する。
8.調査研修	50,000	50,000	随時	消防技術の向上と充実を図るため、特殊火災等についての調査研究を実施する。
9.防火管理者講習	200,000	0	随時	防火管理者の資質の向上を図るため、県消防長会が実施する防火管理講習会に助成する。
予算計	6,690,000	6,058,000	増 632,000	前年度、全国操法大会出場団補助20万は本年なし。

全国統一
新標語

使う火を
消すまで離すな
目と心

全県消防大会開催 八月九日男鹿市

第三十回全県消防大会が八月九日男鹿市で開催されることになった。開催要綱次のとおり。

一、目的
消防志気の高揚、消防施策の研究、消防知識の啓発並びに消防関係者相互の緊密な連繋を保ち、自治体消防の発展に寄与せんとする。

二、日時
昭和五十二年八月九日（火曜）午後一時から

三、場所
男鹿市船川港南平沢
男鹿市立体育館
（船川南小学校）

四、主催
財団法人秋田県消防協会

五、後援
秋田県、男鹿市、南秋田郡

六、参加者
(1) 消防団正副団長
(2) 消防団長、消防署長
(3) 特に参加を必要と認める消防団幹部
(4) 本会に加入している特設消防団（隊）の長
(5) 市町村消防事務担当者

七、参加者の服装
制服（甲種、乙種何れでもよい）

八、提出議題
一支部二題以内、一題の説明五分以内とする。議題には説明要旨をつけて提出する。

九、会費
参加者一人につき、一千円とする。

十、大会の日程
八月九日（第一日）
午前十一時から受付
午後一時　消防大会
午後四時　懇親会
八月十日（第二日）
午前九時　消防施設見学
午前十一時　駅前解散

消防団員の加入捉進 福祉共済制度へ

消防団員福祉共済制度に加入が全国的に増加している。本県の場合は、五月一日現在で加入団数が次のとおりで、二二団、団員数が六、〇三七人となっており、未加入市町村は積極的に加入するよう望んでいる。

これまで加入団員が共済金の交付を受けた者は

弔慰金　一九人
計六、二六〇、〇〇〇円
入院見舞金　二一人
計　二八八、七〇〇円
合計六、五四八、七〇〇円

となっている。

共済金受給額の特に多いのは能代市、阿仁町、大館市、琴丘町などで、掛金総額の二倍から三倍もの交付を受けている。

加入団及び加入員、

阿仁町	二八二人
上小阿仁村	一六四人
能代市	一六五人
大内町	六三九人
藤里町	二二一人
仙南村	一二九人
山本町	一二九人
鷹巣町	二二二人
	三八七人
琴丘町	一三九人
森吉町	二七三人
合川町	二〇〇人
大館市	六三〇人
角館市	三四〇人
田代町	一八八人
峰浜村	一八五人
比内町	二八六人
二ツ井町	三六五人
協和町	一八六人
大曲市	三六一人
西仙北町	一七五人
八森町	二二団
計	六、〇三七人

本年度年間広報テーマ

自治省消防庁

消防庁では本年度の年間広報テーマを次のとおりきめた。このほか毎月テーマをきめて広報活動を行う。

◎火災による死者をなくそう。

火災により年間多くの尊い人命が失われているため年間を通じあらゆる機会を捉えて火災による死者の発生防止を呼びかける。

◎地震に対する正しい知識の普及と対策の推進。

地震に対する正しい知識の普及を図ると共に、大地震時における同時多発火災の発生を防止するため、火気使用設備、器具の点検整備の励行、消火器、消火バケツ等初期消火器具の備付、自主防災組織の設置促進と運営の強化を呼びかける。

◎救急車を正しく利用しよう。

急病、交通事故等で救急車利用が年々増加しているので、救急業務の現状の紹介と、その正しい利用について呼びかける。

編集部より

◎今回は「能代の災害と消防」を掲載しました。各地区消防本部、各消防団などで防災年報、その他の資料がありましたらご恵送下さい。

◎投稿を歓迎致します。消防に対する意見、随筆などなんでも結構です。掲載の分には謝礼を呈します。

余滴

T・H生

◎弱者の智慧◎

◆「巨大な力に、巨大なものが倒れる」とはある作家の弁である。大きなものを倒したためには、大きい力が必要なことは当然の理であるが、しかし、大きい力でも倒せない小さなものもある。例ば嵐と野花である。◆暴風雨のあと、樹齢百数十年と思われる巨木が根こそぎ倒れ枝は裂けている。そのすぐ近くには可憐な野菊の花が一面に、盛んに咲いている。どうして嵐の暴力にこの野花が屈服しなかったのか、花ビラさえ散っていない。◆そして草の下には、いろいろな虫が啼き、小鳥たちも嵐を知らぬげに囀りながら飛び交っている。大きなものは大きな暴力に抵抗できなかったが、小さなものはそれから免れる智慧を備えている。というのである。自然の妙である。◆百獣の王と言われるライオンの恐るべ強敵は、実は象でもなくもない、アリの集団であるという。アリが一度ライオンを狙うと、何千何万と襲いかかり潰されても、潰されても毛の間から這い上って、手耳口鼻とところかまわず噛りついてゆく。◆そしてライオンは苦しくなって、のたうち回り遂には精も根も尽き果てて倒れてしまう。この小さなアリの強さは組織と団結の力、そしてお互いが守ろうとするギセイ的精神であろう、だからライオンはアリの巣のある場所をよく心得て、そこは避けて通るという。◆縞馬の場合もそうである。足は速いが攻撃する力を持っていない。そのため極度に警戒心が強く他の動物に襲われると先ず集団になって逃げる。そして間に合わない場合は後足を外側にした輪の集団をつくる。うっかり近寄ると後足のけづめに蹴られてアゴが飛んでしまう、たとえ小さな力でも結束した団結の力は侮大なものである。◆暴力団という集団がある。先般岩手県宮古市で婦人会が中心になり暴力団解散要求の署名運動を行い、この程婦人代表三十人が集り組長宅に押しかけて解散要求書を突きつけた。受けた組長は「趣旨はよく判った。私にも妻子があり直ぐ解散すれば生活に困る、何れ近く相談した上善処する。今後市民に迷惑をかけるようなことは絶対にさせない」と誓ったそうである。婦人たちの結果した力は強い。◆

能代の災害と消防

〝野に代る〟と野代を改名

能代地区消防本部の防災年報によると、昔、能代の地名は「野代」（のしろ）と称していた。能代は古来から災害の多い土地で、野代は、「焼野に代る」に通じて縁起が悪いからと現在の能代に改名したという。

日本海沿岸で最も古い港で、昔から木材産業などで栄えた土地、織田信長の安土、桃山時代は秋田城主秋田実季の領地であったが、関ケ原の戦い以後、常陸から移封された佐竹義宣の久保田藩野代奉行の治下に入った。古い記録からみると元禄五年（一、六九二年）に大洪水が発生している。その二年後、未だ復興途上の元禄七年五月、こんどは大地震火災が発生し死者三百余名、家屋焼失二〇戸、倒壊約一、二八〇棟となっている。最も大きい古い災害である。その十年後の宝永元年四月再び大地震火災が発生し死者五八名、焼失や倒壊約一、二〇〇戸の大きな災害となり文字どおり「焼野に代った」野代である。

これは地名が悪いからだと遂い、この年に現在の「能代」に改名した。

しかしその後も嘉永、安政時代までに大地震一回、大洪水二回、大火災七回の災害があり、改名の効果があまりなかったようである。

能代市に「まとい神社」がある。これは昭和十七年六月、能代日吉神社境内に建立したもので昭和十四年に能代消防が団旗をいただくまで、過去幾星霜にわたり消防の栄誉ある象徴であった「まとい」をたたえ、これを鎮火守護神として祀った神社であったが、昭和二四年二月の能代市第一次大火の際ご利益なく惜しくも類焼し、灰尽に帰した。

現在の「まとい神社」は昭和三六年六月に再建したものである。

昭和年代になって最たる大火災は第一次大火（罹災一、七五五世帯）、及び昭和三一年三月の二次大火（罹災一、二六三世帯）で共に酒田市大火の規模を上回っている。

能代市は気象条件が悪く、年間を通じて季節風が吹き荒れたり、フエン現象で湿度の低下する日も多い。火災も他に比べて原因不明、連続放火事件などの多いのも特徴である。

それだけに市民の消防による期待は大きく、従って消防の苦労も大きいのである。

◎能代消防の沿革

災害の多い都市だけにその歴史も古く、消防の成長充実の過程も早い。主なる事項も摘記すると

明治八年九月

能代消防組を創立（住民有志が発起人）当時小頭以下四五人、その後各地域毎に相次いで消防組が結成された。

明治二二年一二月

町会で消防組設置規則を定めた。

明治二七年五月

県令に基き消防組規則細則を制定した。これまで一番二番三番組を部制にし第一、二、三部とし、各部に腕用ポンプを配置した。

明治三〇年一一月

消防の装束（今の制服）を町の支給とした。

明治三五年七月

貯水池二〇ケ所増設、腕用ポンプ二台を新設した。

大正十年四月

第四部（後の常備消防部）を創立し、ガソリンポンプ一台を配置した。

昭和三十年一月

民間の自動車ポンプ一台を買入れ。第四部に配置

昭和四年六月

第四部を常備消防部とし、自動車ポンプ一台を購入、詰所を設け小頭以下一四名を配置した。

昭和四年一〇月

鉄骨望楼設置（高さ三〇米）貯水池四八ケ所新設。

この年、消防の強化を図り消防後援会、補充消防隊、少年夜警団、火災予防組合等を組織した。

昭和一四年四月

消防組を能代警防団に改組、常備消防部外五ケ分団、団員数一二〇名

昭和一五年一〇月

市制を施行す。

昭和二一年四月

警防団を改編、能代市消防団として発足、団員定数を四六五名とした。

昭和二四年四月二〇日

能代市第一次火災発生す

昭和二四年一〇月

消防組織法により、団と常備部を分離し自治体消防となる。能代市消防本部、署を設置した。（定数四六名）分団数八分団。

昭和三〇年四月

能代市消防団が隣接四村合併により一二ケ分団、

昭和三一年三月二〇日

能代市第二次大火発生す。

昭和三二年六月

町村合併により一三ケ分団、団員定数七三五名

昭和三六年一一月

火災報知機を設置

昭和四一年九月

救急業務を開始

昭和四五年九月

消防団機構を改革し団本部、工作分団の外十五分団編成とし定員六四〇名とする。以後現在に至る

昭和四七年四月一日

能代地区消防一部事務組合設立（能代市、八森町峰浜村）発足する。

昭和五二年三月（現在）

定員八六名、ポンプ自動車八台、化学消防車一台梯子付消防車一台、救急車三台、広報車二台。

消防団員の教養研修

本年度も継続実施

昨年度から実施した消防団員の教養研修は本年も継続して実施する。

昨年度は県内各地で四一回開催し、多数の団員が参加して好評を得たので本年度は研修科目に「異常気象時の火災防ぎよ」を加え、また講師団を編成し全科目について、それぞれの専門分野による講師を派遣するなど実効を期することにした

本年度実施要領次のとおり

一、目　的

近年における都市化進行、生活環境の変化に伴い特殊建築物危険物施設等が増加し、火災その他の災害も態様が変化し、潜在的な発生の危険は極めて増大しており、これに対応した消防人の養成が喫緊の課題となっている。

しかし一般社会人で構成する消防団員については体系的な教育訓練を受ける機会に恵まれないのが実情である。

このため次の要領により消防団員の教養研修を実施して資質の向上をはかる。

二、事業主体

秋田県消防協会

各市町村

三、研修区分

(1)幹部教養

班長以上の消防団員

(2)一般教養

消防団員

四、研修科目及び時間数

次の科目中より適宜選択するものとする。ただし研修一回における総時間は概ね五時間とする。

(1)幹部教養

幹部としての心構え

消防組織制度

消防団活動

現場指揮、火災予防

(2)一般教養

団員としての心構え

消防組織制度

五、講議担当者

消防団員教養研修講師団の講師、その他主催者が適当と認めた者

六、実施期間

年度間を通じて実施するが、特に八月及び九月を実施強調期間とする。

七、実施場所

消防協会支部、分会、又は市町村において定める場合とする。

八、経費の助成

所要経費のうち、テキスト代については、県が消防協会を通じて助成する。

九、実施状況報告

主催者は、研修終了後七日以内に県消防防災課長に報告するものとする。

十、予防査察

一一九番の正しいかけ方

火事だ、事故だ、といった緊急事態が発生した場合は、一一九番（消防本部、署）に電話をします。

しかし、そんなときには、あわててしまってなかなか落ち着いて話ができず要領を得ない場合があります。

いざという場合に備えて緊急電話のかけ方を心得えておくことが大切です。

通報に必要な内容は、火事でも救急でも

一、種別、火事か救急か

二、場所　災害地の場所（〇〇町〇番地、附近に目標になるような建物などがあったら、それを告げる）

三、内容（家が燃えている又は交通事故で〇人ケガをしている等）

の三項目を判り易く要点を通報します。

◎公衆電話からのかけ方

(1)青電話

一一九、一一〇番とも十円硬貨が必要。十円を入れて普通電話と同じようにダイヤルをする。通話が終ると十円はもどる。

(2)緊急用呼出し器付青電話

ダイヤルのついた小型の赤いボックス付きの青電話

(3)新型青電話

電話器の正面に緊急通報用ボタンがついている。受話器を上げ、このボタンを押してからダイヤルする。十円硬貨は不要。

(4)赤電話、ピンク電話

十円を入れてダイヤルしても片通話になる。相手の声は聞えるが、こちらの声は相手に聞えない。

この電話の置いてある店の人に一一九、一一〇へかけたいと言ってカギを回してもらってからダイヤルする。十円は不要。

話がある。これは一一九一一〇と書いたダイヤルを回すだけで通じる。

ただ、ダイヤルのもどりがゆっくりしており、それがもどるまで通話できないが、指で無理してもどさないこと。故障や誤接続の原因になる。

昭和五十一年度罹災互助会見舞金

昨年度の罹災互助会から見舞金を交付したのは合計二七件で前年度の四九件から二二件も大巾に減少した

内訳は

住家全焼　一三件

住家半焼　三件

非住家全焼　九件

同部分焼　二件

となっている。

交付した見舞金額

合計二、九八七、〇〇〇円で、前年度交付した見舞金五、五五六、〇〇〇円に比べ二、五六九、〇〇〇円も減少している。

しかし、残念なことに、昨年は二七件のうち二三件が火元火災で、四件が類焼である。わが家の火災予防も充分に。

豪雨や長雨に注意

集中豪雨は局地的に突然やってくることがあります。強い雨が急に降り出したら注意して下さい。

昼間でも、夕暮れのように暗くなったときの土砂降り、雷は普通昼間か夕方のものだが、集中豪雨の雷は夜間でも朝でも鳴る。

しかも長い、天気図をみて日本列島に前線があり、南の海に台風が現れたときに多く発生するので注意。

また、梅雨や長雨が続くと地盤に雨水が浸透して、がけ崩れや地すべりを起し易しい状態になる。

斜面にある家屋やがけ地に近接している家屋では、がけ崩れや地すべりによる被害をうけないよう周囲の状態に注意して下さい。

消防利用税を新設か

先般の報道するところによると、ビルなど建物の高層化に伴って都市消防は、梯子車やシュノーケル車を増やさなければならず、その経費が大きな負担となっているとして、高層ビルなどを対象にした消防利用税（仮称）の新設を、雷川県市長会が提案した。

この提案に政府筋も賛成の意向を示しているので実現するかも知れないというのである。

これに対し次のような意見が寄せられた。

消防利用税は受益者負担の原則に基いてデパート、ホテル、マンションなど消火に梯子車等を必要とする高層建物の高層化が進み、消防施設は財源不足ということもあって、十分に整備されていない。

これでは万一の場合のことを考えると不安である。

消防利用税は、梯子車などを必要とする高層建設の所有者にかけるものだが、もっと範囲を拡大して、三階建て以上の建築物に消防利用税をかけるようにしたらどうか、消防施設は、いくら充実しても過ぎるということはない。

というのである。

ナマズと地震

地震といえばナマズを連想する人が多い。地下にいる大ナマズが暴れると地震が起る、という伝説はかなり信じられていた。あるサカナ博士の言うところによると……ナマズに限らずヒゲのある魚は、大なり小なり地震を予知する。こういう魚は、神経が発達しているものが多く、水圧の変化や地殻の変動、音などに敏感で、水中の音速は空気中のそれより三倍も速く伝わるから、地震の起きる前をいち早くキャッチして逃げるのであるまいか……と言っている。

なかでもナマズは特に敏感で、あの長いヒゲが外界のちょっとした変化もすぐにキャッチする。

さらに、体の両側にある側線（魚はこれによって水圧の変化、振動、電流などの刺激を感知する）も非常に発達しているので、全身が神経といった魚である。

ナマズが地震の起きる前に暴れるというのは、実は人間よりも早く、すでに起っている地震を感知して、それに反応をしめしているわけで、これから地震が起きるという合図ではないかと。

「消防団員福祉共済制度」ご加入のおすすめ

わずかな掛金で高額の保障

制度の特色

1．公務中の災害保障は勿論、公務中以外の災害保障も得られます

2．わずかな掛金で高額の保障が得られます

3．1年ごとに契約を更新するため経済変動に対処できます

4．1年ごとに収支計算を行なって剰余金が生じた場合は配当金をお返しします

5．無診査で加入手続きが簡単です

日本消防協会・秋田県消防協会

消防秋田

定価1部20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　中田初雄
印刷所　能代市上町3の1
有限会社　北羽出版社
電話　(4)3158

東北地区消防連絡協議会

六月三日上山市で開催

昭和五十二年度東北七県消防連絡協議会が六月三日、山形県上山市ホテル古窯で開催され、本県協会から中田会長が六月県議会開会中のため、会長代理として佐々木副会長が、消防長代表に佐野能代地区消防長、保坂事務局長らが出席した。

同日午後一時三十分、協議会に先だって各県協会長、日消代議員、事務局長会議を開き各県提出議題の調整、明年度開催地の協議、及び本年度の各県協会の事業計画と予算等について説明が行われた。

次いで午後二時四十分から連絡協議会を開会、各県正副会長、地元消防団長、消防長、来賓等約百名が参加して行われた。

開会のあと、殉職消防職団員に対する黙とうを捧げ、開催県垂石協会長から開会のあいさつがあってから来賓として出席された日本消防協会上川事務局長、山形県知事、同県議会議長から激励と祝辞がおくられた。会議議長に地元協会長を選出して議事に入る。

一、前年度決議事項処理報告
前年度開催の新潟県協会から処理結果を報告。

二、各県提出議題と説明。

①藍綬褒章の受章対象者の基準年数の緩和について（青森県）
20年以上在職の団長が年々少なくなっている現状にかんかみ、基準年数を緩和されるよう要望する。

②日本消防協会の行う表彰枠の拡大について、（岩手県）
永年地域防災に尽力し、業績のある優秀有資格団員が多数おりながら、表彰を受けることなく退団してゆく者が近年増加しているので可能な限り表彰枠を拡大して救済されるよう要望する。

③総理大臣若しくは自治大臣表彰制度の創設について、（岩手県）
大臣表彰の栄典制度は他の機関には実施されているが社会奉仕に尽している消防にないのは不均衡であるので直属大臣若しくは総理大臣表彰制度を創設されるよう要望する。

④消防施設等整備補助金基準額の引上げについて（宮城県）
国の補助基準額と実施価格との格差がありすぎるので引上げを要望する。
また、市街地や密集地にみなされない「その他の地域」についても消防施設等整備補助対象にされたい。

⑤非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正について（宮城県）
非常勤団員が公務災害を被った場合の災害補償は、政令に従い市町村条例で定められているが、その補償基礎額と算出方法は、一般協力者（消防作業従事者等）に比し不利になる場合があり公正を欠くので大幅な増額を図るよう政令を改正されたく要望する。

⑥消防の任務外に出動した団員の事故等による補償について（秋田県）
消防本来の任務とされていない山や川における行方不明者や死体捜索などに要請により出動しているが事故が発生した場合、その補償については明確にされていない、公務災害補償の適用を明らかにするよう要望する。

⑦たばこの箱に火災予防の標示について（福島県）
たばこによる火災原因は全国的に多い。「健康のために吸いすぎに注意」の標示はあり、火災予防についても注意標示を実施されるよう要望する。

⑧消防力の充実について（新潟県）
過疎及び豪雪地域の密集地の基準口数（消防力の基準）の見直しを行い動力ポンプの設置基準を設けて充実を図るようにされたい。また動力ポンプの更新に対しても補助制度の適用を要望する。

⑨消防用積雪寒冷地仕様施設の補助対象について、（山形県）
消防施設の基準額は全国一率のもので、積雪寒冷地域では施設整備に超過負担を余儀なくされている。積雪寒冷地の実態にあった規格を設定し基準額を一般区域と区分されたい。（消防自動車乗員席の天蓋ドア、防火水そう用水の凍結に対処したサクションパイプの取りつけなど）

⑩消防力の基準（非常勤団員数）の是正について、（山形県）
全国各都道府県の人口と非常勤消防団員数とを比較すれば著しい不均衡が生じている。また団員の数は年々減少の一途にあり国では各府県に対し強力な行政指導を行い、速やかに是正するよう要望する。

⑪次年度協議会開催地
明年度開催地は宮城県とする。

以上の各議題は万場一致で採決、関係省庁、国会関係等に陳情などを行い実現を期することとした。

三、研究、体験発表
①酒田市大火原因について
酒田地区消防長説明
②福島県鹿島町林野火災の状況について
相馬地区消防長説明

四、大会宣言、決議を採決
このあと、万才を三唱し、午後五時盛会裡に協議会を閉会した。

全国統一標語

使う火を
消すまで離すな
目と心

消防防災課だより

昭和五十二年度県消防防災課重点事業計画のうち七月以降の主なるものは次のとおり。

◎七月
①海難救助訓練（7月30日本荘浜の予定）
②消防設備士講習会
③防災行政無線の整備（昭53年度まで継続実施）

◎八月
①消防団員研修集中実施期間
②全県消防大会（男鹿市）

◎九月
①総合防災訓練（9月13日横手市）
②消防団員研修集中実施期間
③全県消防操法訓練大会（上旬、消防学校）

◎十月
①石油コンビナート防災訓練（上旬、秋田市）

◎十一月
①防災会議雪害対策部会
②秋季火災予防運動実施
③危険物取扱者試験

◎二月
①消防設備士試験
②危険物保安講習会

消防団員教養研修

県が講師団を委嘱

昨年に続いて実施する消防団員の教養研修講師団講師が六月九日付で知事から三七名が委嘱された。

これに伴って七月四日（火災予防担当）七月五日（火災防ぎょ担当）に講師団会議を開催し、実施要領、研修内容等について検討し実効を期することにした。

委嘱された講師次のとおり。

◎火災防ぎょ担当
秋田市消防本部
警防課長　近藤　政義
消防署長　松本　秀夫
鹿角市消防本部
消防署次席泉谷　金悦
大館地区消防本部
消防署次席板橋　定雄
鷹巣阿仁地区消防本部
消防署次席小野　昭治
署庶務係長武田富二雄
ニッ井藤里地区消防本部
消防署長　菊地　健一
能代地区消防本部
警防課長　小杉山久勝
山本南部地区消防本部
消防署長　船木勘治郎
本荘地区消防本部
消防署長　門川　正信
仁賀保地区消防本部
署 次 席　斎藤　藤一
矢島地区消防本部
消防署長　柴田　吉郎
大曲地区消防本部
警防課長　千羽　孝
横手地区消防本部
本部次長　加藤　康治
湯沢地区消防本部
警防係長　渡部　盛治

◎火災予防担当
秋田市消防本部
危険物係長堀井　正
予防主任　木村　博
鷹巣阿仁地区消防本部
署設備係長　江畑　民二
署予防係長　会田　茂
ニッ井藤里地区消防本部
署 次 席　工藤　俊一
能代地区消防本部
予防課長　塩谷　照夫
本荘地区消防本部
総務課補佐鈴木　満
副 署 長　斎藤　久助
署警防係長中村　武夫
仁賀保地区消防本部
署予防係長佐藤　銑一
矢島地区消防本部
署予防係長須田　正三
大曲地区消防本部
予防課長　富樫　俊悦
横手地区消防本部
予防係長　佐藤　正吉
湯沢地区消防本部
警防主任　佐藤　努

◎消防組織制度担当
県消防協会事務局
次　長　疋田　清

以上のほか、県消防防災課、同消防学校職員七名が講師となった。

火災の煙とガス　防ぎょ時に注意！

建築材料が加熱されると煙やいろいろなガスが出ることは誰でも知っている。そしてこの煙やガスに対して段々関心が高まってきている。

これは、年々増加の傾向にある火災による死者は、中毒、窒息死がその過半数を占めており、煙やガスの恐ろしさが痛感される。

これまで、火災時に発生する有毒ガスといえば、殆んど一酸化炭素と考えられていたが、最近の新建材や合成繊維などの内装品、家庭用品などが燃えるときには、木材とは比べものにならない黒い煙が出る。

そのほか、一酸化炭素は勿論、塩素ガス、シアンガスなどいろいろな有毒ガスが発生し、これらによる死亡や中毒が起るので大きな問題になっている。

実際に合成繊維、合成樹脂などを自由燃焼させると有毒ガスが多く検出されている。現実に火災に遭遇したときには、このガスの影響をうけることになる。

従って、火災時の濃煙下において消火作業に従事する者にとっては直接人体に危害をうける問題であるので、煙やガスについて正しい知識と安全対策を充分に構じなければならない。

これからの火災防ぎょは煙、ガスとのたたかいであるとさえ言われている。

常備消防の場合は、装備もできているが、非常勤消防団員の場合は、概ね無防備で火災防ぎょにあたることが多いので次の諸項に留意しなければならない。

①異状な黒煙、異臭あるいは刺激を感じたときは屋内進入をさける。

②防火構造あるいは耐火構造建物等で濃煙が充満しているときは、排煙措置を構じ、危険な場合は進入をさける。

③防煙具を着装する。有毒ガスの場合は、防煙具では危険であるので酸素呼吸器等を用いる。もし呼吸保護器がないときは進入しない。

④煙は急速に上層階に充満するので、万一に備えて必ず退路を確保したうえで進入する。
（煙の速度は、水平方向で概ね〇・五m、早い場合で一m、また階段方向で、初期では一・五m、中期以後になると三mから五m程度になるといわれる）

編集部より

◎昨年三月病気療養のため退職された「放水生」こと立花吉雄氏から闘病体験記の寄稿がありましたので掲載致しました。

◎他人に見られる文章を書くということは、なかなか億劫なものだが、随筆、意見などなんでも結構ですからご投稿下さい。掲載の分には薄謝を呈します。締切りは毎月末。

あぶないよ　小さな
すいがら
大きなそんがい

秋田へお越しの節のお泊りに
ぜひご利用を

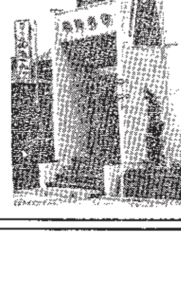

▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）￥2,300
2人室（バス、トイレ付）￥4,600
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）￥2,000
2人室（バス、トイレ付）￥3,500

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

余滴

T・H生

◎災害と人のつながり◎

◆「酒田市の大火で罹災約一千世帯を出しながら混乱や人的被害が少なかったのは、人と人のつながり、人と街とのつながりが密だったためだろう」。これは防災面から都市計画、都市再開発を練っている民間研究グループが酒田大火の教訓を統括した言葉である。

◆この研究グループが大火の翌日から三日間、航空観察や住民ヒアリングなどをまじえて現地調査を実施した。その結果、酒田大火の注目すべき特徴として災害の規模に比べて災害時の混乱が非常に少なかったという。◆それによると酒田市は都市のスケールが小さく、街としてまとまっており、さらに人と人とのつながりがよく住民は街のことを実によく知っていたためだという。◆その証拠として、殆んどの被害者が知人や親類の家に行き、三日たって収容施設に残っていた者は一人しかいなかったことを指摘し「東京のような大都会ではこのようなことは考えられず、大火災の混乱はずっと大きいことが予想される。都市の防災は、消防力の強化や建物の不燃化だけでなく、平時の街としての在り方をよく考える必要がある」と強調している。

◆また消防大学校の坂本講師は、人のつながりについて、①「一人前の男は逃げてはいけない、バケツを持って集れ」ということになって女性や子供たちが避難をした。②被災地域では四百二十戸がプロパンガスを使っていたが、火災の際にその三九パーセントのガスボンベを業者が回収にあたり爆発の防止に努めた。③延焼を阻止した線の九パーセント余がバケツ消火によるものである。と、◆このように述べて住民の協力を指摘している。とかく平和な新興団地などでは、隣り近所のつき合いの悪いのもいる。朝夕顔を突き合せてもロクにあいさつしないのもみかける。隣り近所、そして町内の人たちか親睦融和し、協調と連帯の輪を拡げる街づくり運動も防災対策上大切なことである◆

防災体制の総点検と風水害の季節

梅雨前線等による大雨や台風などによる被害が毎年のように繰り返されている。やってきた風水害季節。

秋田地方気象台の予報によると、今年の梅雨期間は平年よりやや長く、台風も本土に影響するものがかなりあり一時的に低温や大雨がありそうだという。

県では、梅雨期、台風シーズンに向けて防災体制を強化するため各市町村に対し、防災体制の総合的な点検を行い、地域対策の確立を図るよう次のとおり指示した。

一、梅雨期等に備えての防災体制の強化。

①情報連絡体制の強化。
災害関係情報について防災関係機関や近接市町村との連絡体制も整備し、情報連絡員に対し連絡先、連絡方法等を指導する。

②動員体制の確立。
災害発生時における関係者の動員、特に勤務時間外における伝達系統を明確にし動員体制を確立する。

③災害危険箇所等の警戒体制の強化。
洪水、山崩れ、かけ崩れ、地すべり等の危険箇所については、定期的又は随時に防災パトロールを実施し、必要箇所については事前に補強、防護措置等を実施する。

④防災資機材の整備及び搬送体制の確保。
水防倉庫の備蓄資機材を点検し、不足分を補充するとともに、その搬送体制を確保する。

⑤避難誘導体制の強化。
避難先、避難方法を住民に周知徹底し、特に災害の発生が予想される場合は早期避難を指示する。

⑥防災意識の高揚
広報紙等で注意を喚起するなど、地域住民の防災意識の高揚を図る。

二、地域防災体制の点検と対策。

①安全な地域づくりの推進
社会環境の変化により、新たに地域の安全を脅かす要素が増加しているので各種の地域関発計画の策定、事業の実施にあたっては、防災的見地から調整を行う。

②市町村の防災体制。
防災関係部局の連絡協調体制を点検整備するとともに、近接市町村との広域的な応援体制を検討し他市町村、各防災関係機関等との連携体制を強化する。

③地域住民の自主防災体制
住民の自主防災意識をたかめ、災害の初期状態には住民の共同作業を促進する。自主防災組織の育成を図る。

④災害対策本部。
指揮命令、任務分担、情報処理、通信設備の設置等具体的な運営体制を再検討し、一元的な応急対策が迅速かつ的確にできるようにする。

⑤災害予防対策。
災害危険箇所の地形、地質、土地利用、気象等の状況を充分勘案しその実態を常に把握し、防災保全措置を台帳等で整備する。危険住宅については移転の促進を図る。

⑥災害応急対策。
各種警報の住民への迅速な伝達、災害情報の収集、報告の的確な処理、防災関係機関と相互情報交換等積極的な協調を回る。

⑦避難の勧告指示。
勧告は時期を失することなく早期に実施し、伝達は確実に、指示は遵守されるようにする。また誘導員を配置するなど安全の確保に努める。

⑧被害者の救護。
救助物資の事前準備、再点検に努め、的確な保護措置を構ずる。

◇気象注意報の伝達◇

気象注意報の市長村に対する伝達は、これまで電々公社の電報サービスによる気象通知電報によって行われてきたが、この制度が廃止されたことに伴い、これにかわる伝達が次の方法によって行われることになった。

一、「気象警報」の伝達については、今後もこれまでどおり電々公社を通じて市町村に伝達される。

二、「気象注意報」については次の系統で市町村に通知される。

○県→消防本部（署）→分署→市町村

但し、休日及び勤務時間外における伝達は次によるものとする。

①注意報の内容により市町村等が災害防ぎょのための対策を必要と判断されるものに限定して通報し、その他については（注意報の解除を含む）後刻勤務時間内に通報する。

②注意報の通報の内容は要約し簡潔なものとする（注意報名、発令時刻、湿度、雨量等）

③伝達を行う主な注意報は次のとおりとする。

○雨に関するもの。
風雨、大雨、洪水、融雪。

○火災に関するもの。
強風、異常乾燥。

○雪に関するもの。
大雪。

楽しい泳ぎを!!
水難事故防止の心得

暑さも烈しくなり、これから水泳ぎの季節になる。

しかし、毎年必ずいたましい水の犠牲者が出ています。やけつくような太陽、楽しい泳ぎ、だがそのためには充分な準備と用意が大切です。いままでの水の犠牲者をみると、泳げる子どもやおとなでも危いことがわかります。また水泳は陸上と違って、水圧を排して大きく呼吸運動をするはげしい全身運動なので、水の注意だけでなく健康状態を正しく知っていなければなりません。

◎家庭から子どもたちを水泳に出すときの注意。

○健康状態、目や耳の病気はないか、慢性心臓病や貧血はないか、ケガのあとが治りきっているか、手術後などでは完全に回復しているか、ツベリクリンが最近陽転したようなことはないか等、こまかい観察が必要である。

○泳ぎに自信のあるおとなや上級生と一諸にいくのが望しい。

○行き先、帰りの予定時刻同行者が誰々かなど家庭でも知っておく。

○海水浴では特に指導員、救助員、管理人などが配置されているところ。

◎海、川など水泳する場所に着いたら。

○健康な人でも過労の時、空腹時、食事の直後、走ってきたり、激しい運動の直後はさける。

入水前にシャワーにかかるか、体を濡らしてからにする。

○指導者の注意を守る。
また指導者は必ず人員を点呼する。

○いっきに水に飛びこまない。最初足元から上体に徐々にはいる。

◎川では、

○クイ、水草類など底に危いものがないところ。

○汚物や塵芥の流れこまない透明で底まで見えるところ。

○急流、濁流、逆流などなく、川岸から急に深みになっていないところ。

◎海では。

○汐の流れ、海底の変化、水温の変化、波の動きなどをよく知っておくことが必要。

○水泳を終えたら、淡水で塩分を洗いおとすこと。

秋田市消防本部
人員異動・六月一日付

消防本部警防課
消防司令長　近藤政義
警防課予防係長、査察指導係長事務取扱を解く

消防本部庶務課
消防司令補　伊藤運三
消防司令を命ずる
土崎消防署勤務へ

消防本部警防課
消防司令補　熊谷新一
消防司令を命ずる
警防課予防係長
兼査察指導係長へ

土崎消防署
消防司令補　嵯峨貞男
消防司令を命ずる
秋田消防署勤務へ

消防本部警防課
消防司令補　永井健
秋田消防署勤務へ

消防本部庶務課
消防士長　佐藤邦広
消防司令補を命ずる
庶務係主任へ

消防本部庶務課
消防士長　杉館二郎
消防司令補を命ずる
施設係主任へ

消防本部警防課
消防士長　越後谷達夫
消防司令補を命ずる
査察指導係主任へ

秋田消防署
消防士長　竹内良治
消防司令補を命ずる
土崎消防署勤務へ

なお同日付
消防士長に昇進　七名
同副士長に昇進三四名
がそれぞれ発令された。

⊙地震波

地震は震源から四方に波になってゆれていくものであるが、この波を地震波とよんでいる。

縦波（P波）、横波（S波）、表面波の三つにわかれている。

○P波＝はじめにガタガタとゆれる縦波で、地震波として伝わる速度が最も早い（毎秒5キロ米から13キロ米）

○S波＝第二の波でユサユサとくる横波がそれで、地震波の主要波で伝わる速度は遅い、（毎秒3キロ米から7キロ米）

○表面波＝地球の表面に沿って伝わる波。

〈調理場の火災予防を〉

①調理の火を使っているとき地震が起きたら、かならず火の元栓をしめる。

②ガス器具は壁から二〇センチ以上はなして使う。

③調理の火に近い壁はステンレスやタイルで防火的にする。

④ガスのゴム管は長過ぎても短か過ぎても危険、古いものはひび割れするので適当な時期に取りかえる。

⑤コンロの上には棚をつくらない。

⑥殺虫剤やスプレー器具は火の近くに置かない。

⑦電気器具の性能はよく知って使用する。

⑧油を加熱しているときは、決してその場をはなれない。天ぷら鍋をガスコンロにかけっぱなしにしておくと、短い時間に燃えあがる。

⑨すぐ手の届く場所に、消火器をそなえておく。

毎日火を使う調理場、火災予防に細かい注意を。

闘病夜話 (一)
放水生

一、中通病院

昔の人は肥満の美男子と肥満の醜女は、脳卒中に襲われると申していたものである。

現今は老若男女を問はないで襲ってくる。

そして昔日本人の死因の最も多かったのが結核といわれたが、医学の進歩と共に王座から転落し、代って昭和二十七年頃から脳卒中が首位を占めるようになった。

脳卒中の第一回の発作では三四%が死ぬといわれ、残りの六六%は生きても元通りの身体には絶対になおらないという正に恐るべき病症である。

私などは痩身の醜男、脳卒中には絶対にかからないと公言していたが、昭和五十年十二月二十七日夜脳卒中に襲われ中通病院に収容され治療と看護の結果、中通りハビリテーションに移り、最後に青森県碇ケ関黎明郷リハビリテーション病院に再入院し百五十日の入院生活を終えたのである。

さて、脳卒中とは、にわかにあたる（卒中）と書く。又脳卒中の種類は脳出血、脳血栓くも膜下出血、一過性脳虚血、高血圧性脳症その他の七種類に分けられるという。

中通病院に収容された私は、左半身の自由を失い、女医八木先生診断の下に脳血栓と判定され治療を受けた。翌日から点滴五〇〇CC三本連続である。

これには全く参った。一本終了に四時間かかる。一日十二時間身動きもならないつらさ、尿は止り腹がふくれて遂に管を入れて尿を取る。

一週間後管を入れることになる。

若い看護婦が管を入れに来た。差込んだ瞬間痛いと大声で叫んだ。遂に管を抜いてもらい八木先生を呼んだ。

抜いた管のあとから血が流れてきた。

八木先生はこの管は太い、細い管と取り替えて入れたが膀胱炎を起こしているという。それから膀胱の治療が始まった。

入院二十四日目で徒歩が出来るようになった。

(一)療養余話

来る日も来る日も点滴に悩まされつつ二十本目を終った。

八木先生が回診に来た。「先生まだ点滴をやる予定ですか。」と聞いたら八木先生は「あなたの分はまだ六本残っている」という。私は先生どうしても残りを打ちますか」と聞いたら先生は「打つ」という。

それでは私も非常の覚悟をしますと言った。

八木先生は私の悲壮の覚悟を見て、今日と明日は様すを見る。そのかわり水を多く飲めそして食事も全部食べるという条件付である点滴は二十本で終った。

脳波検査二回、レントゲン三回、心電図二回が行われ結果は日々良好となって行くのが見えて来た。八木先生も嬉しそうな顔であとは膀胱の治療だという。

私は先生この品物は五十年も子種を放出したのであと直っても、しな種しか出ないから適当の治療をして下さい。

八木先生は「年をとったといって未だ悲観するな完全に直し今一度役立つようにするから」と真士目顔である。八木先生は誠意をもって治療してくれた。

又左手が握れないので先生は「今少しでリハビリテーションに転院させるから必ず左手で私の手を握ってくれ」という。

私もこの左手がきくようになれば必ず先生に握手を求めに参ると約束したが未だ実現はしていない。

(二)療養余話

膀胱に尿の排除の管が入って寝台下の尿器に流れるようになっている。

さて歩行訓練の際は、この管を尿器から抜きナイロンの袋に入れ、これを胸元のポケットに入れる。さながら参謀肩章のように肩からさがっている。

一月二十四日この管を取り除き便所で用便するようになった。

又注射は動脈注射である。

なかなか血管に入らない。隣の老人も同じようである。一本の注射を三回もやり直す若い看護婦が多い。出勤した看護婦は、その日の業務割でしかたがないが、われわれはこの下手くそ看護婦を一発三注とあだなをつけた。

二十代の若き看護婦にそれぞれ甲乙がある。どうも美人型は下手くそのようだ。

やがて入院四十日目でリハビリテーションに転院した。暦は二月二日になっていた。

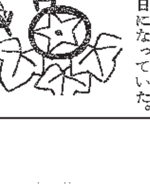

消防被服、袢天、タオル
手拭、団旗、幕
寺田染工場
手　電話（2）〇四一六
横（01823）　秋田県横手市清川町
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ

中田建設株式会社
取締役社長　山崎寛
専務取締役　中田栄喜
本社　秋田県能代市万町4の20 TEL (01855) 2―5335代表
出張所　秋田市山王新町1の1　TEL (0188) 24―3241代表
東京、仙台、岩手

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　中田初雄
印刷所　能代市上町3の1
有限会社　北羽出版社
電話　(4)3158

救助袋の総点検を
事故の発生防止対策

県では救助袋の破損による事故防止対策についてこのほど県下各消防本部に対し、総点検を実施するよう指示した。

これは去る六月四日岐阜県多治見女子高校で救助袋使用による避難訓練中、救助袋の縫い合せ個所の一部が開き、降下中の女子生徒二人が転落して重軽傷を負う事故が発生したため。今後この種の事故の絶無を期するために高層建物等に備付救助袋の総点検を実施するもの。内容次のとおり。

一、防火対象物に設置された救助袋には、消防法十七条（消防用設備等の設置維持義務等）の規定により設置及び維持義務を課せられたものと、それ以外のものがあるが、いづれも安全性を確保するため全ての救助袋について法に規定する点検を実施すること。

二、点検は「消防用設備等の点検要領」に基づき行うほか、特に縫合部に関する事項に留意のうえ点検を行うこと。

1. 縫い糸が摩滅している部分がないか。
2. 縫い目が用布の重ね合せ部分から外れている箇所がないか。
3. 用布の縮み等による著しいシワが生じていないか。なお、垂直式の救助袋の一部に、意匠としてシワが取られている場合があるので注意すること。

三、点検の結果、補修及び整備を要することが明らかになったものについては、軽微な補修等を除き、メーカ、設置業者等の消防設備士にすみやかに当該措置をとらせること。

四、今回の点検を行うに際し、避難訓練を行う予定のあるものから優先的に行い訓練を行うにあたっては、点検及び整備を行ったうえで実施させること、また、正しい器具の使い方、使用時の留意事項等について指導を徹底すること。

◎救助袋事故の概要

六月四日午後零時四十分頃、岐阜県立多治見女子高等学校本館校舎（鉄筋コンクリート四階建）から生徒たちが救助袋を用い避難降下訓練中、四階から展張した救助袋の縫い合せ箇所の一部が破れて開き降下中の生徒二名が地上に転落し重軽傷を負った。

○救助袋

サイタ式側面降下斜降型四階用、全長一七・四米地上高一二・五米、製造昭和四五年十月二六日これまでの降下延人員、

一、四〇〇人（推定）

○開縫部分

袋本体の側面の縫合部の縫い糸には、部分的にほりきれ及びほつれが見られたが、最初の被害者は降下口より約三米下の所で右足が外部に突き抜け、そのまま縫合部を切り開く形で約五米下降し、地上高四・六米の位置から落下、二番目の後続した被害者は地上高七・九米の位置から落下した。

○救助袋の維持管理

昭和四五年十月設置以降、自主点検を年二回の訓練時に実施していたが、昭和五十年四月以降有資格者による点検は一度も実施されていない。

防災行政無線を設置
県と市町村を直結

県では県下各市町村との連絡を密にし、災害等の非常事態に対処するため、これまで防災行政無線の設置の整備をすすめていたが、七月二十一日県庁で起工式が行われた。

これまで県と県の出先機関の総合庁舎、ダム管理所などの間に無線回線を持っていたが、災害の発生時に各市町村や防災機関などの連絡通報が有線が杜絶した場合、支障を来していた。このため県では、各市町村、広域消防本部、陸上自衛隊などの各防災機関を無線で直結し、災害情報を迅速に集めて対策を構ずる。そのほか、平常の場合は県と各市町村の行政連絡を緊密にするための行政無線として活用される。

この無線設置計画と同時に、県と各総合庁舎間に文書模写電送装置を設ける。

将来この装置をできれば各市町村間にも設けたいという。予算は無線機材、局舎、鉄塔、自家発電機、その他合せて約二十二億円、このうち国庫補助が約四億円となる。各市町村には二人以上の無線免許保持者が必要なため、現在免許取得のための講習会を開くなどをしている。

同無線の開設は昭和五十三年十月一日を予定しているが、この日から担当者の指導訓練を行い、五十四年四月一日から正式に運用される。

全国統一標語

使う火を
消すまで離すな
目と心

消防と警察
相互協力の関係

消防と警察とは、消防組織法、警察法の施行によりそれぞれ分離独立した地位にあるが、国民の生命、身体及び財産を保護するという点で究極の目的は同じくしている。消防は火災その他の災害から国民の生命、身体、財産を保護することを目的とし、警察は犯罪の予防鎮圧、犯人の逮捕、交通取締りなど公共の安全と秩序の維持を行うことにより、国民の生命、身体、財産を保護することを目的としている。

つまり、この両者はその手段、方法が違っていても究極の目的は同じくしている。そのため消組法第24条で「消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のため相互に協力しなければならない。」と規定し、両者に一般的協力義務を課している。

消防と警察とが協力すべき業務の種類や程度については具体的に法文に明示されてはいないが、その協力の態様としては、情報資料の交換、専門的な技術、技能の援助、任務遂行上の連絡協調、補助支援的活動などがあげられている。

任務遂行上の連絡協調とは、例えば、災害現場への害現場における消防活動に対する妨害の排除、火災原因調査と犯罪捜査の違けい、多数の者の出入する施設の屋内管理、屋外の混雑整理等についての連絡協調などがある。

補助的支援活動とは、例えば、消防団による祭事における交通整理の支援、夜警、犯人の山狩りにおける後方からの支援活動などがあるが、補助的支援活動を行う場合には、本来の任務に支障がないよう留意する必要がある。

消防と警察との協力関係については法令上相当具体的に規定されている例としては次のものがある。

1. 消防庁及び地方公共団体の警察通信施設の使用（消組法第23条）
2. 消防長又は消防署長からの要求があった場合における警察署長の火災警戒区域の設定及びその区域内への出入の禁止等（消組法第23条2）
3. 消防吏員又は消防団員から要求があった場合における警察官の消防警戒区域の設定及びその区域への出入の禁止、並びに火災現場の上席消防吏員の指揮により、消防警戒区域を設定する場合における現場に在る警察官の援助義務（消防法第28条2、同法第28条3）
4. 放火又は失火の疑いのある場合における犯罪捜査の協力（消防法第38条）
5. 救急業務実施の際の救急隊員と警察官との密接な連絡（消防法第35条）
6. 水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったときにおける警察官の水防警戒区域の設定及びその区域への出入の禁止等（水防法第14条）

等となっている。

非常事態における相互応援協定については、昭和24年に当時の国家消防庁と国家地方警察本部が「緊急の事態に際して消防のおこなう警察に対する援助協力に関する件」により協定が結ばれ、それぞれ各地方機関に対し通知が発せられている。

グラッときたら
まずガス栓を

地震と火事はこわいもののトップ。大地震が起きると必ず第二次災害として火災が発生し、地震より火災の被害が大きいのが過去の例である。最近、海底に断層が発見されたり土地の異常隆起が発見されたり、地震に対する対策が大きく取り上げられている。

昔から地震のときは、まず火を消してから逃げることといわれている。

しかし、実際に地震が発生すると、とっさに火を消すことができるかどうか。かって東京消防庁での実験でも、手ぎわよく栓を閉めようとした人に限って、完全には閉めていなかった、といわれます。とっさの場合、すぐガス栓に手をのばし火を消すことは考えている種、行動がとれないらしい。

地震のとき、家庭ではメーターの近くにある元栓を閉めるのがいちばんよいが、とっさの措置として器具栓を閉めて先ず火を消すことが大切です。震動が弱くても揺れたらすぐガス栓を閉める習慣をつけましょう。閉めるという動作を身体で覚えること、揺れたら無意識にでも栓に手がいくようにわが身を訓練しておくことにしましょう。

余滴

T・H生

◎どうも、どうも◎

◆「ヤアどうも」「オウどうも」こんな言葉が人の会合する場所では必ずと言ってよい程、耳にする。ある先生の言うところによると、「どうも」というのは、日本語の中では代表的？な「あいまい語」であるという。考えてみると、まことに中途半端なものではあるが、使いみちが多くて便利な言葉である。◆本来は「甚だ」「全く」「まことに」という意味の副詞なのだそうだが、昨今は雑多ないろいろな意味をこめて、日常の会話やあいさつの中に広く用いられて、その利用価値はまさにバツグンである。◆県庁や会社などの廊下で知人に逢うと、朝なら「お早う」で済むが、午後あたりになると適当な言葉がない、黙って通るのも失礼にあたると思い「ヤアどうも」。相手もかさず「ヤアどうも」となる。大した意味もないあいさつ語なのである。◆宮薬の主語を省略しているが、そのときや場所などの用い方によって意味が変って来る。「昨夜はどうも」「イヤどうも」などとなると、当人たちはチャンと了解だが第三者には中味がわからない。が概ねその見当はつく、昨夜川反あたりで一杯やったのかな、といったぐあいである。◆相手がおめでたいときなら「どうも、この度はおめでとう」と軽くロから出るが、知人宅に弔問や不幸のお見舞に行った場合など、とっさに、適当な言葉が出ないものである。沈痛な顔で「この度は、まことにどうも……」、あとの言葉はご推察願いたいというのである。◆関西地方でもこれに類しているのがある。「大きに有難う」の下半分が省略されている。「おおきに…」ですべてが足りるのである。「どうも」が「どもッ」や「どもッ」で、感じや受け方が違ってくる。「どうも」が複雑多様化の傾向にある。ではどうも。◆

中田建設株式会社
取締役社長　山崎　寛
専務取締役　中田栄喜
本社　秋田県能代市万町4の20TEL(01855)2—5335代表
出張所　秋田市山王新町1の1　TEL(0188)24—3241代表
東京、仙台、岩手

消防被服、袴天、タオル
手拭、団旗、幕
寺田染工場
手横(01823)
電話(2)〇四一六
秋田県横手市清川町
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ

秋田へお越しの節のお泊りに
ぜひご利用を
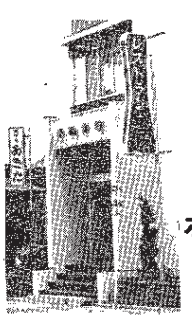
▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）¥2,300
2人室（バス、トイレ付）¥4,600
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）¥2,000
2人室（バス、トイレ付）¥3,500
ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

災害り災者の援護制度

見舞金資金貸付け等

火災や自然災害などで、り災した場合にどんな援護制度があるのか、一般によく知られていない。り災者に対する見舞金、援護資金の貸付けなどの概要は次のとおりである。

一、秋田県災害り災者に対する見舞金給付要綱

（給付対象と金額）

1. 死者行方不明（一世帯）　三〇〇、〇〇〇円
2. 住家全壊、流失　三〇〇、〇〇〇円
3. 住家半壊　一〇〇、〇〇〇円
4. 住家床上浸水　三〇、〇〇〇円
5. 火災の類焼
全焼　一〇、〇〇〇円
半焼　五、〇〇〇円

二、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律

1. 法の適用対象となる災害
(1) 災害弔慰金
○市町村区域内で住居の滅失が五世帯以上の災害
○府県区域内で災害救助法が適用された災害
○その他厚生大臣が認めた災害
(2) 災害援護資金
○府県区域内で災害救助法が適用された災害
2. 所得制限
(1) 災害援護資金
○同一世帯における合算した市町村民税の所得割の課税標準収入一八五万円（概ね給与所得の場合の総収入二八〇万円）
3. 弔慰金及び貸付金の額
(1) 災害弔慰金
世帯主　一五〇万円
その他　七五万円
(2) 災害援護資金
◎世帯主が一ヶ月以上の負傷をした場合
○負傷のみの場合三五万円
○家族が三分の一以上の損害　七〇万円
○住家の滅失、流失　一二〇万円
○住家の全壊　一二〇万円
○住家の半壊　八五万円
（三年据置、十年償還、年利三%）

三、世帯更生資金貸付要綱

◎災害援護資金　三〇万円
○家財の損害　三〇万円
○住家半壊（焼）　四〇万円
○住家全壊（焼）　七〇万円
○住家の滅失、流失　一〇〇万円
（一年据置、七年償還）

この資金は、前記二の災害援護資金と重複貸付けはできない。

四、母子寡婦福祉資金
（通常貸付資金）
◎母子福祉資金―二〇才未満児を扶養してる場合
◎寡婦福祉資金―二〇才以上の子を扶養する場合　七〇万円
○住宅資金
○補修改造資金　三五万円
（六月据置、六年償還、年利三%、被災の場合は二年据置）
○事業開始資金　八〇万円
（一年据置、六年償還）
○事業継続資金　四〇万円
（六月据置、三年償還）

ただし、被災した場合は据置期間二年に延長される。

五、その他

天災資金融資などの経営資金融資制度や国税、地方税の減免措置などがある。

職場の地震や火災対策

消防法により指定された防火対象物には、一定の資格を有する防火管理者をおき、消防計画や防火管理業務を行わせている。

しかし、規模が小さい職場だからといって対策がないのは危険。職場での地震や火災対策など、事業者は災害に備えて防災計画をたてておくことが大切です。

防災計画のポイントは、職場の周囲、建物、火気使用の状況など環境に応じて予想される被害を検討し、出火防止の指置、初期消火の体制等火災や地震時における行動と、消火、避難、情報連絡などを重点に作成する。

1. 防災教育、防災協議会等の実施
○消火、避難誘導、非常持出し、救護などの任務分担をきめ、各自の役割を認識させ、防災意識を高めるための話し合いや教育を行なう。
○非常持出し品は、常に指定しておき、いつでも持ち出せるようにしておく。
2. 出火防止の指置（火気使用設備、器具）
○液体燃料を使用するボイラー、炉、カマド、ストーブなどには、地震時に作動する自動消火装置や自動的に燃料を停止する装置をつけたものを使う。
○地震動でたやすく倒れたり、こわれたり、ひびができないよう設置する。
○燃料タンクや器具などは、燃料がもれたり、溢れたり流れださないものを使用する。
○設備、器具類は定期的に点検を実施する。

会話のエチケット

一、不快にする話題はさける、相手の弱点をついたり、感情を刺激するような話題、不快になるような話題はさける。

二、自分だけでしゃべらない、自分の言いたいことを一方的にまくしたてる人がいるが、これでは会話が成り立たない。七分を相手に話させるつもりでいて、ちょうどよい。

三、ひとりで話題をリードしない。

ほかの人の話が済むと、すぐほかの話題を持ち出し、いつも話題をリードしたがる人がいる。脈絡もなく話題を変えるのは他人の立場を無視したもので失礼である。

四、ほかの人の話を横取りしない。

ほかの人が話をしているとき、その話を横取りしてしまう人がいる。これは行列に割り込むようなもので無礼である。会話はお互いに譲り合って楽しむものである。

五、反対意見が出ても腹をたてない。

会話では議論を避けるのが原則、もし、相手が自分の意見と違っていても腹をたてたり表情に出したりしない。

六、相手の意見にさからわない。

普通の会話で、自分の立場を解明しなければならないような重要な話題が出ることは、めったにない。相手に同意できなくても、無理にそれを表して議論する必要はない。

◇消防人事◇

退任
団長　金田　悦財門
新任
団長　安部　倉之助（前副団長）
副団長　高橋　与一郎（前第一分団長）
各、七月十日付

花火あそびに注意!!

子どもに正しく指導

涼を求めて子どもたちの花火あそびが盛んです。

夜空を彩る花火は、こどもたちの大きな魅力ですが花火は火薬と火を用いて行われるので、おもちゃであっても絶対安全なものではない。

毎年火災の原因になったり、けがをしたり不慮の事故が発生しています。

子どもの花火あそびには次の事項をよく守り事故をなくしましょう。

1. 子どもたちだけでかくれてあそばせることのないよう、大人が一緒になって行うようにする。
2. 花火を人や家に向けたり、燃えやすい物のある場所では行わないようにする。特にロケットや連発する花火は危険が多いので注意をすること。
3. 花火に書いてある、あそび方をよく読んで、かならず守らせること。
4. 沢山の花火に、一度に火をつけないこと。一本づつ火をつけて安全なものでも数本まとめると危険
5. 花火あそびには、必らずバケツなどに水を用意して火が消えた花火はその度に水に浸すること。
6. 風の強いときや、異状乾燥のときなどは、花火あそびはさせないこと。
7. 花火をほぐしてあそぶことは、爆発を起こす危険があるので絶対にさせないようにすること。
8. 吹き出し、筒ものなどは途中で火が消えても、筒をのぞいたりさせないようにする。
9. 摩擦で発火するような花火は、ポケットなどに入れさせないこと。

また、マッチと花火は一緒に入れておかないこと。

闘病夜話（二）

放水生

二、中通りリハビリテーション病院

中通りリハビリテーション病院に転院した私の担任医師は田本先生である。

沖縄出身ときく。ここでもレントゲン、心電図等の検査から始まり、午前中は障害排除の訓練が始まる。

(一)リハビリテーションとは

脳卒中に対して、リハビリテーション医療を行うと、五%の人が寝たきりに止るだけでその他はなんとか自分で歩ける状態にもどって行ける。しかも三〇%位は職業に復帰する事も出来るという。

リハビリテーションの言葉がわが国で使われるようになったのは最近の事であるという。

身体障害を蒙った人が失われた健康や機能を回復するために払う努力は大きかならなされていたという。

わが国では昔温泉療養法が民間療法といって愛用されている。

大病のあとの回復期や戦争で受けた傷、マヒ、リュマチ、神経痛などの治療に昔から温泉療法が用いられていた。

リハビリテーションは身体障害のある慢性疾患を持っている人に対し、身体的にも社会的にも職業的にも経済的にも可能な限りの回復をはかることと定義されている。

医療の目標はまづ第一に障害をできれば取り除く事に目標がおかれている。

第二には障害が取り除かれないものならばなるべくその障害を少くする努力がはらわれます。

第三はどうしても取り除かれない障害が残った場合身体に残されている他の健全な機能を最大限に活用して人間全体としての機能をできるだけ高めることを図ります。

入院して四日間は診断、採血、レントゲンその他再検査である。五日目始めて入浴である。これをリハビリテーションでは水治訓練と呼ぶ。

(二)水治訓練の思い出

保健婦に連れられて浴場に行く。ここの浴場は、大浴場で階段を昇って湯につかる。浴場係の保健婦は三五、六才の中年である。パンテー一つに前掛け姿、患者は水泳パンツ一つで入る。

さながらトルコ風呂にでも入るような感じである。湯から上って保健婦は全身を洗い流してくれる。

足の悪い患者が階段を昇るのに苦労している。それを手助けに保健婦は右足を踏段にのばして尻を押した。その下で上を見上げていたら丁度保健婦の股の下である。保健婦曰く「私に何を見ている。」という。「貴女の股の深さをよ」それなら「痛い左手を股までのばして見なさい」という。ここにもリハビリ精神を発揮する保健婦に敬意を表した。

のびる位なら苦労はいらない。保健婦さんこの言葉を半年前に聞いていたら、ただでは済まないもの」を一人ぐちをこぼした一幕もあった。

又右手の良い手で左手を洗いなさいというついでに下半身も洗うとしたら保健婦曰く「そこは保健婦の領分だ」としかられた。保健婦の手できれいに洗い流された。過二回の入浴が楽しみである。検査の外は毎日日課通りの訓練である。

(三)六道とは

六道とは払敷でいう、地獄、餓鬼、畜生、阿修羅、人間、天上の六種の業界で善悪の業因によって必ず到達するという。

訓練場と食堂での患者の男女の姿を見ると自分も含めて地獄絵図そのまま思ったと同時にこの病気の恐しさがしみじみわかる。

それと同時に人間の生きようとする根生こそ正に恐しいものはない。若い時見た地獄極楽の芝居を思い出した。

(四)同室の病友

入室したのは六号室定員五名の室で先客二人が居た一人は市民市場の冷凍マグロ刺身専門の魚屋さん、一人は昭和町の菅原という人でこの人は奥さん附添で寝たきりである。入った瞬間驚いた。二人共小型テレビを使用している。別にテレビは気にならないが各人それぞれチャンネルが異なる。朝六時三十分から消灯後の十時まで休む事なくならしている。これには全く驚いたが同室の好みでがまんをして十時以後寝につく、所が私の隣に七十才の女夫な老人が附添付きで入って来た。昔陸軍の佐官と聞いたが左半身とロがきけない。

附添人は都家かつ江のくたびれたような四十五、六才位である。この附添は前の病院から附添い一ヵ月も経つというのに老人の言う事が判断が出来ない、その都度老人の怒号である。これが昼だろうが深夜だろうが、おかまいなしである。

どうも深夜に屎が出るらしく附添を起すのだが、附添も痛れ切っている。なかなか起きない遂にライオンのような大声の怒号が出るそれでも起きない遂に寝台に起きようとする危いので見ていられない。附添の尻を右足で蹴んで起す。これが毎夜の事である。この附添に一日七千円も支払っているという。

毎夜深夜に起こされこれにはほとと参った。良くなる身体も悪くなる、とても療養は出来兼れた。

役所の事務に理由をつけ退院願いをした。入院以来四十日三月十五日許可が出た。

退院時の私の病名は次のように記された。

①脳血栓症
②前立線肥大
③尿路感染症
④肩手症候群
⑤限旧性瘻孔（臀部）
⑥肝障害

やがてわが家に帰り翌日から勤務先の事務処理にあたった。

「消防団員福祉共済制度」ご加入のおすすめ

わずかな掛金で高額の保障

制度の特色

1. 公務中の災害保障は勿論、公務中以外の災害保障も得られます
2. わずかな掛金で高額の保障が得られます
3. 1年ごとに契約を更新するため経済変動に対処できます
4. 1年ごとに収支計算を行なって剰余金が生じた場合は配当金をお返しします
5. 無診査で加入手続きが簡単です

日本消防協会・秋田県消防協会

消防秋田

定価 1部 20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所 秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人 中田初端
印刷所 能代市上町3の1
有限会社 北羽出版社
電話 (4)3158

全国統一標語

使う火を
消すまで離すな
目と心

第30回全県消防大会
八月九日男鹿市

県消防協会主催、秋田県男鹿市、南秋田郡各町村後援の第30回全県消防大会が八月九日、男鹿市立体育館で盛大に開催された。

来賓として知事代理三浦民生部長、国会議員、地元県会議員、県警本部長代理各町村長など多数が臨席され、会場には県内各市町村消防団幹部など約六百名が参加して行われた。

午後一時十分、佐藤副会長が開会のことばを述べ、次いで殉職消防職団員に対する黙とうを行い、国歌斉唱のあと、中田会長が、天皇陛下のお言葉を奉読した。

中田会長あいさつ（要旨）

本日ここに、第30回全県消防大会を開催するにあたり、公私ご多忙にも拘らず、秋田県知事代理、県議会厚生委員長、国会議員、県議、各市町村長をはじめ、平素消防に対し格別のご協力を賜っております多数の来賓をお迎えし、錦上花を添えていただきましたことは、まことに光栄であり深く感謝致します。

また、本大会にあたり男鹿市、南秋田郡各町村及び男鹿南秋支部の幹部の方々の心からなるご配慮に対し厚くお礼申し上げます。

この大会も昭和二十三年以来、本会の事業として毎年開催し、当面する消防上の諸問題に関し意見を交換し、消防の発展充実の途を求めていることは、まことに意義深いものと存じております。

近年都市の過密化高層化をはじめ危険物施設の増加等により社会環境は著しく変化し、災害の様相も複雑多様化の現状にあります。

これに対処する消防の業務は、ますます重要性を加えております。

このような情勢の中に皆様は、日夜火災の予防鎮圧また消防各般に意を用い、その使命達成にご苦労を重ねておられることに対し、心から感謝と敬意を表する次第であります。

消防が社会公共の安全を保持し、社会福祉の増進に資するには、先ずもって災害を未然に防止することであります。

当協会としては、これからも皆様とともに伝統ある本県消防の実績をふまえ、時代の進展に対応し使命達成のため更に一層の努力を払い、また消防力の充実強化、処遇の改善等についても関係方面に強く要請する等その実現を期して参りたいと存じております。

本日は、これから各支部から提出されております消防上の諸問題その他の案件についてご検討を願うのでありますが、本大会を意義あらしめるよう皆様のご協力を切にお願いし、ごあいさつと致します。

保坂事務局長
開催地消防団長あいさつ

今山男鹿市団長
夜来の雨も晴れ、来賓多数のご臨席のもと、全県下の消防幹部をお迎えし意義ある第30回全県消防大会を盛大に、当男鹿市において開催させていただきましたことを、先ず全団員、署員を代表して満こうの感謝の意を表したいと思います。

折角おいでを願ったわけでありますが、万事不行届きの点も多々あることと存じますので、その点ご容赦をお願い致します。

どうか、この男鹿市の自然を心ゆくまで堪能していただくとともに、本大会が稔りある大会になることを祈念してごあいさつと致します。

保坂事務局長
次に議長団の推せんでありますが、慣例により開催地支部から推せんすることに致しておりますがご異議ございませんか。

（一同異議なし）

それでは、議長に男鹿市今山団長、副議長に飯田川町石沢団長、同じく昭和町菅原団長をお願いすることに致します。

◎議長団着席

今山議長
（正副議長を紹介）
皆様のご協力により、大会議事を進めて参りたいと思います。

よろしくお願い致します。

◎◎◎◎◎◎

天皇陛下のお言葉奉読

大会会場

前年度大会における決議事項の処理報告

今山議長
それでは、前年度大会の決議事項の処理報告を事務局から願います。

保坂事務局長
昨年八月七日湯沢市において開催した第29回全県消防大会における決議事項の処理報告を致します。資料で配布してありますので要点のみ報告致します。

昨年の大会において、陳情或は要望することに決議された事項は、七件で内容別では財政関係二件、法制、税制、防災、教養、災害補償関係各一件となっております。

◎決議の陳情情況

一、政府機関及び国会関係事項については、理事会において陳情団を編成し、昨年十月十六日、自治省、消防庁など関係省庁に、国会関係については、衆参両院議長、消防議員連盟会長、本県選出国会議員に、その他日本消防協会等を歴訪し陳情書を提出して主旨を説明し、実現方を強く要望致しております。

二、地方機関に関する事項については、知事、県消防補償等組合、県森林組合連合会等を歴訪し陳情書を手交して、その実現方を同様強く要請致しております。

◎決議の陳情結果

(1)小型動力ポンプを積載した一般車両の緊急車両としての取扱について。
（大館北秋支部提出）

主旨は、小型動力ポンプを一般車両に積載して火災現場に出動する場合、水防法及び災対基本法に定める応急物資の緊急輸送に準じて、一定の標章を付して走行するときは緊急車両としての取扱いされたいとの要望であります。

水防法及び災対基本法に定める緊急輸送車両は事前に知事又は公安委員会に届出て、標章の交付を受けて出動するものでありますが、火災の場合は、すべて突発的に発生するもので、事前に交付を受ける時間はなく、また、緊急輸送車両は道路交通法に定める緊急車両でもなく、主として交通制限道路の通行権や他の交通の避譲義務を定めたものであります。従って本件についてはいろいろ問題点もあり、現在の消防装備や一般交通の実態と安全性等など充分勘案の上検討致したいとのことであります。

(2)防火宣伝用広報車に国庫補助について
（大館北秋支部提出）

主旨は、消防施設強化促進法第三条により、国が補助を行う消防施設から防火宣伝用広報車が除かれているので、これを補助対象とするよう要望するものであります。

広報車については、消防車両と同じく消防体制の上に重要であり、各消防機関は整備の促進強化を図っている。このため昭和46年から地方交付税消防費に査察広報車分として算入しております。

主旨は了解できるので検討致したいとのことであります。

(3)消防ポンプ車の更新時における国庫補助の適用について。
（能代山本支部提出）

主旨は、消防ポンプ車の補助は新規の場合に限られ、更新については地方交付税に積算され補助対象になっていない。しかし更新時においては各自治体共一時に多額の持出しを余儀なくされ、老朽車の更新が進んでいないので、補助対象とされたいとの要望であります。

消防ポンプ車の更新時の補助対象については数年来の要望でありますが、現行の地方交付税で原価償却がみられているところから実現されていない。今後も要望を継続して実現を期したい。

(4)消防関係車両に係る自動車重量税の免除について
（鹿角支部提出）

主旨は、消防関係車両は走行距離も少く、かつ、住民の生命財産を保護する特殊性から、免除の措置をとられるよう要望するものであります。

本件については、本県及全国各府県からも再三提出されている議題でありますが未だ実現をみておりません。消防車両等の重量税は地方交付税により各自治体に財政措置がとられており、また警察車両その他公共的車両も課税対象となっていることから大幅な内容の改訂が伴う等により早期の実現は困難の見透しですが今後も強く要望して参りたい。

(5)山林火災に対処する資器材の備蓄について
（大曲仙北支部提出）

主旨は、多発する山林火災に対処する各消防機関において、消防資器材が充分に整備されていない実情にかんがみ、民有林を維持管理する森林組合、県森連等に対し消防資器材の備蓄整備をされるよう要望するものであります。

森林組合の施策として従来から、民有林の保護植林、火災の予防に重点を指向し、火災の鎮圧については、市町村消防機関営林局等の協力援助を得ている状態で、従って消防資器材は殆んど整備されていない現状であります。今後県森連が中心となって、逐次、資器材の整備を図って参りたいとの意向であります。

(6)消防団員の教養を高めるためのテキスト作成について。
（能代山本支部提出）

主旨は、団員の資質の向上を図るため、教科テキストを作成し、県消防学校、各消防署がタイアップして教養訓練を実施されたいとの要望であります。

県では要望により「消防団員教養研修実施要領」を制定し、予算二百万円を計上して一般団員と幹部教養に分けて教科テキストを作成し、県内の巡回教養を実施しております。本年度もテキストを充実し、また消防防災課、消防学校職員のほか、各消防本部署に講師団30名を委嘱し、一層の効果をあげるよう努力致しております。

(7)消防団員の災害補償の取扱いについて。
（湯沢雄勝支部提出）

主旨は、団員の火災現場における公傷は骨折、打撲、ねんざ等の事故が多いが、治療費は整骨師会の慣行料金で請求され、従って補償等組合の基準算定額を上回っているので差額の生じないよう措置されたい要望であります。

この件について、県消防補償等組合では、県整骨師会と再三協議を重ねており、年内に協定を結ぶ作業を進めております。来年度から実施の見込みとのことであります。

余滴
T・H生

◎員数と兵隊

◆旧日本軍隊では、兵舎の内務班においた銃口蓋や物乾し場においた襦袢（シャツ）などの官給品が演習に出ている間に紛失していることがしばしば。軍服のボタン一個でも貴重品なのである。被害者が新兵だと泣きべソをかくが、そこは経験豊かな古参兵は心得たもので、他の班からでも上手？に持ってきてチャンと穴埋めをしてくれる。◆こんなことは、軍隊社会では常識的なことで「員数合わせ」とか「ブン回し」と言って「盗んでくる」とは決して言わない。これを上手にやれると兵隊も一人前なのである。古参兵が「貴様襦袢なくしたのか、間抜けな奴だ、ヨシ心配するなオレが持ってきてやる」と言えば、何時の間にか出てくる、昔の軍隊生活をした者ならこんな経験がある筈。◆先般のある新聞の「海外こぼれ話」によると、驚いたことに、日本に近いある国の軍隊でも全く同じようなことが行われていた。「軍人が小銃を紛失した場合、他の部隊から盗んできても窃盗罪にはならない」と最高裁が判決を下したというのである。◆ことの真相は、A陸軍大尉がある日、自分の部隊の兵器検査をしたら小銃が一丁足りない、早速隊員を集めて大いに気合を入れたところ、気のきいた部下二人が他の部隊から盗んできて補充した。これが発覚してA大尉が軍法会議にかけられ窃盗を命じたとして徴役二年の判決、◆これを不服としてA大尉が刑務所から上告したところ「軍人が小銃を盗んでも、自分又は他人のための所有行為ではないから、窃盗には該当しない」として原判決を破棄したというもの。「官給品」は自己個人の財物でないから理屈では解るが、「員数合わせ」が盗みにならない。とすると「ヨシ、その儀なれば、今後この手で参ろう」と各隊間で「員数合わせ」が横行しないのかナ。よそ事ながら気にかかる。◆

秋田へお越しの節のお泊りに
ぜひご利用を

▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）￥2,300
2人室（バス、トイレ付）￥4,600
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）￥2,000
2人室（バス、トイレ付）￥3,500

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

消防大会提案議題の審議

今山議長
これから大会提案議題の審議に入ります。
一、積雪寒冷地用特殊艤装を消防ポンプ自動車（水そう付を含む）の標準車に組み入れることについて、鹿角支部より提出、提案者の説明を求めます。
八幡平成田団長（要旨）
積雪寒冷地における円滑な消防活動を推進するためには、地域の特殊性によりどうしても特殊な艤装を必要とします。従って標準車の規格仕様を全国一律にすべきでなく、その決定にあたっては地域の特殊性も充分加味すべきである。特にB01型消防自動車については、鎖ロープ等で装置してある昇降口を鉄板製にする。BS1型消防自動車については、幌屋根を鉄板製にする等規格の改善を図るよう強く要望致します。
今山議長
本案に対する質疑を行います。（異議なし）
ご異議がないので採択することに致します。次は、
二、地方交付税の消防単位費用積算基礎の改正について。
能代山本支部より提出、提案者の説明を求めます。
二ツ井町山谷団長（要旨）
本件については、過去に既に提案されているが改正をみていないので重ねて提案致します。
標準団体における消防団員数は五六三人で数年来同じで、これを二ツ井町にあてはめると団員数は、九〇人となり、現在定員二八六人に対し三一％にすぎない。因みに当支部の状況をみますと、最高五一％、最低一八％、平均で二九％にも満たない現状である。
各市町村により実際の系数に差異はあると思われるが定数に対する積算基礎の団員数は絶体的に不足である。都市部と異り農山村は集落が広く散在し、消防力の効率が低いため多数の団員を必要としている。自治体財政悪化の現状の中で団員の処遇は年々改善されてはいるが決して充分ではない。単位費用積算基礎の改正を強く要望します。
今山議長
本案に対する質疑を行います。（異議なし）
ご異議がないので採択することに致します。次は、
三、ポンプ自動車の重量税の免除について。
能代山本支部より提出、提案者の説明を求めます。
八竜町清水団長（要旨）
この件は、数年前から再三提案され、全国的に問題にされておりながら未だ実現をみていないので敢えて提案し、各位の賛同を得たい。この重量税のできる当時の経緯は、重車両が多くなり道路が破損するため道路整備に充当するのが主たる目的であった。その意味では地方交付税で確かに還元されているとも思いますが、反面、重車両でもない乗用車たるパトカー等も含まれている。消防組織法の関係では自治体は、自治体で消防費を賄えというのが根本でありますが、その経費を充分に賄える町村が果してあるかどうか。それを考えると私共は例え小さなことでも経費の節減を図り、消防財源に充て消防力の充実強化を期することが義務であります。重量税の免除について関係省庁、国会議員等に対し今後強く要望し実現を図って参りたいので各位の賛同を得たいと思います。
今山議長
本案に対する質疑を行います。（異議なし）
ご異議がないので採択することに致します。次は、
四、消防ポンプ（自動車、小型動力）の更新時における国庫補助の適用について、
大館北秋支部より提出、提案者の説明を求めます。
上小阿仁村田中団長
各市町村では、消防力の充実強化するため年次計画をたて、消防施設の整備を進めているが現在は財政事情から耐用年数を超えた旧式の老朽化した消防ポンプを使用しているのが実情である。
消防力の強化と、火災の早期消火の見地からこれら老朽化したポンプ車の更新する場合においても国庫補助を適用されるよう要望します。
今山議長
本案に対する質疑を行います。（異議なし）
ご異議がないので採択することに致します。次に、
五、消防団員福祉共済制度に公費負担加入実現について、
本荘由利支部より提出、提案者の説明を求めます。
大内町三浦団長
消防団員の処遇改善の一つとして設けられた団員福祉共済制度への加入が全国的に増加していると聞くが、本県の場合、本年五月一日現在で加入団数二二団、加入人員数が六、〇五七人で未加入消防団が多い状況にあるので、県市長会、及び町村会に対し強く要望して、全県消防団員全員が公費負担で加入できるよう措置されたく要望します。
今山議長
本案に対する質疑を行います。（異議なし）
ご異議がないので採択することに致します。次に、
六、無火災表彰の枠の拡大について、
湯沢雄勝支部より提出、提案者の説明を求めます。
湯沢市山脇団長
県では毎年火災予防運動の一つとして無火災市町村の表彰をしているが、年間を通じて無火災で通すことはまことに至難なことであります。
火災は、人口の集中度が高い地域ほど出火率が高くなり、人口の多い都市では完全無火災は不可能に近い状態である。
この無火災の枠を拡げ、出火件数に限らず人口比による出火率や損害度の低い市町村も表彰の機会を得るようにすれば、防火意識も向上し、ひいては無火災につながると考えるので改正されるよう要望します。
今山議長
本案に対する質疑を行います。（異議なし）
ご異議がないので採択することに致します。次は、
七、次回開催地について、を議題と致します。
配布資料の開催地調によると次回は、大曲仙北支部となっておりますが、そのようにしてはいかがでしょうか。（一同異議なし）
それでは、大曲仙北支部長の発言を願います。
佐々木大曲仙北支部長
来年度第31回全県消防大会は大曲仙北支部において開催致します。来年は皆様一同お揃いでお出下さるようお待ち致しております。（一同拍手）

◎宣言決議

宣言及び決議を議題と致します。案の朗読を願います。
天王町菊地団長
宣言案を朗読（文略）
五城目町渡辺団長
決議案を朗読（文略）
各案共一同賛成拍手
今山議長
宣言、決議案は満場賛成されましたので、本大会の宣言、決議と決定致します。
以上で、大会全議案の審議が終了しましたので、議長団を解かせていただきます。長時間のご協力有難うございました。

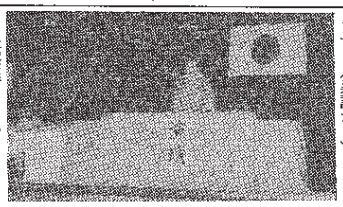
提案理由の説明

◎来賓

保坂事務局長
来賓の祝辞をいただきます（以下順）
秋田県知事代理　三浦良一　殿
参議院議員　野呂田芳成　殿
県議会厚生委員長　藤島米太郎　殿
県水防連合会長　大野忠工門　殿
地元県議会議員　菅原慶吉　殿
出席者
参議院議員佐々木　満　殿
県警本部長代理
同警備部長木元　真　殿
祝辞後、祝電を披露
万歳三唱
県警本部木元警備部長の発声により万歳を三唱
閉会のことば
佐々木副会長
これをもって、第30回全県消防大会を終了致します。
なお、閉会後男鹿なまはげ舞踊を披露し好評を博しました（終了午後三時十五分）

開催地男鹿市
吉田市長あいさつ

本日第30回全県消防大会が当市において開催されるに当り、全県各地から六百余名の消防幹部の方々、多数の来賓の皆様のご臨席に対し心から観迎を申し上げる次第であります。
消防が自治体消防として再発足してから早くも三十年、その間消防が目ざましい発展を遂げたことは、まことに同慶に堪えないところであります。
これは、ひとえに消防団員各位が夫々非常に多忙な職業に携りながら旺盛な責任感と郷土愛護の精神に燃え、身をもって困難な消防業務に懸命の努力を続けられた賜のと深く敬意を表する次第であります。
近年、住宅建設が急速に進み、高層建築物、危険物施設等の増加により、火災発生の危険性が高まり、一度火災が発生した場合は大惨事になりかねない現状にあります。
火災は、単に財産を焼失するのみならず人命まで死傷することの多いことなどを考え併せますと、これら強化、団員の処遇の改善、予防行政の強力な推進などを痛感するところであります。
このようなときに当り、全県の消防幹部が一堂に会し、消防大会を開催されましたことは極めて意義深いものがあると考えます。
各位におかれましては、本日の大会を契期に決意を新らたにし、消防業務に精進され、住民の信頼と期待に応えられますようお願いを申し上げます。
ご承知のように男鹿は全島国定公園であります。常から消防人の気質は宵越しの金を使わないとか言われておりますが、男鹿のために、悪い点はご指摘をいただき、良い面は大いに宣伝していただいて秋田県三〇景第一の男鹿発展にご協力を願いたいと思います。男鹿の発展を祈念し観迎のあいさつと致します。（要旨）

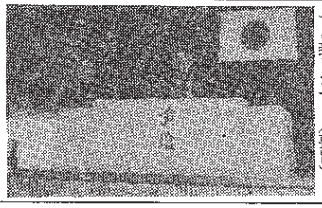
男鹿市長あいさつ

消防訓練大会
秋田市消防団

秋田市消防団では、八月二十二日市営ラグビー場で全団の消防訓練大会を盛大に開催した。
審査結果は次のとおり
◎小型ポンプの部
優勝　四ツ小屋分団
準優勝　上新城分団
第三位　飯島分団
◎ポンプ車の部
優勝　土崎南分団
準優勝　秋田中央分団
第三位　秋田旭分団
◎総合の部
（小型と規律訓練総合）
優勝　四ツ小屋分団
準優勝　飯島分団
第三位　外旭川分団
第四位　秋田地区分団
第五位　浜田分団
大館北秋田支部大会
八月二十一日開催し、優勝消防団は次のとおり
総合の部　比内町消防団
規律訓練　大館市消防団
ポンプ車　鷹巣町消防団
小型動力　田代町消防団

火災予防組合の活躍
西仙北町消防団　団長　若松　泰治

毎日の火災予防については、住民がひとりひとり心して生活していることであるが、毎日のように新聞の三面記事のどこかに、交通事故と共に火災の記事が載っていることは、消防団員の一人として誠に遺憾なことである。
わが町においても、町、団が一体となって毎年無火災達成を目標として、積極的に住民啓発に努めているが、なかなか実現できないでいる。他町村と同様に各部落毎に火災予防組合を結成してそれぞれ自主的に又は指導を受け、研修しながら活動しているのでお蔭で火災件数も減少し、大火災もなくなり、有名な火事の町の汚名も返上しつつあります。
しかし、なんとかして一年間無火災を達成したいものだと、各組合活動の中に次のような唄を作って、組合員に普及してもらって予防運動を進めております。
さて、「この唄を住民ひとりひとりロずさんで頑張るならば、火事は絶対に発生しない筈だと思うがなあ」と言いたいぐらい。
覚え易く意味も理解し易く予防運動には最適と思い、私も組合の指導、激励には自分から唄出しているので、会員の皆さんから喜ばれているし、私自身も自己満足しております。
他町村の組合にも、それぞれのアイデア等導入して活躍されていることと思いますが、わが町の組合活動の一端をご紹介した次第であります。

西仙北町
火災予防組合数え唄
（唄い方は大学数え唄）
一つとせ
人に頼むなまかせるな
何がなんでも火の始末
ソレホントダネ
（二回繰返す以下同）
二つとせ
二目と見られぬ焼跡を
心にきざんで火の用心
三つとせ
皆が持ってるバケツコで
大火も未然に防ぐ意気
四つとせ
幼稚園の子供も大声で
心にきざんだ火の用心
五つとせ
いつも家から出る時は
忘れてならぬ火の始末
六つとせ
村のためです国のため
無火災部落に致しましょう
七つとせ
なくて暮せぬ大事な火
一寸の油断で火事になる
八つとせ
家々（やや）の火の元検査せば
明るく笑って暮せる
九つとせ
コンロ、ストーブ
電気器具
見ても見なおせ火の用心
十とせ
とうとうでかした
この意気忘れず
続けましょう団結心
マッチ一本火の用心
（終）

消防被服、袢天、タオル
手拭、団旗、幕
寺田染工場
手横（01823）
電話（2）〇四一六
秋田県横手市清川町
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ

中田建設株式会社
取締役社長　山崎　寛
専務取締役　中田栄喜
本社　秋田県能代市万町4の20TEL（01855）2—5335代表
出張所　秋田市山王新町1の1　TEL（0188）24—3241代表
東京、仙台、岩手

消防秋田
定価 1部 20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所 秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人 中田初雄
印刷所 能代市上町3の1
有限会社 北羽出版社
電話 (4)3158

第14回全県消防訓練大会
鹿角(小型)田沢湖(普通)優勝

前日降り続いた雨も上って時折、日光が差しこむ天候の下、九月九日県消防学校訓練場に早朝から各支部の大会で選抜された精鋭出場隊が続々到着、開会前から会場には熱気がみなぎっていた。

午前十一時、小型の部、ポンプ車の部各十ヶ分団、計二十分団が会場に整列し、長谷部河辺支部長の指揮により、中田協会長、秋田県知事代理三浦民生部長の観閲をうけ、次いで国旗が秋空高く掲揚された。

佐藤副会長が力強く大会開催を宣言の後、昨年度優勝の小型の部大潟村消防団ポンプ車の部鹿角市消防団から、それぞれ優勝旗が返還された。

訓練はポンプ車の部から抽せん順に従って開始、会場には各団長、消防長、団員らのほか、出場団家族が手弁当持ちで多数が詰めかけて熱心な応援風景も展開したが和やかに終始した。

◎知事告示（民生部長）

本日、第十四回全県消防訓練大会が開催されるにあたり一言申し上げます。

消防団員の皆様は、日頃多忙な生業のかたわら、崇高な消防精神をもって地域防災の中核として、日夜献身的にご尽力されており、そのご苦労に対し心から感謝と敬意を表します。

近年、社会環境の急激な変化に伴い火災等の災害の危険性も年々増大しつつあり、消防活動はますます困難な現状にありますが、本日行われる消防操法はこれら現場活動の基礎をなすものであり、より早く、より確実にという消防に課せられた条件を満たすためには欠くべからざる訓練であります。本日出場の各隊はそれぞれの地域から選抜された栄えある消防隊でありますが、本日は立派に郷土の期待に応えるよう、日頃の訓練の成果を十分に発揮し、優秀な成績を収められるよう、切に希望して告示と致します。（要旨）

◎中田協会長あいさつ

本日ここに来賓多数のご臨席をいただき、各支部から選抜された二十の精鋭分団による第14回全県消防訓練大会を、盛大に挙行されますことは、まことに喜びとするところであります。

近年複雑多様化する火災に対処するため消防機械は年々進歩改善され近代消防の感を深くするが、しかし如何に精巧な機械でも操作するのは人であり、従って機械の操作に優れた技術を身につけた消防人が要請されております。

本大会は、小型操法とポンプ車操法の二種目でありますが、昨年操法の基準が改正になり、本年度から改正新操法により実施することとなりました。

従いまして新操法に切替えて日も浅く、十分に修得される時間もなかったのであるが、きびしい支部大会を勝ち抜かれて来た精鋭の各隊であり、その熱戦が期待されるところである。

昨年は、全国大会において本県代表として参加した大潟村消防団が健斗し、みごと入賞の成果をあげるなど、本県消防団の訓練技術の向上はめざましいものがあります。

消防の至上命令である、より早く、より確実な行動をもって、正々堂々の訓練を展開し優秀な成果を収めるよう切望します。

なお、来賓の皆様には、火災に対処し、日夜訓練を続けております消防団員の信念を諒とせられ、今後消防力の充実のため一層のご支援とご協力を賜わりますよう切にお願いを申し上げます。（要旨）

◎選手宣誓と訓練実施

訓練開始に先だって、審査長芳賀消防学校長から訓練上の諸注意があって、次いで出場団員を代表し、前年度ポンプ車の部で優勝した鹿角市消防団を代表して関利吉十和田消防団長が、正々堂々と競うことを高らかに宣誓した。

午前十一時三十分、ポンプ車の部から抽せん順に従って訓練を開始、午後は小型ポンプの部で、四年ぶりで行う放水訓練とあって隊員も必至な表情、動作技能が伯仲し参観者のかっさいを浴びた。

訓練終了後の審査集計中消防学校教習科学生による救助訓練実技が行われ、美事な技能に盛んな拍手が送られた。

◎講評及び成績発表

審査長芳賀消防学校長から、各隊は終始真剣な訓練を実施されたことに対し、心から敬意を表する、総体に訓練技術の向上がめざましく、優劣をつけ難い状況にあり、優秀と認めた。今後も「より早く」「より確実に」を目標に、実戦に即応した訓練を実施されたいと述べ、次のとおり成績発表（別項記載）が行われた。

◎来賓祝辞

県議会厚生委員会を代表し、副委員長東海林正隆氏から祝辞と激励のことばがおくられた。

この後、参加者代表として、関十和田団長からの答辞が行われた。

◎万才三唱

県警本部長代理、木元警備部長の発声により、万才三唱を行い、佐藤副会長が閉会のことばがあって、午後四時大会を終了した。

観閲

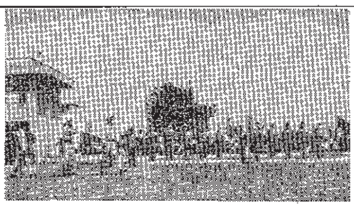

小型操法

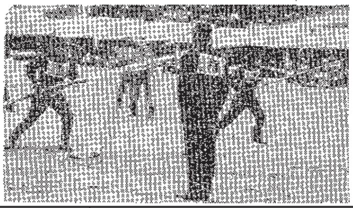

ポンプ車操法

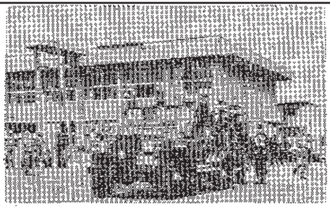

講評

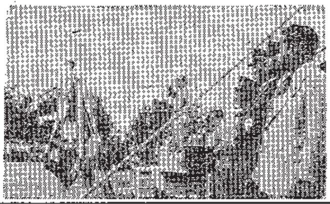

優勝旗授与

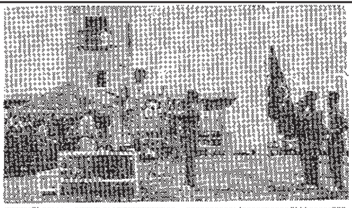

分列行進

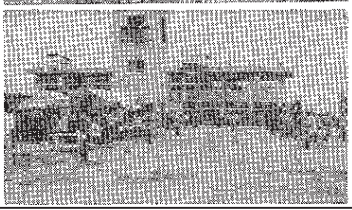

全国統一標語

使う火を
消すまで離すな
目と心

訓練大会成績

◎小型ポンプの部

優勝
鹿角市消防団錦木四分団
得点 五九七・一〇〇

準優勝
田代町消防団、第七分団
得点 五九七、〇〇〇

第三位
秋田市消防団四小屋分団
得点 五九六、四〇〇

得点（内容）順
田沢湖町消防団第六分団
得点 五九六、二〇〇
矢島町消防団、第五分団
得点 五九五、八〇〇
湯沢市消防団 三関分団
得点 五九五、八〇〇
能代市消防団、第十分団
得点 五九五、二〇〇
河辺町消防団、第三分団
得点 五九五、二〇〇
平鹿町消防団、第二分団
得点 五九三、八〇〇
八郎潟町消防団第三分団
得点 五九一、六〇〇

◎ポンプ車の部

優勝
田沢湖町消防団第五分団
得点 二九六、四一六

準優勝
鹿角市消防団 毛馬内第一分団
得点 二九五、六六六

第三位
西目町消防団 第二分団
得点 二九五、五〇〇

得点順
羽後町消防団第十八分団
得点 二九五、〇八三
平鹿町消防団 第三分団
得点 二九四、八三三
能代市消防団第十四分団
得点 二九三、六六六
鷹巣町消防団、第三分団
得点 二九二、三三三
男鹿市消防団、第四分団
得点 二九〇、五五五
河辺町消防団、本部分団
得点 二八四、三三三
秋田市消防団土崎南分団
得点 二七九、七五〇

なお、小型ポンプ第一位に消防協会から優勝旗と賞状、各三位まで賞杯と賞状、ポンプ車第一位に秋田県知事から優勝旗と賞状、各三位まで牟頭綬と賞状がそれぞれ授与された。

また、本年度は全国操法大会が開催されないため、出場権はないが、来年度は第六回全国大会が開催の予定。

殉職消防職団員慰霊祭

九月九日千秋公園本丸

昭和五十二年度秋田県殉職消防職団員の慰霊祭を九月九日秋田市千秋公園本丸の消防招魂碑前で厳粛に挙行された。

招魂碑に合祀されているのは、明治42年9月12日殉職された当時の大館消防組消防手田松寅松氏、以来昭和49年11月10日訓練出動中に殉職された鹿角市花輪消防団副分団長栗山富雄氏まで四十一柱、午前九時半から碑前において神事を行い遺族二十八名が出席、中には遠く北海道滝川市からかけつけた遺族もおり故人を偲んでいた。各消防団長、消防長ら約七〇名が列席し、知事代理三浦民生部長、県警本部長、自衛秋田駐とん地司令、海上保安部長から、それぞれ玉串奉典があり、午前十時半式典を終了した。

お宅のまわりの電線にご注意

◎お宅の引込線はいかが…
○煙突の支線か電線にふれていませんか。
○電線が雨どいに接触したり、がいしがはずれているところはありませんか。
○電線の近くに材木など立てかけて置いてありませんか。

◎外で仕事をするとき電線に注意
○屋根でペンキを塗ったり作業をするとき。
○立木の枝を切るとき。
○アンテナの取付けなどをするとき。

あぶないよ 小さな
すいがら
大きなそんがい

余滴
T・H生

◎ことばと漢字

◆先般の民放テレビで「最近の大学生は国語力が落ちている」というのをやっていた。最近の一般的傾向を風刺して演出したものと思うが、数人の小学生と大学生が出て、小学生の方は漢文の論語を読んだり、大学生の方には漢字を読ませたり、書かせたり、いわばテストというところ。◆大学生側の例をあげると。良妻賢母が「良妻権母」「両妻験募」、信頼が「親頼」になっている。親の世話になっているせいかも知れない、晴耕雨読が「性交有毒」とは恐れ入る。蝸牛（かたつむり）を、虫ヘンを金ヘンに入れ替えて読んで「鍋牛」だからスキヤキになる。◆負うた子に教えられ、が「大蛸に教えられ」に、虎の威が「虎の胃を借りる狐」など。五十歩百歩とは、百五十歩のこと、八方美人とは、あちこちで美人にもてること、迷回答が続出していた。◆確かに日本のことばも漢字もややこしいのが多い、殊に単語だけになると発言やアクセントによっては全く意味が違ってくる。「せんせい」が先生、宣誓、専制。「とうじ」が答辞、湯治、冬至になり、「ふしょう」が不肖、負傷、不詳にもなる。情婦が情夫、にこんな例がありすぎる。◆文字を書くにしても、点があったりなかったり、末と未は上下の横棒の長さが違うなど、まぎらわしい。文字の構成も面白い、女の良いのが娘、女が家に入ると嫁、女も鼻についてくると嬶アで、波がつくと婆アになってしまう。こうして覚えると文字も忘れない。◆過般、「字が下手なうえに、誤字が多い」と会社の本採用を拒否された青年が提訴したところ、裁判所は「読み書きの能力が一般に低下している現在、直ちにこれを責めるのは酷」と、解雇無効の温情？決定がなされている。◆日本人が、日本に住んでいて、日本の国語力に低下の傾向にあるというのは、考えてみればおかしなことである。ある外国の学者が言っていた「日本ほどの国が、なぜ自国語を大切にしないのか不思議だ」と、国語軽視の教育のせいなのかな。◆

秋田へお越しの節のお泊りに
ぜひご利用を

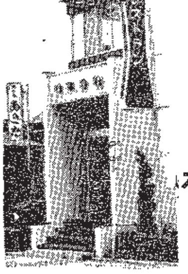

▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）¥ 2,300
2人室（バス、トイレ付）¥ 4,600
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）¥ 2,000
2人室（バス、トイレ付）¥ 3,500

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

県総合防災訓練

九月十三日横手市

本年度の県総合防災訓練が九月十三日、横手市一円で実施された。

この訓練は、災害対策基本法、県地域防災計画及び横手市地域防災計画に基いて、各防災関係機関が一体となり、地域住民の協力の下に大火災や水害を想定して、災害の緊急対策を総合的に迅速的確に実施できるよう各種の訓練を行い、防災体制の強化と地域住民の防災意識の高揚も図ることを目的として、県と横手市の主催で実施された。

今回は特に、酒田大火の教訓を生かし、川を防火線とした訓練が注目された。

訓練には、消防署、消防団、警察、自衛隊、日赤、電力、電通、などのほか町内会、婦人会等四十五機関（団体）約三千三百人が参加した。

統監（佐々木副知事）、副統監（千田市長）のもとに訓練服に身を固めた関係者たちは、県内各消防団（署）員や一般住民など多数参観する中で、大火を想定しての防ぎよ、避難誘導、救急救護、炊出し訓練。

また、集中豪雨により提防欠壊の危険のための水防工法訓練、ヘリコプターによる林野火災空中消火訓練など十八種目にわたる訓練が展開された。

一、災害の想定

(1)九州地方を襲った台風は日本海を北東に進み、夜半過ぎに酒田沖西方約二百キロの海上を、毎時四十キロの速度で進んでおり、このため本県は十三日夜明け前から西寄りの風が強まり、内陸地方でも二〇～二五米の強風となって、午前六時横手地方では瞬間最大風速三〇米に達した。

この台風の通過により、県内各地で住家の破損、農作物の倒伏、電線電話線等に相当の被害が出た模様。また、台風の吹き返しによる北西の風が二〇米にも達し、火災発生の危険があるため、県南各市町村では火災警報を発令し警戒中、九時四七分横手市四日町で火災が発生した。

(2)十一時十分頃、強風下横手市杉沢付近の山林から火災が発生し、火勢が拡大しつつある。

(3)十二日から県南部を中心に降り続いた集中豪雨により、横手川が増水して十一時五四分市内蛇の崎橋付近は警戒水位を超え提防欠壊のおそれが出てきた。

二、訓練実施の概要

九・四七（時刻）警報発令し警戒中、市内四日町から火災が発生、消防本部は直ちに第二出動を指令し、消火活動を開始したが火勢が強く延焼拡大のため消防団に特命出動を指令し、火災防ぎよ活動にあたる。

訓練本部の統監

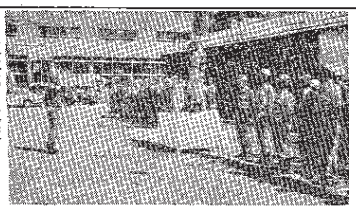

児童の避難

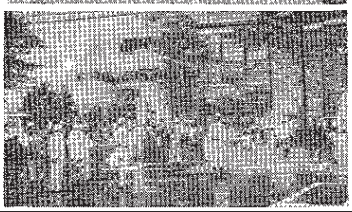

飛火による二次火災発生防止のため、町内会等でバケツリレーの防火活動危険区域住民に避難命令、隣接消防団に応援要請等を実施。

市では災対本部を設置するとともに県に自衛隊の派遣を要請した。

一〇・〇五

火勢は拡大し第一次防ぎよ線を突破、大町給油所に飛火による第三次火災が発生、現地指揮本部は消防隊の転戦を指令。

一〇・一三

南小学校に飛火し第三次火災が発生、児童の避難誘導、重要書類の搬出、負傷者の救急搬送、救護等を実施。

一〇・二五

罹災一七〇世帯、災害救助法を適用、避難所の設置、罹災者に炊出し、医療救護所の開設等を実施

一〇・三〇

横手病院が飛火により第四次火災が発生、消防署レンジャー隊の患者の避難と救出活動。

最後の防ぎよ線としての横手川河畔に全ポンプ車を配置し、一斉放水による水幕によって延焼阻止活動を実施。

一一・一〇

市内杉沢付近の林野火災に対し、ヘリコプターによる空中消火の実施。

一一・三四

提防欠壊防止のため水防工法の実施。

その他、油火災の消火活動、被災地域の送電線、電話線等の設備復旧訓練などが実施された。

三、閉会式

市内大町市営駐車場において、佐々木統監、千田副統監からあいさつがあって、万才三唱して十四時終了した。

患者の救出訓練

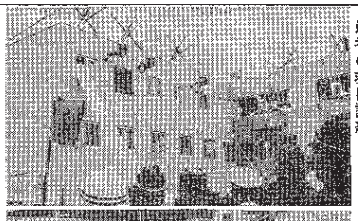

救急搬送

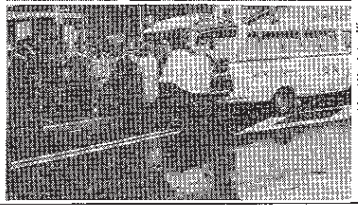

ホースが失火の原因!!

注水用のビニールホースが火災の原因とは、珍しい事例。宮城県の農家のAさん宅のフロ場から出火した、幸いボヤで済んだが、消火につきものの〝ホースが失火の犯人〟とわかって、消防、警察のベテランたちも自をシロクロ。

直接の火災原因は、石油ガマのカラ焚き、Aさんのお婆さんは「いや、カラ焚きじゃない、チャンと水道のジャロからビニールホースで水を入れた」と強く主張したため、警察の原因調査が難航した。では一体だれが、いったん入れた水をカラにしてしまったのかと慎重な調査の結果、犯人は意外にもビニールホースと判明。ホースの末端を浴そうの水に浸したまま、片方をジャロに差し込んで注水しているうちに、差し込んだ方がジャロからはずれて床に落下、このためホースの水が逆流して浴そうから出てしまったというわけ。

水を浴そうに入れていたホースがギャクに浴そうの水を出したと判明して、Aさんの家族たちも、これにはアッと驚くばかり。

ピカピカ光る鍋の底に太陽の光りが当って、反射した焦点から発火した例はあるが、こんな事例は珍しい。火事の元はどこにもある。

寒暖の変りが多い

十二月迄の天候予報

秋田地方気象台がこのほど、十月から十二月までの天候予報を発表した。それによると、今年は寒暖の変動が大きく、時々平年より寒くなるが、十月は比較的秋晴れの日が多く、十一月も平年より温暖の日が多い、十二月は時々冬型の気圧配置になって、雪が降りやすくなるが、寒さは長続きしない見込みという。

◎十月

天気はほぼ周期的に変わり、一時大きく崩れることもあるが、月半ば頃からは晴れの日が多くなる見込み。しかし下旬は、一時低気圧が発達して一雨ごとに寒さが加り、月末頃は冷え込みが強くなる。初霜の降る所が多くなる。月平均気温は平年並みかやや高め、降水量は平年並みの見込み。

◎十一月

時々冬型の気圧配置になって季節風の吹き出しがあり、雪の降る日が多くなる。後半は比較的温暖で、寒さもしのぎやすい期間がある。

月平均の気温は平年並み、降水量と積雪はだいたい平年並みの見込み。

◎十二月

前半は季節風の強い日があり、しぐれ易く、北部では初雪の降る所がある。その後は移動性高気圧に覆われて、平年より温暖の日が多くなる。

月平均の気温は、平年並みかやや高め、降水量は平年並みかやや少ない。

闘病夜話 (三)

放水生

(一)碇ケ関黎明郷リハビリテーション病院

事務処理も一段落したので、療養の場所を捜していたら、青森県碇ケ関村に、村と県と弘前医大の財団法人の四階建て黎明郷リハビリテーションの立派な建物があり温泉療養もできるということを聞いた。

申込んだら許可がきて四月十二日ここに第三回目の入院をした。

六人部屋、二人部屋、個室に別れるが、中通りリハビリテーションの例もあるので二人部屋を註文した。

部屋代一日五百円という、幸い先客は弘前医大の先生で年は三十七才の若さで左半身が不随、附添人がついていた。入院の翌日から検血、レントゲン、心電図続いて脳波の検査が行われ、医師は今検査の課程であるという。

病棟は長し、院長以下諸先生の温情、看護婦津軽美人の主任以下二十代の若手、心ゆくまでの看病、それにリハビリテーション訓練にあたる若い療養士の温い心尽し、加えて三度の食事の献立は私には万足という環境で体が日一日と良好になっていく。

ただこの病院の先生は弘前医大から四ケ月交替で勤務するという。医大の故か検査が多い。検査の試験台にあるような気がする。同病の医大の先生は寝たきりの状態であるがなかなか明朗である。

三週間も過ぎた頃、私に次のように説明をしてくれた。

この病気は根気のいる治療と、三つの禁制がある。これは酒、煙草とセックスの三つは厳禁しなくてはならないが、これも初期の頃で病状が固定してくると酒は多少はよい。これは血の巡りが良くなるが、煙草は益がなく血管が細くなる、どうしてもやめられない場合は一日五本が限度又セックスは年令にもよるが月一回位が限度である。

しかし、この道楽は一度破目をはずすと限度を越えてしまうので折角良くない病状が逆もどりするか、再発して取り返しのつかぬことになるから、くれぐれも注意が肝心であると知らせ幸い私は三つの禁制も発病以来厳禁していたので苦にはならなかった。

早くも陽気な四月も過ぎ五月に入って病院内の一部改造工事が始り病室の移転や訓練の休みが続く、ただ水治療法は週二回温水プールで看護婦附添えの下に行われ、これが楽しみであった。外は新緑に包まれ室内でジッとして居られない。

室外散歩は四階屋上で周囲の新緑を眺め新鮮な空気を吸うその気分のよい事と外の散歩がこれ又唯一楽しみとなったが、それでも暇が多すぎる。

遂いに昔とった杵柄は忘れ難く煙草を吸いはじめ、散歩帰りにワンカップを購入して部屋で先生と内緒で飲むようになった。

禁酒禁煙の看板は遂いに百二十日でストップ、また日病院内の歩行可能者三十名の歩行訓練が行われた。

出発に先立って院長は各人できる所まで徒歩して訓練せよ、決して無理をしてはならない。附添うのは先生、看護婦、保健婦、療養士で患者三人に一人の割で監視、標高三百米の三笠山を目指して出発した。

この三笠山は碇ケ関の公園で眺めがよく整備もよい、遂いに頂上に登った。

はるか彼方に岩木山を眺め爽やかな気分、道ばたには今を盛りのワラビ、ウドなどが自生し、それを採って半日を過ごし帰りはバスで病院に帰った。採ったワラビ、ウドは保健婦が料理して室に届けてくれた。

同室の先生と附添と三人で山菜を肴にワンカップで乾杯し互に快癒を祈った。

身体も異状なく五月二十一日病院から依頼状を戴き同室の先生や看護婦と別れを告げ退院した。

闘病生活百五十日、完全な姿にならないが左半身麻痺右半身着干の麻痺の後遺症を残して帰宅後、週一回町内の内科医に通院し血圧測定、注射をうけ毎日薬を唯一の友とし、三ケ月一回検尿、検血検査をうけ自宅療養を続けている。

消防共済基金とは

正式には「消防団員等公務災害補償等共済基金」のことである。

これは、非常勤消防団員及び消防作業従事者に係る公務災害補償が、従来市町村条例に基いて市町村が個々に行っていたが、一部には必ずしも十分といえない給付の例などがあった。

このため、公務災害補償制度の確立と完全な実施を図る必要があり、非常勤消防団員及び消防作業従事者に係る公務災害補償に関する市町村の支払い責任の共済制度を設立することとし、昭和三十一年三月、同共済基金法案が国会に提出され、同年五月に制定公布され、基金の設立をみるに至った。昨年で設立二十周年である。

危険な煙草の吸いガラ

ハイキングやドライブなど行楽の機会が多くなると山や草地でのたばこや、たき火の不始末から山火事が多く発生する。特に空気が乾燥したり、風の強い日などはちょっとした不注意から、火はなめるように山の下草を走ることがある。

消したつもりのたき火やたばこの吸いがらから恐しい山火事を起こさないよう、念には念を入れて消火を確めるようにしましょう。

大勢で出かけた場合など誰かが消した筈と思ってお互いに安心しがちです。

また、行楽の行き帰りの道端や乗り物の窓から何気なく捨てるたばこも危険、たばこの火力は見かけ以上に強いので無造作に捨てないように。

消防被服、袢天、タオル
手拭、団旗、幕
寺田染工場
手 電話 (2)〇四一六
横 (01823) 秋田県横手市清川町
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ

中田建設株式会社
取締役社長 山崎 寛
専務取締役 中田 栄喜
本社 秋田県能代市万町4の20 TEL (01855) 2—5335代表
出張所 秋田市山王新町1の1 TEL (0188) 24—3241代表
東京、仙台、岩手

消防秋田

定価 1部 20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所 秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人 中田初雄
印刷所 能代市上町3の1
有限会社 北羽出版社
電話 (4)3158

大型地震災害に備えて
石油コンビナート防災訓練

県石油コンビナート防災訓練が、県と秋田市の主催で十月二十一日、秋田港湾地帯石油配分基地で実施された。

この訓練は、昨年六月施行された石油コンビナート等災害防止法に基いて制定された県石油コンビナート等防災計画により、石油類などの特殊災害に対処するために実施されたもので、同法施行後初の大掛りな防災訓練である。

訓練の想定は、「午前九時四五分頃、秋田沖海底を震源とする地震が発生し、秋田市では震度5の強震を記録し、同コンビナートの二千キロタンクのバルブ部が破損し、ガソリンが流失して火災が発生した。

続いて同十時二五分頃タンク火災のため港外に避難しようとした二千トンタンカーが離岸の操作を誤り、桟橋に激突したりしたため船体にき裂が生じ重油が海上に流出して作業船から引火、油火災が発生した。

さらに同十時五五分頃タンク火災から避難途中のLPガスタンクローリーが運転を誤り電柱に激突し、ガスライン配管部が破損、LPガスが噴出した」との想定。

この訓練の統監部は、佐々木県副知事、高田秋田市長をはじめ県議会民生委員、秋田市防災会議委員。参加機関は秋田市消防本部署、同消防団、陸上自衛隊、県警本部署、海上保安部、各防災組織など十七機関（団体）約六〇〇人が参加して実施された。

県内各消防本部や関係機関からの多数の参観者の見まもる中で、火災発生の通報と同時に、大型化学消防車など十六台がサイレンの音を響かせて現場に到着、越後谷市消防長の指揮の下に緊張した表情の消防署員が機敏に部署につき消火活動を展開した。

特に秋田市が全国にさきがけて購入した防災三点セットの大型化学消防車、同高所放水車、あわ原液搬送車など初の大活躍ぶり、高所放水車はリモートコントロールで地上二三米の高所から約六〇米を放射し、また県が購入したあわ放射砲も登場しその機能と威力を余すことなく発揮した。

さらに、流出油火災の報告が入ると敏速に海上にオイルフエンスが展張され、拡大防止と海中の油汚染防止活動が行われ、海から海上保安部の巡視艇、陸から同基地各防災組織が連けいして一体となり、本番さながらの活動が行われた。

最後に、タンクローリーの高圧ガスの漏えい事故に対する訓練では、発生通報から応急処理、広報活動まで迅速適確に実施され、各訓練とも大きな成果をあげ午前十一時十五分に終了した。

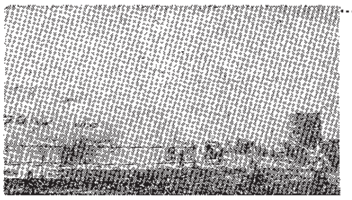
大型高所放水車

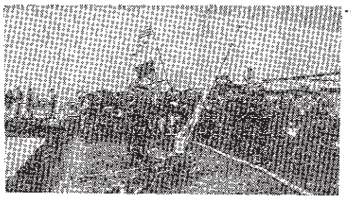
あわ放射砲

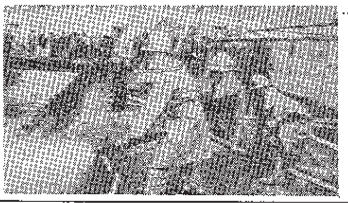
油汚染処理活動

自治体消防30周年
式典は三月七日

消防庁主催による、自治体消防制度三十周年記念式典は、当初昭和五十三年三月八日又は九日に開催する予定であったが、このほど三月七日（火）に実施することが決定した。

式典会場は東京都千代田区日本武道館であるが式次第その他の具体的な事項は未決定である。

概ね二十五周年記念式典に準じて実施される予定である。

全国統一標語

使う火を
消すまで離すな
目と心

消防訓練礼式の基準と「解説」の味

大内町消防団長　三浦精一

消防の訓練、礼式、及び点検については、消防組織法第十四条四の2及び第十五条六の2の規定によって、消防庁の定める「消防訓練礼式の基準」に従って、各市町村が規則で定めて行っているが、この基準だけでは細部の実施方法がわかりにくいところがあるので、消防庁教養課編「消防訓練礼式の基準とその解説」をみると、単にわからないところがわかるばかりでなく、更に味のあるものが感じられる。その幾つかを拾いあげてみる。

基準第十五条、休めの姿勢に「整列休め」と「休め」の二様がある。

その解説は「整列休め」は主として命令、訓示、点検の場合に点検者を待つとき又は儀式等の場合に不動の姿勢をとらせるまでもないので一時的に休ませる場合に用い、これ以外の場合に休ませる必要あるときは「整列休め」の号令をかけることなく「休め」の号令をかける。と示している。

以上二つの姿勢を比較すると「整列休め」は「休め」の姿勢より窮屈な姿勢であり、長時間もてる姿勢ではない。そこで解説には、訓示、指示等で「整列休め」の号令をかけ、訓示指示等が長引く場合は指揮者の判断で「休め」の号令をかける。とある。

訓示指示等を受ける隊の指揮者としては、隊の乱れないうちに、なお授訓者に対し失礼にあたらないようにする判断こそ大切で、心得べきことである。

次に観閲式に関することについて述べるが、これについては昭和五十年五月発行（第二五八号）の本紙に「消防の礼式に関する私見」として書いたけれども、今回は解説を主体とする。

基準第百九十五条、観閲者の臨場及び退場について、観閲者が臨場したときは、指揮者は「気をつけ」の号令を下し、観閲者が定位についたとき部隊の敬礼を行い、ついで前進して人員及び機械器具その他必要事項を報告し、終って「整列休め」の号令を下したのち、観閲者を誘導し、又は随行する。

その解説は、指揮者は部隊の敬礼終了後、半ば左向きをし右足を引きつけたのち左足から発進し、観閲者から概ね五米隔てた位置に至り、観閲者に相対するよう右向き停止の要領により停止し、姿勢を正しく敬礼を行い、ついで人員その他必要事項を報告し、再び敬礼を行い半ば右向きをし左足を引きつけたのち、左足から発進して観閲者の左方一・五米を隔てた指揮位置に右向き停止の要領で部隊に面してから「整列休め」の号令を下し、観閲者を誘導又はこれに随行して、部隊の右翼から順次観閲を開始する。

指揮者が、観閲者に観閲の準備完了を報告し、部隊の観閲を促すには、指揮位置で観閲者に向きを変えて敬礼を行い、これを行ってから観閲者を誘導し又は随行するのが適当である。とある。同条2、観閲者が退場するときの敬礼についての解説には、観閲者の退場するときは、部隊の定位置に戻った指揮者の号令によって、観閲者が臨場したときと同様に部隊の敬礼を行い、ついで観閲者が部隊を離れたとき指揮者は右手を下してもとに復するとある。

観閲式における指揮者としては、以上の要領は是非知っていなければならない。

基準第百九十八条、分列行進について、分列行進を行う場合において指揮者は、敬礼の始点及び終点に標員をおいた後、行進を命ずる。

この解説は、標員を位置させた後分列行進を開始するときは、指揮者が各部隊の発進を号令によって行うものでなく、指揮者は「分列行進開始」と命令して直ちに発進する。とある。

次に基準第百六十九条、指揮者は敬礼の始点に達したときは、挙手注目の敬礼を行い敬礼の終点を過ぎたときは、もとに復して列を脱しすみやかに観閲者の右側後方に至り、分列行進の終るまで同所に位置する。

この解説は、敬礼終点を過ぎたときもとに復して直ちに部隊を離れ、かけ足で観閲者の右側後方（概ね一・五米離れることが適当である。）に至って、分列行進の終了まで同所に位置するものである。

なお、この位置を号令を下す指揮者の位置（観閲者の左方一・五米）と反対にしてあるのは、その位置につくため観閲者の前方を通過し又はその後方をう回することを避けんがためである。と示している。

次に基準第百九十八条2及び第百六十九条2、3、4に先頭の大隊長以下の行動を規定しているが、この解説は大（中）隊長は、指揮者又は前方部隊の後尾から所定の巨離をとって発進できるようになるのを待って、そのままの位置で隊列に相対することなく「分列に前へ進め」と号令して順次に発進する。なお、発進を開始しない部隊は指揮者の開始命令があっても足踏を必要としない。とある。

基準第二百一条、儀式終了の報告について、儀式が終了した場合（行進の場合は、標員、音楽隊又はラッパ隊を撤収した後）指揮者は、観閲者の前面に至って儀式終了の報告を行い、命令を待つものとする。とある。

この解説は、指揮者は儀式終了後、部隊を正し、観閲者の臨場のときの要領で観閲者の前方五米の位置に至って敬礼し、ついで儀式終了の報告を行なって一応観閲者の命令を待つものであるが、命令があったときは、その命令にしたがって行動し、命令がないときは、直ちに部隊の左方指揮者の定位置について観閲者退場に際しての部隊の敬礼を行えばよいと示している。

以上は分列行進と儀式終了の場合における指揮者の為すべき要領であり、最も壮厳に行わなければならない儀式の指揮者としては、消防の権威保持のためにも身につけて誤り無きを期すべきものと思う。

石油ストーブに注意
増加する暖房器具火災

この間まで残暑が続いていたと思ってる間に、寒さがかけ足でやってきた。

どこの家庭でも石油ストーブなどを使用する季節になった。石油ストーブによる火災は、暖房器具のうちで最も多くひとたび出火すると大きな火災になりがちです。

石油ストーブのまわりで危険物（塗料、ベンジン、接着剤など）を使用したため引火したり、出入口などの人の通路になるところにおき転倒させたり、火を消さず給油したため、洩れた灯油に引火したなど、取扱い上の不注意による火災が多くなります。

火災の予防のため、次のことは必ず守りましょう。

◎ポイント

○使用する前には、よく点検し整備をする。
○ふすま、カーテンなど燃えやすいもののそばや、物が落下するようなところでは使わない。
○出入口や通路、危険物などの保管場所では使用しない。
○火をつけたまま持ち運んだり、給油はしない。
○外出するときや、寝るときは完全に消火したかをよく確める。
○新しく購入する場合は、耐震自動消火装置のあるものにする。
説明書をよく読んで正しく使用する。
○石油、ガスストーブなどのそばでは、ガソリン、ベンジン、ヘアスプレー接着剤など、引火する危険な物は取扱わない。
○ストーブの上に洗濯物など燃えやすい物を下げない。
○近くにちょっと買い物に、というときでも石油ストーブを点火したまま、家をあけるのは危険です。必ず消火してでかけるようにする。

余滴

T・H生

◎小さな親切◎

◈先般ある銀行に行ったら壁に「小さな親切運動」と題した紙が張ってあり、行員の親切を受けた客は、その内容を書いて下さい。と用紙が置いてあった。小さな親切運動は大いに結構なことだが、行員が当然しなければならないことを、どうしてお客に問うのか不自然に思った。◈これは、福島市の主婦が新聞に投書した内容である。いわれてみればナルホドである。銀行員がお客にサービス（親切）するのは常識で、それをうけたからといってそのお客に書かせる筋合いではない筈、むしろ「サービスについてお気付の点がありましたら書いて下さい」の方がスッキリしている。◈行員のサービス向上をはかるアイデアとしては、あまり上等ではないようだ。最近店員などのお客に対するサービスが一般に低下しているといわれているが、無愛想なのや機械的なのも見かける。売ってやる、買ってやるでは喧嘩腰になりかねない、自動販売機にも劣る。◈このほどバスに乗ったら少々混んでいたので吊り革にブラ下っていたら、横の座席いた若い娘が「どうぞ」と席を譲ってくれた。昨今珍しく親切な娘だと思っていたら次のバス停で下車した。こんな些細なことでも心が暖る思いがする。◈大ていの場合は、バスが停ると無言で立ってサッと下車してあとは勝手に、というのが多い。バス停一つの区間でも譲る気持は有難い。社団法人「小さな親切運動」本部というのがある、全国的にPR活動をしているが割に一般に浸透していないようだ。◈雨の日バスの中で濡れた傘で他人のズボンを濡らしたり、子供が泥靴で座席を汚しても注意もしない無神経な婦人もみかけるし、行列に平気で割り込んでくる。公園に空罐や紙くずを捨てたり、小さな迷惑？は目に余る程ある。◈世の中には、かくれた善意もたくさんあるが迷惑行為はすぐ目につく。小さな親切運動まことに結構なことだが、その以前のこと、「他人迷惑をかけない運動」を先にした方がよいようだ、何事によらず迷惑をうけないことは有難いことでもある。◈

昭和52年
秋の火災予防運動
使う火を消すまで離すな目と心
11月13日から19日まで
主　唱
秋田県、市町村、秋田県消防協会

全県秋の火災予防運動

11月13日～11月19日

本年度全県秋の火災予防運動が、秋田県、各市町村県消防協会の主唱で、11月13日から次の実施要綱により行われる。

一、目　的

この運動は、火災多発期を迎えるにあたり、県民ひとりひとりの火災予防思想の高揚と、日常における正しい火の取扱いの実践を図り、もって火災の発生防止と、人命の安全確保を期する。

二、実施期間

本年十一月十三日（日）から十一月十九日（土）

三、重点目標

○家庭と職場の防火点検
○人命安全の確保

四、推進事項

(1)家　庭

○自分の使う火は、消すまで責任をもちその都度安全を確認しよう。
○暖房器具は説明書に従って正しく使いましょう。
○たばこの投げ捨て、放置及び寝たばこはやめましょう。
○子どもが火遊びしないように注意しましょう。
○身体の不自由な人だけ残して外出することは極力さけましょう。
○冬囲い取付けの場合は安全な避難口の確保と避難方法を考えておきましょう。

(2)職　場

○職場ぐるみで、消火、通報及び避難訓練を実施しましょう。
○消防用設備や避難設備、器具について点検しいつでも使えるようにしておきましょう。
○非常口付近や通路には、物を置かないようにしましょう。
○職場教育を徹底し、職場の防災意識を高めましょう。
○複合ビル入居者は、共同防火についてお互いに責任を果たしましょう。

五、実施の要領

県、市町村及び関係機関は、この運動をもりあげ、その効果をあげるためそれぞれの地域に応じた実施計画をたてるほか、次の事項を積極的にすすめる。

(1)広報活動

○立看板、垂れ幕、ポスター等を掲示する。
○広報紙、機関紙、新聞、有線放送、庁内放送、車内放送等を通じて火災予防思想を啓発する。
○広報車等による巡回広報を実施する。

(2)予防査察

○関係機関、団体が協力しての予防査察を実施する

(3)消防施設の点検整備

○消防ポンプ器具、消火栓防火水そう等の機能点検及び整備を実施する。

(4)訓　練

○地域ぐるみでの消火や避難訓練を実施する。

(5)その他

○防火相談所を開設する。
○防火座談会、講習会、映画会などを開催して防火思想の普及を図る。

等が要綱の骨子である。

⦿今年の県内火災

今年の九月末現在における県内火災の発生は次のとおりとなっている。（　）内は前年同期の数字である。

○火災発生総件数　四二〇件
（四七一件）減五一件
うち建物火災三二四件
（三一四件）増一〇件
林野火災　五〇件
（九八件）　減四八件
○建物焼損面積
三三、六七三平方米
（四三、七三四平方米）
減一〇、〇六一平方米
○焼損棟数　四五五棟
（四五六棟）減一棟
○罹災世帯数　三〇二世帯
（三三五世帯）減三三
○火災の損害額
一一億〇、八八一万円
（一二億七、一二五万円）
減一億六、二四三万円
○火災による死者
一三人（一五人）
減二人

以上でみると本年は建物火災が若干増加しているほかは林野火災をはじめ、焼損棟数、罹災世帯数、損害額、死者数などが減少を示している。

◎火災の原因

県内火災の出火原因を大別してみると、例年トップの「たばこ」が減少し、入れ替って、油暖房器具類、ガス暖房器具類の順で、たばこが四位になっている。

これから、各家庭も職場も暖房器具を備える季節、火災予防にはお互いに注意をしましょう。

随筆「ケ」

大曲仙北地区消防本部　富樫　俊悦

冒頭から尾籠なことばが飛びだしたりして申訳けないが、人には「痔ケと博打ケ」があるとされている。さいわい、前者のケはなく安心しているが、後者のケはかなりすぎて病名で言えば癌みたいなものでなおりそうもない。いまや一億総ギャンブル狂時代といわれ、競馬、競輪、競艇、オートレース、麻雀、花札、トランプ、パチンコ、スロットルマシンと数えあげたらきりがない。この中で「立てばパチンコ、座れば麻雀、歩く姿は馬券買い」というのが三冠で、独特のモチーフによって流行っている。人に、これらのケのまつたくない人もいるが、私自身欠陥が多過ぎるせいか、ケのない人を見ると完成されすぎた人という感じでとっつきにくい。私はもっぱら麻雀礼賛型でこれ一筋につとめている。（麻雀は明のあと中華民国のまえの清代一六一六～一九一二に満州族がつくった国、一三六枚の牌つまりコマを使う遊技）いぜんはパチンコにこっていて、ソラデをおこすぐらいやったものであったが、つねに赤字つづきであった。パチンコは戦後出現し日本人に定着した世界的ギャンブルマシンで他に類はない。これが外国では繁昌しないそうだから日本人気質にむいているからだろう。私にもワイフといっしょになるまえの楽しいデイトがあった。ある日待ち時間にパチンコ屋に入った。だんだんに自分の不技量をたなにあげて熱くなりデイトのことはすっかり忘れてしまった。そうした様をダーリンがみて乱気まなこがはしたないからやめたほうがよいといわれ、やめることがいっしょになる条件となってしまった。それ以来ぷっつりと手を引いたわけだが、別に頼まれたからよしたことでもなく、パチンコつまり相手は機械であって、しかも人為的に玉がはいらないように工作されることに腹立たしくおぼえていたし、採算上の理由から即やめることにして、いまはパチンコの音がうるさいと思っている。その点マージャンは相手が人間である以上、負けは自身の責任分野であるから恨みごとはいえないのである。すきな理由は強気にまたは陰険に、あるときは、うそぶく勝負の駆け引き葛藤が魅力だからである。そして沢山の友達の中で年代のバラエテーさに驚くとともに麻雀で知遇を得た人達の多いのにも驚いている。勝負ということばがすきでよく用いるが、人間的にもっと成長してゲームを楽しむといった余裕のあるギャンブルをしたいと思っている。最近爆発的な人気のあるのが競馬である。いちど草競馬の馬券を買ったことがあったが、損得はさておいて馬が大すきだ。競争馬は人間の作った最高の芸術品とまでいわれるほど美しく均勢がとれている、これがひとたびゲートに入ると鼻穴をひろげていきりたつ。生れおちると走ることの使命を過酷なまでにたたきこまれ、本能的に負けじと走りに走る。第四コーナーから直線にはいろうとするときのデットヒートの走姿は、力強く華麗で最高の逸品だ。しかし考えると惨酷である。人間のかってな賭事の道具として二分数秒に命をかけ、また人も運をかける。ギャンブルが盛んだということは、貧しいもののでっかい夢と希望を実現する最短コースだからかもしれないが、やはり生れついての「ケ」のせいだろう。ギャンブルを亡国の遊技、身を滅すものとして敬遠しているようだが、ゲームとしての楽しみの域を逸脱しない限り、ストレス解消その他の効用になり得ると信じている。

ついうっかりして忘れていたが「ケ」はもう一つあった。それは「色ケ」である。これも人それぞれ強弱があるようだが、私の場合は極く普通である。

塩抜きは塩水につける

昔から「塩が塩を呼ぶ」といって、塩気の強い鮭や、しょっぱい漬物の塩抜きをするとき、薄い塩水にしてそれにつけるとよいといわれてきました。

これは呼び塩ともいい、浸透性の原理がいかされております。つまり鮭の塩分と、つけ水の塩分が、同じ濃度になろうとするためで、ただの水よりも早く塩を抜くことができます。

水と鮭とが同じ濃度になれば塩分が動かないので、さらに薄い塩水に取り替えます。

こうしていくうちに、塩抜きができるわけです。

闘病夜話（完）

放　水　生

一、終りに

脳卒中は、わが秋田県は全国上位といわれている。これは食生活が原因でありこのためには塩分の量を減らすことが大切。漬物や味噌の塩をできるだけおさえる。また体内の塩分を排出するには、生野菜や果物を摂ると良いといわれる。

それに大量飲酒の多いのも原因といわれている。ことに県内では消防関係者に脳卒中が意外に多い。参考まで同室の弘前医大のS先生から折りにふれて伺ったことを記すと、

◎脳血栓とは

脳の血管の壁に血のかたまりができて、その血管を閉塞してしまう、そのために、その血管から血液の供給を受けている脳の領域が、血液が流れてこなくなるので脳の組織が破壊されてしまう。

しかしこの血栓は急にできるものではなく、数時間以上かかって血管を塞ぐので脳血栓は徐々におきてくる。脳血栓には脳の中の動脈硬化を併合しているものが大部分を占める。これは動脈硬化が起っている壁には血栓ができ易い。

◎症状は、

脳血栓の発作は徐々におこるのが特徴です。発作が始ってから、症状が完成するまで数時間以上かかる。

時には朝起きたとき手や足がしびれていたのが昼頃になったら、どうも手足に力が入らなくなり転びやすくなったり、箸などを食事中に落としたりする。

そして夕方になったら、とうとう手足が動かなくなってしまう、というように段階的なおこり方をする。

特徴としては、めまい、しびれ、手足のマヒなどの症状が発作の前の症状としてあらわれることがある。

このような症状は発病の一、二ケ月前に出ることもあれば、また発病前年余にわたってくり返して出現することもある。

数少くない例外を除けば意識障害は比較的軽いことが多く、また脳背髄液を調べると血液の混入がみられず清澄です。

◎血圧が高くてもおこるか

必しも血圧が高くなくてもおこる。血圧は高くなくとも動脈の硬化症のある人はたくさんおり、こうゆう人々にいくらでもおこる。

勿論血圧が高く動脈硬化のある人にもおこる。

脳出血の最も多く発生する年令は五十才代ですが、脳血栓の方は六十才代に最も多く発生する。

そして血圧が非常に高くなっていることが多くある。これは一つの生体の自己防衛のため働くためで、これは脳にいく血管が細くなり血液がいきにくくなると脳の細胞が危機におちいる。

そこで血圧を高めてその血管の細いところを通してなんとかたくさんの血液を送りこもうという働きで、このため発作のときには血圧が高くなる。

◎脳出血と脳血栓の区別

血圧測定だけでその区別はできない。決め手になるのは症状のおこりかたです。発作が急激にくるか、段々と時間がかかって悪くなっていくかということが一つの決め手になる。

次に意識障害が殆んとないのに著明なマヒが手足に起ったような場合は大部分が脳血栓と考えられる。

次の決め手は脳背髄液の検査でピンク色は脳出血、無色透明は脳血栓です。

それに脳血栓の人には心筋梗塞がおこし易いという。

二、予防のための健康診断

予防のためには、高血圧や動脈硬化に関する検査を定期的に少なくとも一年に一回は、くりかえして検査を受ける必要がある。

特に親や祖父母で倒れたような遺伝的素因をもっている人は、四十才を越したら毎年定期的に健診をうけて生活をコントロールする必要がある。

◎機能障害の予防

第一に、その基礎疾患のある高血圧症や動脈硬化症にかからないように生活を規制的にすること。

第二に、高血圧症や動脈硬化症にかかった場合に、適切な治療をうけて脳卒中にかからないよう予防する。

第三に、不幸にして脳卒中にかかった場合は発病後早い時期から適切な処置によって後に残す機能障害を最少限にくいとめる。

即ち長い間寝かせ放しにすることによって本来のマヒの上に、つけ加えて起ってくる廃用症候群による機能を予防する。この三段階をよく考えておく。

三、再発予防と日常健康管理

脳卒中を再発すると、折角努力して回復した身体機能がまた失われてしまう。

重い場合は生命にかかわるので、再発の予防には十分注意を払い、日常の健康管理をしなければならない。

○食事の注意

太っていく程食事を多くとってはいけない。時々体重を計り増えるなら主食のとり方を減らす。塩辛いものは食べない。動物性脂肪は多くとらないよう注意すること。手足がマヒして動かせない状態が続くと骨が萎縮して骨折がおこる。

予防するために、早く手足を動す訓練を始める。食事面ではカルシュウムの補給に心掛ける。

○血圧の管理

高血圧が続いていると再発の危険が多い。降圧剤を服用しなければならない。医師の指示があるまで中止してはいけない。

○精神的肉体的な過労を避ける。

マヒがとりきれずにある程度残っていても活動の度が過ぎないよう健康の維持に努める。精神面については些細なことにくよくよと思いわずらうより読書を適当にする。

争い事は大変よくない、殊に夫婦喧嘩には注意する。

○寒さに身をさらさない。

冬は室内を暖房し、室内を暖くする。寒さに身をさらすと血圧が上り再発の危険が大きい。

○熱い風呂に入らない。

体温よりやや高い程度（三七度―三九度）に入浴。

○タバコ、酒、娯楽

タバコの吸い過ぎはよくない。一日五本以内にする。酒は酔わない程度に少量たしなむ。娯楽は長時間続けない、疲れたらすぐ止めて適当な休息時間をとる。

性生活は発作の誘因になるので主治医と相談すること。以上が日常生活の注意事項として教えていただいたことがらである。ご参考になれば幸いである。

営　業　品　目

トーハツ消防ポンプ　シバウラ消防ポンプ
日本機械自動車ポンプ　小型積載自動車ポンプ
キンパイ印消防ホース　初田式消火器各種
ヤマハオートバイ各種　消防被服一般
アルミックス防火衣　消防用品一般
消防防災器材　修理部品一般

秋田県代理店

高義商事株式会社

郵便番号０１３
秋田県横手市寿町２番９号
電話　横手局（01823）２－3880代

消防被服、袢天、タオル
手拭、団旗、幕

寺田染工場

横手市清川町
電話 (2)〇四一六
（01823）
秋田県横手市清川町

▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ

消防秋田
定価 1部 20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所 秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人 中田初雄
印刷所 能代市上町3の1
有限会社 北羽出版社
電話 (4)3158

昭和53年度消防行政

重点施策……消防庁

消防庁では、このほど昭和五十三年度予算要求に伴う重点施策の大綱を決定した。

これは来年度において消防庁が重点的に推進していこうとする施策をまとめたもので、これによると「住民生活の安全の確保」を掲げ、三つの柱を重点施策としている。

概要次のとおりである。

◎来年度消防行政重点施策

現代社会における災害等による危険の増大に対処し、住民生活の安全を確保するため、次の施策を推進するものとする。

一、震災対策等の推進

(1)大震災時における非常事態に対処する緊急措置に関し、法体系の整備を含む対策の確立を図るとともに、初期消火及び避難のための体制の整備をはかる。

(2)石油コンビナート災害、風水害、林野火災等の大規模災害に備え、防災無線通信施設、防災資機材の整備を促進する。

二、消防力の充実と救急救助体制の整備。

(1)消防に関する施設及び装備の科学化、高度化を計画的に推進するとともに、空中消火システムの開発研究等防災に関する科学技術の研究開発を推進する。

(2)消防職団員の処遇の改善をはかる。

(3)救急搬送の円滑化を期するため、地域医療機関との連絡を密にする等救急救助体制の充実強化をはかる。

三、予防行政の充実と自主防災体制の整備

(1)建築物に対する予防査察の充実、防火管理体制の強化、既存のホテル、病院等の消防用設備等の設置促進、危険物施設の技術基準の整備等予防行政の充実強化をはかる。

(2)安全な地域づくりを促進するため、自主防災体制の整備を推進するとともに、婦人少年層を中心に、防災意識の高揚をはかる。

四、昭和五十三年の消防庁予算要求総額

一六五億〇、三七二万円

前年度
一二〇億五、五九四万円

増
四四億四、七七八万円

予算要求内訳（）内は前年度

○震災対策費
二一億三、六二四万円
（一三億八、七六九万円）

○消防施設等整備補助金
一一九億八、九七一万円
（八五億三、五一一万円）

○石油コンビナート等防災対策費
八億四、九七一万円
（七億二、四七一万円）

○防災通信等整備費
一五億二、八〇五万円
（一四億〇、八四二万円）

となっている。

消防行政の役割

県と市町村の関係

◎県と市町村

県は、市町村を包含する広域の普通地方公共団体として、広域にわたるもの、統一的な処理を必要とするもの、市町村間の連絡調整に関するもの、及び一般の市町村が処理することが不適当と認められる程度の事務を処理するものとされている。
（地自法二条6）

消組法では、市町村は消防の責任を有しているが、県は、広域の地方公共団体として、消防についても市町村に対し、その消防責任の円滑な遂行と消防力の充実強化を図るために、助言及び指導を行うと共に各市町村間の連絡調整を図るものとされている。

すなわち、消組法は、市町村消防の原則をとっているが、市町村消防だからといって県がこれに関知しないとすべきではなく、県は市町村の一般公共事務に対すると同様に、市町村消防事務についても広域の地方公共団体として補完的責任をもっている。

その意味において、市町村と県とはそれぞれの立場において消防の任務を分担し、協力していく関係にある。

近年、災害の様相も大規模化、複雑化しているなかで、これに対処するためには市町村の消防にだけ任せるのではなく、県も積極的に市町村消防の充実強化を図るとともに、県として防災行政を推進しなければならない。

県の消防事務は、消組法十八条2に定められており市町村との連絡調整のほか重なる事項は消防に関する教養訓練、統計、情報、施設の強化、相互の応援、広報活動その他となっている。

◎市町村

消組法六条は、市町村はその区域における消防を十分に果すべき責任を有することを定めている。

消防事務は市町村の公共事務である、しかし消防機関の行う事務は広範囲にわたっており、これらの事務のうちには公共事務だけでなく、団体委任事務や行政事務の性格を有するものもある。

例えば、火災予防運動、災害の被害軽減のための救助活動や救急活動はサービス提供の要素が強いのでこれはまさに公共事務といえる。

火災発生のおそれのある設備、器具等に対する規制、危険物に対する規制等は法律により市町村条例で規制することとされているものは、団体委任事務の性格を有する。

また、防火対象物の立ち入り、検査、措置命令、消火活動の際の警戒区域の設定等は、公権力の行使を伴う行政事務である。

市町村消防の管理者は、市町村長である。市町村がその区域内の消防責任を有することから、これを統括し、代表する市町村長がその消防を条例に従い管理する。管理するということは一般的にいえば、ある対象について公の支配権をもつ者が、その支配権に基いてその対象を規制することである。

市町村長が、法律や条例の定めるところにより、一定の消防職団員を任免し、予算の編成、執行、財産の管理をし、消防機関を一般的に指揮監督する等、消防事務全般について処理する権限を有している。

ただし、留意することは、消防事務の実施機関として、消防本部、署、消防団が設置され、これらの消防機関の長に法令上、それぞれの権限が与えられているので、市町村長は、消防長消防団長等を通じて指揮監督を行うものとされている。市町村長が消防を管理するには、条例に従うことにされているのは消防の管理について、住民を代表する議会の関与をうけさせることによって、住民の意志を民主的に反映させようとする趣旨からである。

消防水利の重要性

平鹿町消防団長　佐藤兵司郎

火災現場における防ぎょ上、まず第一番に大切なものは水であることは申しあげるまでもない。

水がなくては防ぎょ活動はできない。昔は破壊消防という強行策をとったものだが、これは万止むを得ない場合の窮余の一策であった。消防力が充実した現代では余ほどの悪条件でない限り破壊消防などは実施していないようである。

炎々と燃える建物火災には多量のしかも効果的な注水による防ぎょ方法のほかはない。

勿論油脂火災とか、化学工場火災のような場合の消火は泡沫や粉末消火薬剤などを用いられるわけだが、しかしこうした特殊火災であっても建築物の延焼拡大の防止方法は、やはりポンプによる注水消防以外にはない。このように考えると火災防ぎょ上、機械装備の強化もさることながら、水利設備の充実を図ることが極めて重要なことである。

ポンプがあっても水がないでは火災防ぎょはできない。

過去の事例をみても大火の殆んどが水利の不便に起因している。ポンプ車の応援などで移動転進はできるが水利だけは固定し、移動させることはできない。

水そう、消火栓、河川など有事に備えてキメ細かい対策が必要である、このことは酒田市大火が貴重な教訓を消防に与えてくれた。

火災予防、火災を出さないことが最良のことであるが、万一火災が発生した場合は如何にして最少限に防圧するかが消防の責任にかかっている。平素火災予防に非常に熱心でよい成果をあげていても、一度大火が発生してしまうと、住民はいろいろの批判もうけると思うが罹災者の身になってみれば止むを得ない心情なのである。このような不幸をなくすためにも水利の充実にもっと力を傾けたいと思う。しかし、各町村共苦しい財政事情の下では防火水そうも充分に設置することは難しいのが現状であろう。

現在土地改良工事により灌漑用水路の立派なものが方々にできている。これら水利の利用価値が大きいと思う。ちょっとした工夫と設備によって水路が消防水利に活用ができるのである、土地の状況によりあまり経費をかけないで立派な水利ができると信じている。

要するに消防戦術上、水利は唯一の力であることに認識を深め、われわれは消防水利の充実強化に万全の努力を払って参りたいと存じております。

全国統一標語

使う火を
消すまで離すな
目と心

協会理事会を開催

県消防協会では、十一月九日理事会を招集し、消防会館役員室において理事会を開催した。

議題は次のとおりで日本消防協会に対する表彰上甲の送衛が主題で、慎重に行われた。なお、本年度日本消防協会から本県に示された表彰割当て数は

表彰旗　一消防団
竿頭綬　二消防団
功績章　一七名
精績章　三九名
勤続章　八一二名
（該当者全員）

◎議題
一、日本消防協会表彰上甲の選衛について
二、本年度全県消防大会決議事項の関係機関に対する陳情実施について

◎連絡事項
一、秋の火災予防運動の実施について
二、消防団員の教養研修の実施について
三、その他

欧州消防事情等視察

本県から二消防団長

日本消防協会では、消防団員により、欧州の消防事情を視察し、あわせて国際社会の政治経済、文化等の見分を広め消防発展に資することを目的に、本年度事業として欧州消防事情等の視察を実施した。

全国で参加者八十名、本県からは

八竜町消防団長　清水正太郎
西仙北町消防団長　若松　泰治

の両氏が参加した。

日程は、十一月二十三日東京羽田空港出発、モスクワ経由でロンドン、パリー及び周辺の消防事情等を視察し、十二月一日に帰国した。

仁賀保地区伊藤消防団長

仁賀保地区消防団長伊藤佐市氏（七〇）は、かねて病気療養中のところ、十一月二十三日午前一時十五分逝去された。

葬儀は十一月二十六日午後一時三十分から、仁賀保中学校体育館において同地区消防団葬として執行、関係者多数が列席してしめやかに行われた。

大曲市消防団　佐々木部長

大曲市消防団間倉地区分団、部長　佐々木長治エ門秋の防火運動期間最終日の十九日午前七時頃、鉄製やぐらに干していたホースの収納作業をひとりで実施中足をすべらして十米下に転落、病院に収容手当をしたが間もなく逝去された。

葬儀は十一月二十二日午後一時から、自宅において分団葬として執行された。

元県消防協会理事畠兵治氏

元能代市消防団長、同県消防協会理事、十一月二十六日病気のため逝去された。

あぶないよ
小さな
すいがら
大きなそんがい

余滴

T・H生

ネコに火をつけ重失火

◆農家の若い人たちが酒を飲んでいると、そこの家の飼いネコがそばによってきたので、ひとりがいたずらをしてネコの背中の毛にタバコの火をつけた。ビックリしたネコは火のついたまま小屋に逃げ込んだため火事になったという。◆これは、ある消防幹部の古い話である。しかし、生きているネコや犬の毛に火をつけると、燃え上ったり、そのまま火がついているとは考えられない。火のついた部分だけは焼け焦げるのだから、火災の原因としてはチトおかしい話である。◆これはホントのこと。先般山口県萩市で中年の塗装工が野良ネコを捕えて、灯油をかけ火をつけた。ネコはドッテンして火のついたまま付近の建物に逃げたため建物が全焼した。これが国の指定重要文化財で男は重過失失火罪で逮捕された。◆警察の調べによるとこの男は、毎日自宅付近を鳴きながらうろつく野良ネコが煩さいので苦心の末漸く建捕？、火あぶりの刑に処すべきもの考え、ネコに灯油をかけて火をつけたという。◆火をつけられて苦しまぎれのネコ、必死になって隣りの共同炊事場に逃げたため火がつきそうになり、こんどは男の方がビックリ、あわてて消しているうちネコはさらに、先の重要文化財の建物に逃げこんだという次第であった。◆通常火の気のない建物、火災後警察で現場検証をしたところ焼け跡の床下からネコの焼死体が発見され、これを追究調査した結果事実が判明したもの。◆それにしても生きているネコに灯油をかけて火をつけたらネコの火だるま、トタンの苦しみで逃げ回ったことだろう。ザンコクにして危険この上もない処刑であった。火をつけなくとも撲殺したらよかったのに、ニャンとも可哀いそうだと付近の人たちが言ってるそうである。◆

中田建設株式会社
取締役社長　山崎　寛
専務取締役　中田栄喜
本　社　秋田県能代市万町4の20 TEL (01855) 2―5335代表
出張所　秋田市山王新町1の1　TEL (0188) 24―3241代表
東京、　仙台、　岩手

くらしの中の防災

恐い地震と火事

大きい地震と火事はつきものでと共に恐いもののトップである。大地震が起きると必ず第二次災害として火災が発生し、地震より火災の被害が大きいのが過去の例が示している。

地震学者の、故河角博士が大地震六九年周期説を発表して反響を呼びおこしたが、その周期説からすれば昭和五四年から危険期に入ることになる。

なんといっても日本は地震国、しかも現在の国内観測体制では確かな地震予知は難しい。

大正十二年の関東大震災では、東京は三日間燃え続け、全市の約六割を焼き、焼死者六万余の大きな被害をもたらしている。

過密化、高層化、危険物施設の増加など複雑な近代都市の構造の中での大震災は想像に絶するものがあるかもしれない。

地方都市と雖も例外ではない。しかも近い将来、大きな地震が起きることはほぼ確実なことである。

地震はある日、ある時に何の前ぶれもなく突然やってきます。

「その時あなたはどうする」。これからは降雪の寒い季節。どこの職場も家庭でも石油やガス類の暖房器具がいっぱいです。

基本的な大切なことは、○先ず火災を出さないこと○万一火災が発生したら小さいうちに消し止める。

そのためにも、もう一度、職場やわが家の内外をよく点検して安全かどうか、確かめてみましょう。

一、火を使う器具のまわりは常に整理整とんされているか。

地震のときはガスコンロや石油ストーブ等からそのまわりの燃えやすい物に燃え移り、火災になることが最も多い。

火を使う器具のまわりは常に整理整とんしておきましょう。

二、火を使う器具や設備は安全なものを使っているか。

火を使う器具や設備のまわりが整理整とんされていても、そのものに故障や欠陥があっては火災を防ぐことはできない。

器具や設備は、耐震自動消火装置や転倒防止装置のあるものを使い、使用中少しでも異常を感じたら、必ず点検をするよう平素から心がけておきましょう。

三、灯油など燃えやすい危険物の保管場所は安全ですか。

どこの家庭でも灯油、食用油、塗料類などの燃えやすい物が多く使われています。燃えやすい危険物を保管する場合は、倒れても中身が流れ出ないようにキチンとふたをしめ、棚など落下するような所に置かないようにしましょう。そして、保管場所は常に点検しましょう。

四、消火器等の用意はできていますか。

火災は、ひとたび初期消火の機会を失うと想像以上に速く燃え拡がるので、小さいうちに消火することが大切です。

万一出火してもすぐ消せるように、火を使う場所の近くには、常に消火用水や火災の種類に適した消火器等を備付けておきましょう。

五、地震で避難する前に火を消してガスの元栓をしめる。

地震が『きたとき、家が直ちに倒れるようなことは先ずありません。あわてて外にとび出さないで、落着いて火事にならないようストーブ、コンロなどの火を消すことが大切です。ガスの元栓もしめるよう平素から心掛けておきましょう。

六、隣り近所はお互いに助け合いましょう。

火災は一度拡がってしまうと、ひとりや二人で消火できるものではない、火が出たら直ちに一一九番で消防署に通報するとともに、大声で隣り近所に知らせ、協力し合って消火する必要があります。

このためふだんから町内会、自治会などで話し合い、いざという場合に備えて隣り近所の協力体制をつくっておきましょう。

七、平素の心がけで被害は防げます。

地震そのものは防げないにしても、地震による被害はふだんの心がけひとつで防げることがたくさんあります。

地震の場合、最も恐しいのは火災です。私たちひとり一人の注意と、みんなの協力により被害を防ぐようにしましょう。

例え家が壊れたとしても、火災で家財を灰にしないようにお互いが注意し、協力し合いましょう。

秋の火災予防運動

火災発生一日一件平均

本年度秋の全県火災予防運動が十一月十三日から七日間実施されたが、期間中に発生した火災が七件、一日平均一件で、前年の運動期間中の火災三件に対し四件の増となった。内訳は次のとおり、○内の数字は前回の期間中のもの、

一、火災発生件数

七件（三件）増四件

建物火災　四件（三件）

林野火災　一件（なし）

その他火災二件（なし）

二、焼損棟数

四棟（三棟）のうち、

全焼二棟（なし）部分焼二棟（三棟）

三、罹災人員

十一人（八人）増三人

で死傷者はなし、

前回は、部分焼三件のみであったが、今回は発煙的な関係もあって、件数で二倍以上になっている。

これから暖房器具火災がふえる時期、お互に火の元に注意しましょう。

今年は暖かそう

二月迄の天気予報

毎年冬期になると、豪雪災害が心配の種、秋田地方気象台がこのほど発表した十二月から二月までの三カ月予報によると、寒暖の変動が大きいものの、各月とも平年よりかなり温暖の日があって、今年の一、二月よりだいぶ、しのぎやすい冬になりそうという。

月別予報は次のとおり。

◎十二月

上旬に一時冬型の気圧配置になって季節風の吹き出しがあるが、寒さは長く続かない見込み。中旬には平年よりかなり温暖な期間がある。

しかし、下旬は大陸の高気圧が発達して冬型の気圧配置が強まり、風雪の日が多くなる見込み。

月平均の気温は平年並み降水量と積雪も平年並み。

◎一月

大陸の高気圧が時々発達して寒さの厳しい期間があり、一時大雪の降る恐れがある。

一方、寒さのしのぎやすい日もあって、寒暖の変動が大きい。月平均の気温は平年並み、降水量と積雪は平年並みかやや多め。

◎二月

大陸の高気圧があまり発達しない見込みで、冬型の気圧配置は長続きせず比較的寒さのしのぎやすい日が多い。

しかし、下旬は低気圧が発達して大雪の降る日があり、寒さの戻りがある見込み。月平均の気温は平年並みかやや高め、降水量と積雪はだいたい平年並み。

式典入場は制限される

自治体消防30周年

昭和二十三年三月七日に消防組織法が施行され、消防が警察から分離し、自治体消防制度が発足してから来年三月七日で三十周年を迎える。

これを一つの契機として消防関係者ひとりひとりが、この発展の歴史を回顧し、新たな決意のもとに消防の将来を展望することは意義深いことである。

消防庁では、このような意味から記念式典を挙行し、消防関係者はもとより広く国民こぞって我が国消防の発展を期そうとするものである。

この式典は、日本消防協会、全国消防長会の共催、全国知事会、同市長会、同町村会の後援で行われ、消防功労者に対する、自治大臣、消防庁長官、日本消防協会、全国消防長会の各表彰を併せて行われる。

日時、場所及び参列者は次のとおり。

一、日　時

昭和五十三年三月七日

一〇時～十一時五十分

二、場　所

東京、日本武道館

三、参列者

◎消防関係者の部（抜粋）

府県消防防災主管部長

同　消防防災主管課長

同消防学校長、消防長、消防団長、副団長

（但し副団長は一名）

四、留意事項

消防関係者の参列にあたっては、有事に際し市町村の消防体制に遺憾のないよう配慮を払うこと。

アル中自己診断法

なにはともあれ、次の20項目をよく読んで、心当りの数をかぞえてみて下さい。

(1)酒を飲んで仕事をサボルことがある。

(2)飲んで家庭に波風が立つことがある。

(3)飲んで人から不評を買う。

(4)飲んだ後で深く後悔する。

(5)毎日同じ時間に飲みたくなる。

(6)飲まないと眠れない。

(7)翌朝また飲みたくなる。

(8)外で一人でも飲む。

(9)飲むと家庭のことに無関心になる。

(10)酒のため経済的危機に陥ったことがある。

(11)おじけを除くために飲む。

(12)自信をつけるために飲む。

(13)不安からのがれるために飲む。

(14)飲むと友人を見下したくなる。

(15)飲むと仕事の能率がひどく下がる。

(16)飲むと向上心がなくなってしまう。

(17)飲んで完全に気慌を失ったことがある。

(18)飲んで仕事上のミスをしたことがある。

(19)飲んで医者にかかったことがある。

(20)酒のため病院に入院したことがある。

以上は、ジョーンズ・ボブキャンズ病院のアル中自己診断法である。

心あたりのある項目が、二つあったら「アル中の危険あり」、三つあったら「アル中」といっていますが、それではちょっときびしすぎるといって、日本の場合は、四つで「危険」信号、五つで「中毒」との説をとっているそうである。

さて、あなたの項目数はいくつになっていますか。

「敬礼」に「直れ」は不要

大内町消防団長　三浦　精一

「敬礼」の号令に「直れ」は不要と掲げたことは、こまいことでそんなに問題にするようなことではないが消防礼式の基準第百五十二条、訓授場、教養場等に訓授者等が来場したときは、在場中の最上級者又は予め定められた者が「気をつけ」又は「起立」の号令を下し、訓授者等が定位についたとき「敬礼」の号令で一せいに敬礼を行い、次に「休め」又は「着席」の号令をかける。と規定しており「直れ」の号令は入っていない。消防庁教養課編「消防訓練礼式の基準とその解説」のこの条を見ても、場内に在席中の上席者又は予め定められた代表者の号令により、着席していたときは起立し、立っていたときはそのままで、姿勢を正して一せいに敬礼を行うものである。なお、上長又は教養者に敬礼を行った後、「休め」又は「着席」の号令を下す時機は、上長又は教養者が答礼を終って次勢を整えた直後が適当であるが、状況によっては、上長又は教養者の指示を待ってから号令をするようにしてもよい。と示しており、「直れ」の号令は入っていない。今ここに昔の軍隊のことを出すのも適当でないかも知れないが、昔の軍隊当時の陸軍礼式では「敬礼」の号令で敬礼をしたときは、各個の敬礼の要領で受礼者の答礼が終るのを待ってもとに復するもので「直れ」の号令をかけるものでないということを喧しく言われもしたし、言ったものである。

消防礼式においても、これと同じ趣旨でないかと考えていたが、念のため確かめようと思い我が団の副団長が昭和四十九年度消防大学校団長科第十六期学生として入校するのに依頼して、消防大学校の教官に尋ねたが、その質疑応答は次のとおりである。

○質問―消防訓練礼式の基準第百五十二条の規定による「敬礼」の号令の次に「直れ」の号令は必要ないものと解して差支えないか

◎応答―「直れ」の号令は必要ない。

○質問―基準第百九十条2項の規定による十五度の敬礼の場合、指揮者の号令「直れ」を必要としないと解して差支えないか。

（この条項は、表彰式等における特例であって、受賞者全員は授与者を中心として室内にあっては概ね二米のところに位置し受賞者の代表者は指揮者となり、右翼に位置し指揮者の号令により十五度の敬礼を行ったのも、代表者が受賞する要領）

◎応答―室内においては、指揮者の「敬礼」の号令により十五度の敬礼を行い「直れ」の号令は必要ない。

以上のとおり「敬礼」の号令のみで「直れ」の号令が必要ないのであって、基準第百四十三条1の二に規定されている長敬礼も指揮者の号令で行う場合は、その解説によれば次のとおり「直れ」の号令が必要である。

(1)脱帽（屋内の場合）

(2)最敬礼（時間を適宜考慮する。）

(3)直れ（この号令をかける時機は、指揮者が隊員より少し早く不動の姿勢にもどってからする。）

(4)着帽

また、その他部隊で行う敬礼は、指揮者のみの敬礼を除き基準第百四十一条敬礼の一般的事項の第二項の規定によって「直れ」の号令が必要である。

秋田へお越しの節のお泊りにぜひご利用を

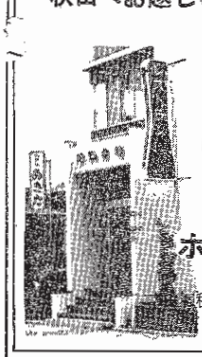

▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）¥2,300
2人室（バス、トイレ付）¥4,600
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）¥2,000
2人室（バス、トイレ付）¥3,500

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

消防被服、袢天、タオル
手拭、団旗、幕
寺田染工場
手横（01823）電話（2）〇四一六
秋田県横手市清川町
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ

オールテトロン ジェットホース（消防用・消火栓用）
森田・初田（賠償責任保険付）A・B・C粉末消火器
イシワタ式救助袋・設計施工
森田式自動車ポンプ
総代理店 株式会社高義商店
TEL湯沢③2588③2932　稲川　②2125
日本機械自動車ポンプ　(01834)②2126
高義商事株式会社
TEL横手②3880・②3881

田仲工業所
TEL天王53
各種土建用ポンプ
お買上げは技術とアフターサービスの完璧な販売店へ
鹿角自動車整備KK
TEL花輪③2074

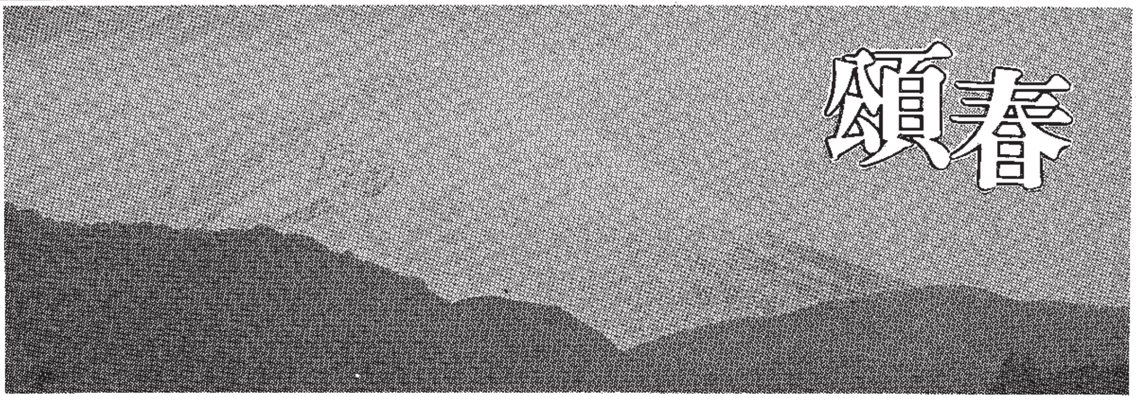

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　中川初雄
印刷所　能代市上町3の1
有限会社　北羽出版社
電話　②2622

年頭の辞

消防庁長官　林　忠雄

明けましておめでとうございます。

年頭にあたり、国民の生命と生活の安全確保のために献身的にご尽力下さっている皆さま方のご労苦に対し心から感謝するものであります。

今年は、自治体消防制度が発足からちょうど三十年目に当たり、この三月七日には日本武道館で自治体消防三十周年記念式典が挙行されることになっています。

戦後三十年間のわが国の社会経済の変遷はまことに目まぐるしく、かつ、激しいものがありました。その間の経済の高度成長の過程を経て私たちの生活は豊かになり、向上して来ています。

しかしながら、このような社会環境の変ぼうは、一方で高層ビル火災、ガス爆発、化学物火災など、新たな災害の発生の危険をもたらし、人々に大きな不安を与えてきていることも事実であります。

このため、消防の役割もますます増大し、かつ重要なものとなっており、予防行政の充実、危険物施設の検査の徹底、救急救助業務の拡充、石油コンビナート災害対策の強化、震災対策の推進など各方面での施策の一層の充実強化が強く望まれている現状であります。

消防庁としてもこの間、それぞれの時期における社会経済の進展に対応しつつ、その責務を果たし国民の信頼に応えるための制度法制の整備、指導に努力を積み重ねてまいりましたが、消防行政の今後に残された課題はなお、多いものがあります。

今後の消防行政充実の方向の第一は、新たな安全防災上の問題に対する各種データに基づく高度な技術水準を生かした前向きの科学的なとり組であります。

第二は、地域社会における安全防災のレベルを全体的に高めるために、まず全体の環境、消防防災体制、住民の防災意識など防災に関連する諸要因の総合的な検討と、それに基づく実行であります。

消防庁としても、精一杯の努力をつづけてまいりますが、やはり第一線で活動しておられる皆さま方が消防の中心であり、柱であります。

皆さま方のより一層のご尽力をお願いし、併せてご多幸をお祈りし、年頭の辞といたします。

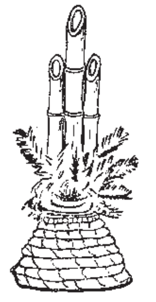

年頭のごあいさつ

日本消防協会　会長　赤城宗徳

昭和五十三年の新春を迎えここに謹んで消防界の皆様に新年のお慶びを申し上げます。

改めて申し上げるまでもなく来る三月七日は、自治体消防制度発足三十周年を迎える訳であります。

この間、関係各位の不断の努力によりましてわが国の消防は組織及び制度並びに施設装備の充実が図られ、発足当時と比較して実に目覚しい進歩発展を遂げたことは、消防関係者の一人として心から喜びに堪えないところであります。

しかしながら、近年わが国の産業経済の著るしい発展に伴いまして火災を始め各種の災害が激増し、剰さえわが国の地理的気象条件から地震、台風、集中豪雨などの自然災害もまた増加の傾向を示していることはまことに憂慮すべきことと言わなければなりません。

また、一方地方自治体の財政事情は昨年に引続き本年においても楽観をゆるさない情勢にあることは想像に難くないところであります。

特に昨年末に深刻な様相を呈し引続き本年においても円高不況が続く限りわが日本経済全体にどのような影響を与えるかは、地方公共団体の財政事情と合せて本年最大の関心事と考えます。しかし、如何に不況が深刻であろうともまた自治体の財政事情が悪化するとしても、消防防災の使命は地域社会の安全を守り、国民の生命財産を災害から守り抜かなければなりません。その責務は好不況、財政事情の如何にかかわらず極めて重いのであります。

いま年頭に当って、昨年中発生した災害を振り返ってみますと上期には豪雪と集中豪雨、中期には有珠山の噴火及び沖永良部島台風等による甚大な被害をうけたのでありますが、この大災害に際しましては只管郷土防災のため身を挺して郷土社会の安全と住民の生命財産の保護に活躍された消防職団員の皆様に対し、心から敬意と感謝を表するものであります。

終りに消防界の皆様のご多幸とご健康をお祈りして年頭のごあいさつといたします。

年頭にあたって

秋田県知事　小畑勇二郎

県民の皆さま、明けましておめでとうございます。

新春にあたり、消防関係者の皆さまの一層のご健康とご活躍をお祈り申し上げます。

おかげさまで、実施三年目を迎えた第四次の秋田県総合開発計画は順調に推移しており、また全県に「四総とわが市、わが町、わが村」という意識が高まり、これに即応した建設計画が着実に展開されております

また、かつて全国の下位に低迷していた県民の所得水準は、漸次上昇し昭和五十年の県民一人当たり個人所得は、一一〇万円に達し、全国で十八番目の地位を占めるにいたりました。

一方、過去二十年間減少を続けてきた県人口も、昭和五十年から増勢に転ずるなど、県民一体となっての努力がようやく開花しつつあります。

しかし、長期化した経済不況は、県内産業の各面に深刻な影響を及ぼしておりこれに伴い地方財政もまたひつ迫の度を加えております。

このような時、政府は昨年来第三次全国総合開発計画を決定致しました。

この新計画は「人口と産業の大都市集中を抑制し、地方を振興し、若年層の地方定位を高めるような新しい生活圏をつくる」ことを目標とし、今後わが国で増加する人口については、資源に恵まれ、ゆとりのある東北、北海道などの開発によってこれを吸収しようとするものであり、かねがねの私どもの主張がとり入れられたものであります。

とくに、昭和四十六年以来、慎重に基礎調査を重ねてまいりました秋田湾地区の開発計画が、国の政策として裏打ちされたことは、まことに心強い限りであります。

しかし「人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の環境を整備する」という、〝定住構想〟をめざすにはなによりもまず、農家が農業に希望をもち、安心して農村に定住できるような施策を今後とも積極的に進めてまいらなければならないと存じます。

国では今年から、十年にわたる長期展望にたった水田利用再編対策を実施することになりました。

米作県として米一筋に生きてきた農家に、米の生産調整を求めることは、まことに忍びがたいものがありますが、食管制度を守るためにはこれを避けて通ることができません。とすればむしろこれを積極的に受けとめて水田の高度利用をはかり、米単作から脱却し、米を中心とした複合経営の確立のため全力を集中したいと存じます。

（次頁上段へ）

謹賀新年

秋田県
知事　小畑勇二郎
副知事　佐々木喜久治
総務部長　篠田吉一
民生部長　三浦良市

消防防災課
課長　安田惣悦
参事　杉館定二郎
同　佐藤正
課長補佐　小川利昭
同　宮嶋長一郎
同　古田直弥
同　佐藤孝志
同　菊地喜三郎
主査　片村清悦
同　伊藤富津雄
同　井上和吉
同　石川総
同　小山輝朗

消防学校
学校長　芳賀忠
学校長補佐　相沢雄幸
主査　伊勢登
同　工藤典次郎
教務係長　大石正則

消防協会
会長　中田初雄
副会長　佐藤純兵
同　辻兵吉
同　佐々木賢一
理事　山崎文雄
同　伊藤菊男
同　佐野岩三郎
同　今山弘毅
同　安田惣悦
同　佐々木佳夫
同　越谷忠光
同　長谷部金一
同　藤田長助
同　田畑栄太郎
同　谷藤征得
同　山脇新八
同　佐藤育秀
監事　藤田豊治
同　村上儀八郎
同　黒沢圭助

事務局
局長　保坂悌之助
次長　定田清
主事　井上和枝
外、消防会館職員一同

（前頁より）

「豊かな環境のなかで、心豊かに、そして豊かなくらしを」は、私どもの四総の目標とするところでありますが、今年は従来にもまして郷土の美しい自然を守り、生活環境を汚染から保護するばかりでなく住宅、上下水道、交通体系などの整備を進め、日常生活の安全と利便の確保に努めたいと存じます。

また、在宅福祉を中心とする社会福祉の充実、県民の健康管理、健全な青少年の育成、心身障害児などの特殊教育の充実、さらにコミュニテイの共同学習活動や一人一学習運動などを中心とする生涯教育活動を強力に推進したいと存じます。

さらに、当面する中小企業の不況克服と雇用の安定に全力をつくすとともに、木材供給基地化の実現、栽培漁業の推進など、地場産業の振興にも積極的な施策を構じたいと考えております。

新しい地方自治も満三十年の蓄積をもちました。

この蓄積を基盤として、このたび三全総で示された長期的な国民生活の指針にそい、私どもに委ねられた良き郷土づくりの針路とその推進方法についてお互いに真剣に考え、学習し合うことが極めて大切であります。

県民の皆さまのさらに積極的な県政へのご参加を望んでやまない次第であります。どうぞ一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたって

秋田県警察本部長　赤塚普知雄

全県消防関係者の皆様、明けましておめでとうございます。

昭和五十三年の輝かしい新春を迎え、心からお慶び申し上げますとともに、日頃、交通事故防止や山岳遭難事故などの人命救助活動等を通じまして、私どもに寄せられました皆様の献身的なご協力に対し、深く敬意と感謝の意を表します。

ご承知のように私どもの国土は地理的、気象的条件によって、風水害や地震などの自然災害が起りやすい環境にあるほか、近年はそれに加えて、石油コンビナート火災やガス爆発、ビル火災等の人為的な災害が多発の傾向にあります。

また、都市の過密化によって避難場所が減少する一方、危険性の高い建築物や各種施設が増加し、ひとたび大地震が発生した場合は、想像を超える大型災害発生の危険性をはらんでおります。

このため、これらの災害防止対策が昨今大きな社会問題として論議を呼び、国及び地方公共団体はもとより、市民にとっても極めて関心の深い問題となっております。

幸い本県では、近年このような大型災害や事故もなく、また火災の発生も昨年は減少をみているのであります。このことは、ひとえに皆様の昼夜をわかたぬ献身的なご活躍のたまものと、深く感謝を申し上げるとともに、心から賞讃を惜しまないものであります。

しかしながら、本県においてもこの種の災害要因の増大、多様化は否めないのでありまして、災害は忘れた頃にやってくるという諺どうり、全く予断を許さぬものがあります。

本年は、自治体消防発足三十周年にあたる、まことに意義深い年であると承っておりますが、それだけに防災に果される皆様の役割りも、ますます重かつ大であると存じます。

私どもも、今後さらに皆様と相携え、新しい時代に対応した防災対策や災害警備対策を強力に推し進め、県民の平穏と安全を守るために最善を尽くす所存でございますので、旧年にも倍してよろしくお願い申し上げます。

おわりに、皆様のいっそうのご健勝とご活躍をお祈りいたします。

年頭のことば

陸上自衛隊秋田駐とん地司令兼第二十一普通科連隊長　金田実

新年おめでとうございます。昭和五十三年の新春を迎えるにあたり、秋田県消防関係者の皆様に謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

毎日、昼夜の別なく百二十五万県民の生命財産を災害から護り、あるいは公共の福祉増進に献身的な努力をされ、本当にご苦労様でございます。

皆様は、秋田県防災活動の中心となり、有事に際しては身の危険もかえりみずあらゆる災害の楯となってご活躍され、県民から常に感謝されていることは申すまでもありません。

地域防災の中核として今後ますますのご活躍を期待してやみません。

われわれ、秋田駐とん部隊といたしましても、その任務に極めて密接な共通性を有しております。

本年も昨年と同様、さらに皆様との協調を深め連携を密にして県民の信頼と、期待に応えるべく努力いたす所存であります。

本年は、自治体消防発足三十周年の年にあたります。

この記念すべき年のはじめにあたり、秋田県消防関係者皆様のなお一層のご精進と、ご健勝を祈念してごあいさつといたします。

年頭にあたって

秋田県民生部　部長　三浦良市

消防団員並びに消防職員の皆さま、新年おめでとうございます。

昭和五十三年の輝かしい年頭にあたり、まづもって日頃、地域の第一線にあって、あらゆる災害から県民の生命財産を守るため、献身的なご努力を重ねておられる皆さまのご苦労に対し心から感謝を申し上げます。

本県の消防は、関係各位のご努力により年々充実強化されてまいりましたが、県と致しましても時代の要請に対処して、市町村並びに各位のご理解とご協力を得ながら、消防団員の確保教養訓練の充実、はしご自動車、救急自動車等の科学機械、ポンプ車、防火水そう等消防施設の整備を推進してまいりました。

また、二十二億円をもって全県をネットワークとする防災無線を設置し、災害の未然防止と迅速な応急対策を推進してきたところであります。

また、本年は自治体消防制度発足三十周年という記念すべき年にあたりますので、県と致しましてはこれを機会に、消防団員等の処遇改善、消防の科学化、総合化による消防防災体制の強化、無火災県民運動の推進等を強力に進めてまいりたいと存じます。

各位におかれましては、この意義深い新年を契機とし、ますますご精進くださいまして私どもの郷土を災害から守り、県民が安全で快適な生活のできる環境づくりに、今後ともご努力されますようお願い申し上げまして年頭のあいさつといたします。

年頭にあたって

秋田県消防防災課　課長　安田惣悦

昭和五十三年の新春を迎え謹んでお喜びを申し上げます。

本県の消防も関係各位のご努力により、年々充実発展してまいりましたことは誠に喜びにたえません。

昨年における本県の火災の状況を顧みますと、十一月末現在、五百八件発生し十九名の尊い犠牲者と十四億九百万円の損害となっております。

これを前年に比較してみますと、件数については四十二件、損害額では一千四百万円減少していますが、焼死者では四名の増加となっており、特に二月と十一月には一度に三名または四名の焼死者をだす火災が発生していることから、人命安全の確保について今後一層努力しなければならないと存じます。

また、自然災害については十一月末現在、被害総額百二億円と前年に比べ九十九億円もの大巾な減少をみておりますが、昨年の特徴としては大雨や風による災害は少なかったものの二月から三月にかけての融雪被害では八十億円もの多額にのぼったことであります。

これら火災を始めとするあらゆる災害において、献身的にご活躍されておられる各位のご苦労に対し心から感謝と敬意を申し上げる次第です。

こうした災害の実態と社会環境の変化などに対応して、本年は次のことに取り組んでまいりたいと思っております。

まず、防災体制の強化でありますが大災害に備えて防災行政無線の整備、石油コンビナート地域の防災体制の確立、災害の広域化、多様化に即応した総合防災訓練の実施、さらにはしご自動車等の特殊機械、防火水そう等消防施設の整備強化を図りたいと存じます。

また、消防団員の確保を図るほか、広範な消防行政運営など近代化への前進のために消防学校教育、消防団員研修等の教養訓練を一層充実してまいりたいと存じます。

次に火災予防思想の普及徹底でありますが、火災はその殆んどが失火であり、県民ひとりひとりが自分をとりまく環境安全の問題として火災予防に取り組んでいただくことが、出火防止と人命の安全のための最大の要諦でありますので、市町村消防機関と協力して住民のご協力を得るような施策を実施したいと存じます。

県民生活の安全確保のため、各位のなお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたり本県消防のますますの発展と、各位のご健勝をお祈り申し上げましてごあいさつといたします。

年頭の辞

秋田県消防学校　校長　芳賀忠

昭和五十三年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

年頭にあたり、自治体消防三十年を回顧しますとき、これまで幾多の問題を乗り超え今日の消防を築きました諸先輩関係各位のご苦労に対し深甚なる敬意を表するとともに、そのご努力により逐年施設装備の充実、組織の広域化、人員の確保など消防の強化を図られており、感慨一入のものがありご同慶にたえない次第であります。

さて、現代の消防が対応する防災行政をふりかえりみますとき、ご存知のごとく複雑多岐に亘っておりこれに携る消防職、団員は広範にして高度な知識と、すぐれた技術を修得することが要請されています。

特に、経済不況下における多様化時代の消防教育は量より質への転換のときではないかとも考えております。

現地の状況をみますと、職務執行、研修（自己研修、討議）職務執行というサイクルのような生涯研修の厳しいものであり、他の職種に見られないものがあるものと信じます。

今後、設備の問題、人命の損失、住民要望などを考えますとき消防の強化は、人、設備、消防作用の三つの点から図られるべきであると考えますが、結局は人が根幹であり人づくりが大きな課題として提起されるものと思います。

消防学校においては、かねてより教育内容などその充実強化に努力してまいったところでありますが、本年は、さらに学生の自主性、創造性を積極的に育成し時代に即応した人材の養成を狙いとし、教科内容の充実は勿論でありますが、サーキットトレーニング設備の設置などによる体力の錬成、生活環境施設の整備を図りながら寮生活、校外行動等における指導等をとり入れ使命感に裏打ちされた柔軟性のある消防人が醸成されるよう努力したい所存であります。

今後とも関係各位の一層のご支援とご協力をお願いいたしまして新年のごあいさつといたします。

余滴　T・H生

◎植物も酒が好き◎

◆ある盆栽好きの友人から植木が精彩をなくしてきたら、ビールや酒の残りなど少しづつ与えると元気になる、ということを聞いた。早速、晩酌の残りなど与えていたら数日して葉の緑りが濃くなり効果はテキメンであった。◆だんだんヒンパンに与えているうち、葉が赤くなってきたので、酒の効用も長続きしないと友人に文句を言ったら、植木だってアルコールをやり過ぎると肝臓的な機能障害を起すだろう、人間だって吸収能力以上呑むと宿酔いになる、与え過ぎると枯れてしまうということである、当り前のことである。◆ところがこのほどの海外ニュースで、アルコールをある種の植物に与えると生長を促進する、と米国の学者が実験結果を発表した。植木にビールも根拠のないことではなかったらしい。◆これは大学の園芸学の教授によるもので、それによると、石油から人工的に製造されたアルコールの一種を噴霧器で吹きつけると、植物の生長を刺激することを発見、野菜などを対象に調査を続けてきた結論である。◆特にインゲン豆、とうもろこし、キュウリ、アスパラなど大方の野菜に効果があることが判明、中には平常の二四パーセントも多い収量の上ったものもあったという。◆白インゲン豆の場合は、最も効果があがり、収量やたんぱく質の含有量が多く、なぜこんなに増えるかなど、まだナゾは多いそうである。◆しかし、食糧増産や植物の生長メカニズム解明に大いに役立ちそうだと言っている。いづれにしても植物もアルコールが好き？なことは事実のようである。これから冬期で野菜植えはできないが、春になったら、一・八リットルぐらい買って実験してみたい方はおりませんか。◆植物より人の方ですかナ。

全国統一標語

使う火を
消すまで離すな
目と心

年頭にあたり

秋田県消防協会
会長　中田初雄

昭和五十三年の新春を迎え、全県消防職団員並びに消防関係者の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げますと共に、郷土愛護の精神に徹し、県民の生命財産を災害から守るため、日夜献身的な努力を払われている皆様に、心から感謝と敬意を表する次第であります。

近年の都市の過密化、高層化をはじめ、危険物等の需要増加などから、火災その他の災害も複雑多様化し人命に対する危険も漸次増大していることは、まことに憂慮すべきことであります。

このような情勢に対処し消防力を充実し社会安全の実現を目ざし、防災体制の強化を図り地域住民の期待と信頼に応えることが、消防人としての責務であります。

本県における昨年の災害は、幸いにして火災、風水害等の自然災害においても被害額が前年に比して大巾に減少し、大きな災害の発生をみなかったことはひとえに消防関係者皆さまの、平素からたゆまない努力の結果であると存じます。

県消防協会の事業につきましても、関係者のご協力により年度計画に従い、消防団員の教養研修、無火災運動の推進その他において概ね順調に実施致しております。

昨年の協会の主なる行事を顧りみますと、五月十日代議員を開催し予算、決算の承認及び役員の改選、八月九日第三十回全県消防大会を男鹿市で開催、九月九日殉職消防職団員の慰霊祭を千秋公園で執行、同日全県消防操法大会を県消防学校で開催、十二月五日全県消防大会決議事項の国会関係や各省庁にそれぞれ陳情し、実現の要請を致しております。

本年は特に、自治体消防発足三十周年、いわゆる記念すべき年であり、三月七日日本武道館において式典が行われることになっております。

この輝しい新春を迎え、秋田県消防の一層の発展と消防関係皆さまのご健勝を祈念し、ごあいさつといたします。

年頭のごあいさつ

秋田県水防連合会
会長　大野忠右エ門

昭和五十三年の新春を迎えるにあたり、全県消防関係者の皆さまに謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆さまが県民の生命財産を災害から守るため、日夜払われております献身的な努力に対し、深甚なる敬意を表すると共に、平素当連合会に対するご協力、ご教導に対し心からお礼を申し上げます。

昭和五十三年の新春を迎えるにあたり、全県消防関係者の皆さまに謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆さまが県民の生命財産を災害から守るため、日夜、豪雨等で尊い人命を失うなどの被害が多発しており、今後の治山治水事業の推進と相俟って、いま一度原点に立ちかえり、消防の皆さまの絶大なるご協力のもと

昨年における本県の自然災害の状況は、被害総額一〇二億円に及んでおりますが、過去十年間の年平均一三六億円に比しても少なく、また例年被害額の過半数以上を占め、災害の代表とされている水害が全被害額の一二パーセントと極端に少なかったことは、誠によかった現象であったといえます。

しかし全国的には、集中に現在の水防体制を再点検することが、郷土を災害から守る捷径であると考える次第であります。

一方消防界にとりましても、その課せられた責務の重大さの中で昨今の財政危機のあおりは、消防職団員の処遇の改善、消防力の整備拡充にも非常に厳しいものがありますが、県民の生命財産を守るという安全社会のための投資であることに思いをいたし、皆さまと共々これら諸問題の解決に努力を致してまいりたいと存じております。

どうか皆さまにおかれましても新春を迎えるにあたり、伝統ある秋田県消防が明るく、逞しく歩みつづけるため、なお一層のご精進をお願い申し上げまして新年のごあいさつといたします。

新春のごあいさつ

秋田県市長会会長
秋田市長　高田景次

消防関係者の皆さん、明けましておめでとうございます。

昭和五十三年の新春を迎え、皆さんのご健勝を心からお喜びを申し上げます。

消防の皆さんが日頃県民の生命、財産を災害から守るため献身的な努力を払われていることに対して心から感謝と敬意を表するものであります。

災害は近年増加の傾向にあり、これによってこうむる人命及び財産の被害は莫大なものがあります。

さらに近年は、産業経済の発展と県民生活の向上に伴い、特殊建物、危険物施設の増加等により従来に見ない特殊な災害が各地に発生しつつあります。

このような事態に対処するためには、農村から都市にいたるまで、それぞれの地域の実情に即した近代的な消防施設の整備充実に一層の努力を払わなければなりません。

消防の任務は、その生活の場の安全を確保することのみならず、安全を先どりして指導する姿勢を忘れてはならないと考えます。

どうかことし一年、皆さんにおかれては常に消防力の効率的、合理的運営と不断の訓練を積まれ、県民が安心して豊かで明るい生活を営むことができるよう、皆さんの努力を期待しております。

年頭に際し、消防の発展と消防関係者各位のご多幸を祈念し、新年のごあいさつといたします。

年頭のことば

秋田県町村会
会長　東海林金二

新年を迎えるにあたり、長い伝統と数々の栄光に輝く本県消防団の日夜をわかたず健斗されている関係各位に新春のお喜びを申し上げます。

近年の社会構造の環境は著しく多様化し、消防行政もまた広範な活動が要求されておるところであり、消防法における市町村はその区域における消防を十分に果たすべき責任を有することはご承知のとおりである。

しかしながら発生してから防ぐ消防にはそれなりの損失があり、大規模化、複雑化する災害の様相に対処には限度があり、強力な消防体制をしても昭和五十一年の本県の損害額は、十五億七千八百万円にものぼり、前年に比し概ね四億円の増加をみている現状である。

こうした灰となる原因の多くが、たばこ、油器具類、たき火など不注意から生ずる惨事が圧倒的であることから、予防体制の充実が緊要の課題であると痛感する。

さいわい本県は、千四百六十五人の消防職員と、二万四千四百人の消防団員の徹底した巡回指導とその体制により昭和五十年に比し、昭和五十一年の火災発生件数は若干減少されており安寧秩序を保持できる要因であるとともに、日頃の防火活動にあることを改めて確信するところである。

県内消防界の特段のご奮斗を心から念願し新年のごあいさつとします。

安全で住みよい生活環境を

秋田県消防長会
会長　越後谷忠光

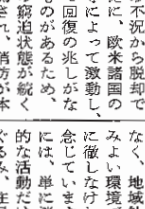

昭和五十三年の新春を迎え、県内消防関係者の皆様に謹んで新年のよろこびと自治体消防発足三十周年のお祝いを申し上げます。

ふりかえって、満三十才を迎えた消防の現況をみますと、その業務、組織、施設及び装備等のいずれをみましても、隔世的な伸展を遂げて県民にその偉容を誇示しているのでありますが、これは、今日まで県民の安全とくらしを守るため、あらゆる苦難を克服し、たゆまぬ努力を重ねてまいりました皆様の血と汗の結晶でありまして、その業績に対し心から敬意を表するものであります。

最近のわが国における産業経済の情勢は、石油ショック以来の不況から脱却できないうえに、欧米諸国の円高圧力等によって激動し、依然として回復の兆しがなく厳しいものがあるため、地方財政の窮迫状態が続くことが予測され、消防が本来的に求めてきた消防力の充実強化は自ら制約を受け、その急速な整備は望まれない実情にありますが、一方では生活環境、都市構造等の複雑高度化に伴い、各種災害を誘発する潜在的危険要因は、ますます増加の一途をたどり、消防の果すべき役割は質的、量的にも拡大している現況にあります。

このような社会事象の中にあって直面している化学工業や大規模危険物施設等のコンビナート災害対策、人命安全の確保を基調とする特定防火対象物の消防用設備等の遡及適用、多様化する災害救助活動の範囲、予測困難で不可避的な地震対策、世論の急務とされている救急医療体制の確立等、自治体消防が叡智と力を結集して、解決しなければならない重要課題が山積しているのであります。

私は、かねてから消防の任務は、各種の災害から住民の生命財産を守るだけでなく、地域社会の安全で住みよい環境づくりの推進者に徹しなければならないと念じていますが、そのためには、単に消防機関の一方的な活動だけでなく、地域ぐるみ、住民ぐるみの積極的な参画が必要となりますので、住民が消防に何を求めているかを直視し、生活に密着した施策を実践するとともに、創意性のある職員の養成を目指した消防体制の内面的強化を図らなければならないと思います。

激動する経済情勢の中で地方財政の本格的危機はむしろ、これからと予測される今年こそ、皆様と共にしっかりと大地に足を踏まえ、腕く手を携えて自治体消防が指向する理想に向って、着実に前進してまいりたいと存じます。

おわりに、皆様のご多幸とご繁栄をお祈りしまして年頭のごあいさつといたします。

年頭にあたり

秋田県消防協会
副会長　辻兵吉

新春を迎えるにあたり、全県消防関係の皆様に謹んで新年のお喜びを申し上げます。

本年は、自治体消防発足三十周年の記念すべき年でありますが、その間消防界は関係各位の並々ならぬご努力によりまして、着々として整備強化されつつありますことは、誠にご同慶に堪えない次第であります。

しかしながら一面におきましては、都市構造の過密化、高層化に伴う火災危険と人命に対する危険の増大をはじめ、各種の災害が頻発し、尊い人命が失われつつありますことは、誠に憂慮に堪えないところであります。

こうした社会情勢の変化に対応して消防行政を進めていくためには、ただ単にその分野を水火災のみに捉われず広く地域住民の身近かな生活にふりかかる災害の防除を救急業務などを通じて、住民のくらしを守るため、生活環境における各種の施設、建築物等の防災と安全性を高めることが大切であると考えます。

即ち「人命の安全確保」を柱とした施策を進めるため、時代に即応した消防体制の充実強化を図り、多様化に対応した予防行政を総合的に実施し、住民が自ら災害を防止するという自衛意識の育成なども重要なことであると思います。

めまぐるしく変化する社会事象に対処する消防の任務は広範にわたっておりますが、地域住民の期待と信頼に応えるため、決意を新たにし、なお一層の努力をいたしたいと存じます。

新年を迎えるにあたり、秋田県消防の充実発展と、関係者皆様のご健勝を祈念し、ごあいさつといたします。

謹賀新年
森田ポンプ　ラビットポンプ
桜ホース・ソフト吸管　赤尾消防被服
各種消火器　ガス水道工事一般
株式会社 協立
能代市栄町12の3　〒016
TEL (01855) 2－6361代表

謹賀新年
中田建設株式会社
取締役社長　山崎寛
専務取締役　中田栄喜
本社　秋田県能代市万町4の20TEL (01855)2－5335代表
出張所　秋田市山王新町1の1　TEL (0188)24－3241代表
東京、仙台、岩手

年頭にあたり

秋田県消防協会
副会長　佐　藤　純　兵

昭和五十三年の新春を迎え、全県下消防関係の皆さまに謹んで新年のお慶びを申し上げます。

今年は自治体消防発足三十周年の記念すべき年であり、われわれは先人の努力と大きな功績に感謝をもって祝福するとともに、これを契機とし新たな覚悟をもって課せられた任務に邁進し、住民の安全と公共の福祉増進に努めなければならないと存じます。

さて、今年もわが国の政治、経済の諸情勢は依然と厳しいものと存じます。

一方社会環境の変化や生活様式の進展に伴い地方部市においても建築物の高層化、石油製品、危険物、化学合成製品等の一般家庭の需要増加などから、災害発生の潜在的危険性はますます増大し、災害の様相も複雑多様化の現状にあります。

昨年は県内において、プロパンガス爆発による死傷、連続放火、学校火災など忌しい事件があり社会不安におとしいれましたが、大災害のなかったことが幸いでありました。

わが秋田県は、日本海特有の季節強風、フェーン現象等の気象的悪条件にさらされている地形であれば宿命的なものがあると存じます。これに克服対処するためには、ますます装備の充実に勿論であるが現有装備をもってこれに当るには、消防職団員が一致協力し、予防活動とともにたゆまぬ訓練、近代的消防技術の教養を身につけて努力し、県民の安全に貢献しなければならないと存じます。

昨年の暮に、わが支部の理事、伊藤佐市仁賀保地区消防団長の逝去もあって支部として寡黙高潔な幹部を失い、痛恨事でありましたが、氏の冥福を祈りますまず発奮しなければならないと誓う次第です。

終りに、うま年の新春にあたり、天馬空を駆けるのたとえ皆さまの躍進発展をお祈り申し上げてごあいさつといたします。

新春を迎えて

秋田県消防協会
副会長　佐々木　賢　一

昭和五十三年の新春を迎え、全県下の消防団、署員の皆様おめでとうございます。

緑の山河、新らしき光に染めて、昇る陽にひるがえる、自治消防の旗じるし

希望輝やく、眉あげて決意も堅く、集える我等

これは昭和二十三年三月七日、自治体消防発足直後発売された、高橋淳作、西条八十補作の「緑の山河」と題する消防の歌の、レコードの第一節ですが、この歌詞を耳にしてから早や三十年、この三月には東京日本武道館において自治体消防発足三十周年記念式典が予定されている。

今、ここに顧みますと本県の消防力もその装備、その施設、或は団員の処遇においても、一歩一歩と年を重ねた歩みではあっても、よくもこれまで充実されてきたものだとつくづく感じざるを得ないと同時、一先人、先輩の各位の努力に対し深く敬意を表する次第であります。

消防組織法制定の、昭和二十三年三月七日を誕生日とした自治体消防も本年で三十才、人生にたとえるならば、正に働き盛りの年令に達し、今後の大成を期する壮年の活躍期に入ったわけであります。

これを契機とし、今後各市町村においてもひとり消防団、職員のみにとどまらず全市町村民、地域住民の総参加のもとに幅広い連けいと協力を軸として、全県下消防人が一丸となり防災の職責に徹し、その消防使命の達成に力を尽そうではありませんか。

終りに各位のご健康と、ご活躍を祈念して年頭の所感の一端を述べごあいさつといたします。

油消火訓練の事故防止

県が各消防本部に通知

県では、昨年十一月二十日福岡県香春町で、消防署員が住民に対し消火訓練の指導中、オイルパンに注入した混合油に点火した際、突然火炎が吹き出し付近にいた見学者など十名が重軽傷を負った事故が発生したことから、この種事故の未然防止に万全を期するよう次のとおり各消防本部に通知した。

一、模擬火災消火訓練の開始に際しては、事前に見学者に対し訓練内容及び火炎の拡大状況等を説明し注意を促すこと。

二、オイルパンの点火に際しては、要所に必要な数の職員を配置し、見学者に安全な距離をとらせるよう指示させるとともに、風向の急激な変化等突発的な事態に対処しうる態勢をとること。

三、オイルパン、点火棒等消火訓練に使用する器具については、適正な容量、長さ等を有する安全なものとし、事前に充分点検を行うこと。

四、職員は、点火時には周囲の可燃物状況、火気の有無及び気象条件を十分に考慮すること。

五、見学者の噴煙等火気使用行為については、訓練終了までの間厳に禁止すること。

六、オイルパンを繰り返し使用する場合においては、オイルパンの余熱の冷却状況を十分確認した後燃料の補給を行うこと。

七、オイルパンには必ず冷却に必要な量の水を入れるとともに、注入する燃料は一回の訓練に必要な最少限度の量とすること。

八、オイルパンの周囲には、消火訓練に使用する消火器具の他、異常燃焼等に対応できるよう予備の消火器具を適正配置すること。

◎事故の状況

(イ)発生日時

十一月二十日十・時頃

(ロ)参加人員

指導者、消防本部職員二名（司令補一、士一）

見学者、七六名

(ハ)負傷者及び程度

一般見学者一〇名（重傷三名、中等傷七名）

(ニ)当時の気象

くもり、北西の風三米、気温一四・五度、湿度七七％

(ホ)当日、地元町役場主催により神社境内で消火訓練が行われ、消防本部から二名の職員が出て指導にあたっていた。

訓練方法は、オイルパン（ドラム缶を高さ四五センチで切断したもの）に水を二〇センチ入れた後混合油二リットルを加えて点火し、これを消火器により消火するもので、この訓練を二度繰り返した後、三回目を行うべく職員が液面に火源がないことを確め、混合油を缶からオイルパンに二リットルを注入した直後、突然「ボン」と音がして火炎がオイルパンから風方向に吹き出すとともに、混合油が飛散し付近にいた見学者が負傷した。

(ヘ)事故の原因

前二回の訓練で相当余熱が残っていたオイルパンに、混合油（ガソリン、オイル）を注入したため、混合油が加熱され大量の可燃性ベーパーを放出、これが周囲の工作物の関係から逆流していた風により拡散、何らかの火が引火し爆発現象を起したものと同消防本部では推定しているが、断定されていない。

(ト)事故の主な問題点

①見学者を訓練用オイルパンから離隔する配慮が不充分であった。

②オイルパンに燃料を注入する際、余熱の確認が不充分であった。

③燃料注入時の周囲の火気に対する配慮が不十分であった。

④指導監督すべき職員の数が不足していた。等である。

編集部から

◎全県消防関係の皆様、お元気でよい新年をお迎えしたことと思います。本年も、天馬のように秋田消防が飛躍する年であります様お祈りします。

◎自治体消防も満三十才になりました。戦後激動する中で、先輩たちが血と汗を流して育てた消防もこのようなたくましい近代消防に成長しました。これをうけ継いで、ますます充実いたしましょう。

◎災害の中で、全県消防大会、同操法訓練大会と汗を流したことが、まるで昨日の事のようです。過ぎたことは、なんでも早く感じます。

◎本年は、一年おきに実施している全国消防操法大会が開催の予定です。今からがんばりましょう。

◎三月七日は東京日本武道館で自治体消防三十周年記念式典が行われます。厳粛、盛大に開催されることと思います。日本消防協会では、少しでも多く参加できるよう努力しております。

◎「消防秋田」も皆さんから寄稿をいただき来月で創刊以来二九〇号になります。育てやって下さい。なんでも結構ですからご投稿下さい。

あぶないよ
小さな
すいがら
大きなそんがい

お正月のはなし

○門松（かどまつ）

かどまつが縁起ものとして飾られるようになったのは、平安時代の末頃から、この門松の生立ちは、高貴の方々の通られる道すじの民家のみすぼらしさを隠すためでした。松は千年の齢を、竹は子孫繁栄を意味するもの。

○嬉蘇（とそ）

とそは、中国の唐の時代に有名なお医者さんが、流行病の子防薬をつくって井戸に入れ、年末にその水を汲んで樽にためて人々に贈ったことに由来します。

○注連飾（しめかざり）

注連飾のしだは長命、ゆずり葉は子孫繁栄、だいだいは偉大な発展、乾し柿は幸運のくること、しめ縄は汚れを近づけない、とそれぞれの意味があります。

叙位

（十二月二十日）

○従五位　畠　兵治
元能代市消防団長、元秋田県消防協会理事
十一月二十六日逝去

○従六位　伊藤佐市
前仁賀地区消防団長、十一月二十三日現職団長で逝去

に、それぞれ発令された。

謹賀新年

名入手拭
印半天製造元
消防被服
消防用品
前掛風呂敷
幕旗幟類
タオルのれん

寺田染工場
横手市清川町
電話②〇四一六

秋田へお越しの節のお泊りに
ぜひご利用を

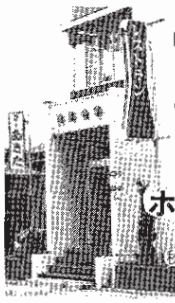

▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）¥ 2,300
2人室（バス、トイレ付）¥ 4,600
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）¥ 2,000
2人室（バス、トイレ付）¥ 3,500

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

「消防団員福祉共済制度」ご加入のおすすめ
わずかな掛金で高額の保障

制度の特色
1．公務中の災害保障は勿論、公務中以外の災害保障も得られます
2．わずかな掛金で高額の保障が得られます
3．1年ごとに契約を更新するため経済変動に対処できます
4．1年ごとに収支計算を行なって剰余金が生じた場合は配当金をお返しします
5．無診査で加入手続きが簡単です

日本消防協会・秋田県消防協会

消防秋田

定価 1部 20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所 秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人 中川初雄
印刷所 能代市上町3の1
有限会社 北羽出版社
電話 ②2622

自治体消防30年のあゆみ
消防の動きから

自治体消防としての組織の確立を図るため制定された消防組織法の施行を記念して、本年三月七日には自治体消防三十周年記念式典が挙行される運びとなった。

いわゆる、戦後生れの自治体消防も三十才を迎えた。

この三十年間の我が国の社会経済の変遷を観りみると、その激動、激変ぶりは、まさに隔世の感がある。

戦後の戦災の復興と食糧増産の時代、次いで「戦争は終った」の言葉に現わされる昭和三十年代の欧米諸国に追いつけ、追越せの時代、さらに経済の高度成長時代を経て、昭和四十六年のドルショック、同四十八年の石油ショックを契機に、日本の社会経済は大きな曲り角をむかえ、資源有限時代、経済の安定成長をめざす時代に入ることになった。

この間、消防行政も時代の変遷に対応しつつ、自治体消防制度の定着、発展のための多くの辛苦と努力を重ねてきたが、最も住民生活に密着した行政であるだけに、これらの社会経済の変動には直接的な影響をうけ、それへの対応をせまられ続けてきた。

すなわち、戦後初期、戦禍によって劣弱化した消防力の状況をも反映して、各地で大火が相い次いだため消防力の充実強化策が大きな問題となったが、国における消防力基準の策定、消防施設強化促進法（昭和二十八年）の制定など一連の措置と各地方公共団体の努力により、市町村の消防力は大幅に整備されることになった。

戦後間もない昭和二十四年当時の消防機械として、

腕用ポンプ　約五万台
手引動力ポンプ　約一万三、五〇〇台

が主力で

普通消防ポンプ車　約七、三〇〇台

に過ぎなかった。

これに対し昭和五十一年現在では、前近代的な機械は更新され、

普通ポンプ車　約二万台
小型動力ポンプ　約五万四、〇〇〇台

が装備されている。

さらに社会経済の進展に対応し、科学的消防施設の装備が促進され

はしご付消防ポンプ車　七五七台
化学消防自動車　六九五台
消防艇　四四隻
ヘリコプター　一一機

が装備されている。

次いで昭和三十年代に入って、都市化、工業化の進展に対応する消防行政の高度化、専門化の必要性及び消防が住民生活の安全への期待に応えうる機動性を確保するための必要性等から消防防災体制の一層の整備を図るため、消防組織法、同政令の整備と相まって、昭和二十四年当時。

二一七消防本部（二六三署）に過ぎなかったものが、昭和五十二年には、八六九消防本部（一、二八六署）となった。

常備消防を有する市町村は全国三、二五六市町村中、二、六〇一市町村（約八〇%）に達し、その人口数では約九〇%の地域が常備化されるに至った。

この結果、消防職員数は、

昭和二十四年当時　約二万二、〇〇〇人
昭和五十一年　約一〇万八、〇〇〇人

と約五倍に増加された。

一方、このような消防の常備化に伴い、また、農山村部の過疎等の影響で、非常勤消防団員の減少が続き、

昭和二十四年当時　約二〇八万人
昭和五十一年　約一一〇万人

と半減に近くなった。

戦後の消防の特徴の一つとして、消防の予防行政の進展である。一たん発生した火災の迅速、適確な鎮圧が必要なことは言うまでもなく、消防の起源もここにあるわけであるが、何よりも火災を起さないことが肝要である。

この行政は、戦後、消防法によって、予防査察、建築の消防同意、危険物の規制、消防用設備等の設置制度等として法体系に組込まれるに至っている。

昭和三十八年に救急事務が法文化され、実施市町村の範囲が拡大し、昭和五十二年全国で二、六六九市町村となり、年間の搬送人員も一五〇万人を超えるに至っている。

このように消防行政は、戦前の消防の姿からは想像もつかない拡りと深さを持つに至った。

エネルギー源の多様化、都市構造の復雑化などに伴い、今後消防の安全防災上解決しなければならない問題は多い。

全国統一標語

使う火を
消すまで離すな
目と心

厳寒!!雪を蹴って
県内各地で消防出初式

新春恒例の消防出初式が一月六日、秋田市、能代、大館、男鹿、本荘、大曲、横手の各市をはじめ、県内で半数の三十五市町村で一斉に行われた。

これに先立ち一月四日、鹿角市、湯沢市などを皮切りに二十三市町村で実施されていた。

一月六日は朝方から各地とも、時折強風の吹雪となり最低気温が秋田市で氷点下二度、鷹巣地方では同二・九度、横手地方では同二・八度という厳寒、その後風もやや弱まり太陽の光も差し込む天候となったが、各地で制服に身を固めた消防職団員が志気旺盛に無火災と風水害など災害防止を祈願し、力強く第一歩を踏み出した。

秋田市では午前十時、打ち上げ花火を合図に市消防本部前に、消防団員、署員が約千名が整列、はしご車化学消防車、救助工作車、ポンプ車など二十七台が勢ぞろいして、高田秋田市長、佐々木県副知事らの観閲をうけた。

次いで秋田陸上自衛隊音楽隊の演奏により堂々の行進を行い、出場団員に交って同市木曽石婦人消防隊二〇人が参加し、元気潑剌とした行進には沿道の市民から「かあさん、がんばって」と声援が飛んでいた。

タンク車の七色の水の一斉放水やはしご車のくす玉割りには参集者から大歓声が上り賑やかに行われた。

同市消防本部では、参観の市民に対し消防署員手製のミニまとい百個、防火標語入れの鉛筆や下敷きなど三百人分を、火災防止の「お守り」として贈った。

このあと、市正庁で表彰式を行い、永年勤続章、功労章、優秀火災予防組合表彰などが行われた。

大館市消防団では、午前八時四十五分約八百人が参加し、恒例の神明社に無火災祈願、市中行進等のほか、同団伝統の「まとい振り」十八本が披露された。

その他各市町村でも恒例により何れも盛大厳粛に実施された。

秋田市長分列行進観閲

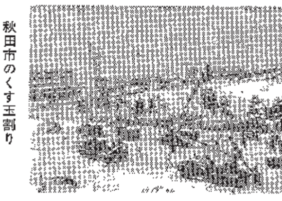
秋田市のくす玉割り

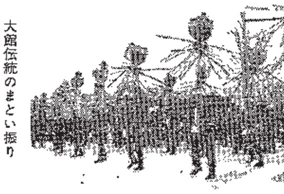
大館伝統のまとい振り

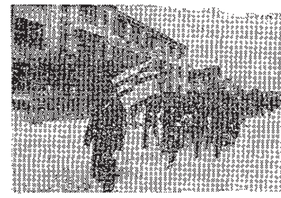
能代市役所前の行進

消防団員指導員の研修会を開催

県消防協会では、日本消防協会の委託により、本年度消防団員指導員の研修会を一月十八日から同二十日までの三日間、県消防学校において開催した。

これは消防団員の知識と技能の向上を図るため、団員の指導的立場にある幹部の教養研修を行うもので各消防団から多数参加し有意義に終了した。

受講者は次のとおりで、日本消防協会長から修了証が授与された。

鹿角市消防団 分団長 佐々木政次郎
森吉町消防団 団長 金 勝助
能代市消防団 部長 佐藤 吉郎
山本町消防団 分団長 三浦 繁
同 館岡 淑郎
八竜町消防団 分団長 関 勘一郎
鳥海村消防団 副分団長 赤川 勇一
同 佐藤 安夫
仁賀保地区消防団 分団長 池田昭二郎
六郷町消防団 分団長 小原 定治
中仙町消防団 部長 細谷 勇治
協和町消防団 分団長 本間 清
仙北町消防団 班長 高柳 秀隆
千畑町消防団 分団長 深沢 精治
仙南村消防団 副分団長 照井竜之助
角館町消防団 分団長 吉郡 嘉一
雄物川町消防団 副分団長 佐々木勇一
同 佐藤 順一
十文字町消防団 部長 守屋 政男
増田町消防団 副団長 鈴木 恒造
平鹿町消防団 部長 武田 [illegible]雄
同 真田 義一
同 佐藤吉五郎
湯沢市消防団 班長 宮原 哲郎
八郎潟町消防団 分団長 山内義一郎
井川町消防団 分団長 伊藤 貞鋼
河辺町消防団 分団長 佐川喜代二
雄和町消防団 部長 牧野 長雄
本荘市消防団 副分団長 小松 久郎

◎消防団人事

退任（一月十日付）
増田町消防団長 谷藤 征得

新任（一月十二日付）
増田町消防団長へ 副団長 季子孝次郎
同町消防団副団長へ 分団長 鈴木 恒造
同 栗谷新之助

余滴

T・H生

やってきた大地震

◆「茶の間で食事中、突然ゴウーと音がして家がグラグラ揺れ出し、台所用品がバラバラ落ちてきた。怖くなり何も考える余裕もない程慌てていたが、ガスの元栓とストーブを止めるのが精いっぱい、あとは夢中で外に飛び出した。」被災地、伊豆河津町のある主婦の弁であるが、火元をキチンとした点は立派なものである。◆一月十四日午後零時二四分、伊豆大島近海の地震が発生し、多数の死者と莫大な損害を出した。大正十二年の関東大地震が奇しくも午後零時二分、発生時刻が僅か二二分の差である。前日から群発地震が続いていたというから、遂に来るべきものが来たという感じをうける。◆マグニチュード7、横浜、大島で震度5の強震、東京、静岡で4の中震、遠い北海道帯広や四国の松山で震度各1、というからまさに日本列島を揺がした大地震といえる。◆一昨年以来、警戒信号が出ていた震源地を駿河湾とみなした東海大地震説とは異なる伊豆半島東側、大島付近の海底が震源地だという。全国的にみて最も地震観測体制が進んでいる地域でもこのような状態だから、神秘な自然の力の予知は難しい。◆それにしても中震ということで、超高層ビルが建立している東京で大きな混乱がなかったことは不幸中の幸であった。地震の巣の上にあるような日本では、今後も、いつかは大地震が起こることを平素から充分覚悟をし、またその対策を考えておかなければならない。◆「高層ビルは柔構造で耐震性は大丈夫」といわれているが、倒れることは先ずないにしても、柔構造だけに高所ほど揺れる度合が大きくなり、統制されていない群集はパニック状態を起こすことは必至である。もし、巨大地震が大都市を直撃したらどうなる。停電、断水、交通寸断、火災対策など、どれを考えても複雑な都市構造の中では容易なことではない。◆伊豆地震の後、東京消防庁でストーブやガスコンロなどの火の取扱いについて電話調査をしたところ、都民の約三割が火を消さなかったという。「グラッときたら、火の始末」このような初歩的なことすら実行されていないのである。安易に考えているのか、防災意識の欠如なのか。◆伊豆地方では大部分の家庭でプロパンガスの使用だそうだが、地震の際、殆んとの家庭では元栓を止め、電気はスイッチを切って避難し、火災の発生はホテルのボヤ一件だけと報道されていた。見習うべきである。◆

秋田へお越しの節のお泊りに
ぜひご利用を

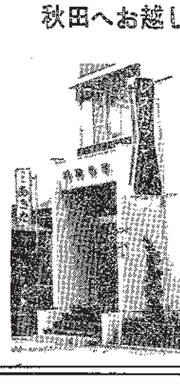

▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）¥ 2,300
2人室（バス、トイレ付）¥ 4,600
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）¥ 2,000
2人室（バス、トイレ付）¥ 3,500

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

件数が減り死者が増加

昨年の県内火災概況

県消防防災課ではこのほど、昨年一月から十二月までの県内の火災発生の概要をまとめた。

それによると年間火災発生総件数は五四四件で、前年の五九九件に比べ五五件の減少をみた。

しかし焼死者が二四人で五人も増加し、一火災で数人が焼死するという悲惨な火災も発生している。

火災種別でみると、建物火災が四一八件で前年より一六件の減、林野火災が六〇件で三八件の減少、焼失棟数六〇〇で四棟の減、建物焼損面積四四、九六六平方米で前年より一一、四二六平方米の減、林野焼損面積では四、三四一aで前年の約六分の一程度と大幅な減少をみている。しかし総損害額では一、五億九、〇七二万円で約一、二六九万円の増などとなっている。

詳細は次のとおり。（○内は前年の数字を示す。

◎火災発生総件数
五四四件（五九九件）減五五件

○火災の種別
建物火災　四一八件（四三四件）減一六件
林野火災　六〇件（九八件）減三八件
車両火災　一八件（一六件）増　二件
船舶火災　二件（二件）
その他火災　四六件（四九件）減　三件

◎火災による死傷者
死　者　二四人（一九人）増　五人
傷　者　六七人（八三人）減一六人

◎焼失棟数
六〇〇棟（六〇四棟）減　四棟

◎被災世帯数
三八九世帯（四一七）減　二八世帯

◎建物焼損面積
四四、九六六平方米（五六、三九二平方米）減一一、四二六平方米

◎林野焼損面積
四、三四一a（一二、七二一a）減二〇、三八〇a

◎火災損害額
一五億九、〇七二万円（一五億七、八〇二万円）増一、二六九万円

◎主なる火災原因
1. 油を燃料とする器具（うち暖房用　九二件）
2. 電気器具類　五九件（四九件）
3. たばこ　五八件
4. ガス器具類　五七件
5. たき火　三九件
6. 火あそび　三三件
7. 放火　二五件

などとなっており、特に石油、電気、ガス器具などによる出火原因が多く、注意を要する。また、連続放火事件の発生から放火件数が増加している。

火災とガス中毒に注意

都市ガス、プロパンガス、石油と各家庭で使う燃料で恐しいのは火災と、ガス中毒、酸素欠乏症です。

火災については、相当注意が払われているが、ガス中毒や酸素欠乏症には案外うっかりしていることが多いので次のことに注意しましょう。

普通、わたしたちが呼吸している空気には二一パーセントの酸素が含まれている。ストーブや湯わかし器風呂がまなどを使うとき、新しい空気をどんどん補給していれば問題はありませんが、もしその補給が充分でないとガスや石油が不完全燃焼を起し一酸化炭素が出始めます。

酸素が一九パーセントぐらいになるころから一酸化炭素が急にふえ出します。

なかでも湯わかし器は酸素を大食いします。

東京消防庁の調べでは、換気口のない鉄筋コンクリートの室内の空気は四分の一しか換気されません。こうした状態は一時間で、一五・四パーセントにさがり頭痛、目まい、視力障害が起こります。一時間半後には一一・三パーセントまで下り呼吸困難、さらに意識不明におちいります。

一方ガスの炎も酸素濃度一九パーセントで不完全燃焼が始り、一七パーセントで一部が消えかかり、一四パーセントになると殆んと消え、それにともない不完全燃焼による一酸化炭素は急激にふえます。

一酸化炭素には臭いがありません。ガス、石油風呂、湯わかし器、ストーブなど短時間に多量のガスや石油を燃やしたり、長時間にわたって燃やす場合は煙突をつけることが第一。

燃焼ガスが室内に出る型の湯わかし器なら必ず換気扇を回すか、窓を明けましょう。ストーブは一時間燃やしたら必ず一分間位窓を開け空気の入れ替えをすること。とくにプロパンガスは都市ガスの二十六、七倍も空気を食うので換気には充分空気を配らなければいけません。

ミニ救急（気管異物）

ノドの異物の大部分は不注意からおこり、窒息死の危険があります。

その七割程度は五才以下の子供で、親がちょっと目を離したすきに畳の上に落ちている物を拾ってのみ込み、ノドに引っかけることになります。

ボタン、銅貨、飴玉、ピーナッなどいろいろあります。また老人は餅や入歯をよくひっかけます。

ノドに異物をひっかけて苦しんでいるようでしたら直ちに口の奥の上を指か毛筆のようなものでくすぐって嘔吐や咳をさせます。

餅や入歯の場合は左手で鼻をふさぎ口を開けさせ、外から見えれば右手の指で取り出します。

また患者を寝かせ上体を逆さにして背中を手のひらで叩くこともあります。

魚の骨などひっかかったような場合は、パンや飯をかまないで飲み込ませると骨が抜けます。

気管や気管支に深く異物が入ってしまったような場合は、時機を失せず医師の処置を受けなくてはいけません。

地震対策テレビ番組 〝おばあさんの心配〟をみて

男鹿地区消防署消防士長　近藤　利蔵

「グラッ、グラッ」と地震がきた場合、あなたは火元を完全に消しとめることができますか。これはテレビに出てきた主婦に対する質問です。殆んの主婦ができると思いますという。私もできますと当然答えるでしょう。人間だれしも、まして経験のない人ほど物事、特に災害を安易に考えてはいないか、私なら大丈夫という考えが誰でもあると思います。

私だけなら、私なら、これがいざ災害が起きた場合、あわてふためき、火元を消し止めることもできず、とるものもとりあえず逃げるという結果になり、二次災害へと拡大していくのではないでしょうか。実際起震車の中で、火元を万足に消し止めた人はいなかったのです。

文明社会の現代、自動車、ガス、石油といったん災害が起きた場合、大災害の媒体となる危険物がいっぱいです。この番組は平素から心の準備が必要であることを強く訴えているのだと思います。

「いざというときのために、ふだんからの訓練」

地震と出火対策をみて

男鹿地区消防本部
消防士　米谷　義雄

地震国日本、戦後も数回大震災にあい、そして最近においては駿河湾地震予知説から新年早々には伊豆大島近海の地震が現実に発生し、大きな損害をもたらしている。地震に対する施策は単に一地方のみならず全国的な対策として論議されている現在、地震と出火対策を見て大変有意義に感じました。

その中で目黒区の婦人消防隊の訓練風景を見ましたが、訓練をしている婦人の顔からは、誰にも強制されず自発的に（自分たちの住むところは自分たちで守るんだ）と言うそんな気迫がにじみでており、訓練から開放された時の笑顔には充実感さえみなぎっておりました。

このように震災に対し積極的に取組んでいる市民消防隊は、全国にまだ沢山あると思いますが、私たち消防機関としても、これら市民消防隊がなくなることのないように、積極的に協力し育成して大きくその輪が広がってゆくよう見守ってゆかなければならないと思いました。

また、その反面、街でインタビューされた若い人たちのように、地震に対し楽観的で他人ごとのように感じている人々も決して少くなくないように思いました。

地震をはじめ、いろいろな災害は自分にその禍いが降りかかるかもしれないと実感としてその怖さがわからないように思いますが、実際に地震が発生してからでは遅いのです。

このような人たちに対しいかに地震の怖さを伝え、その対策のあり方を指導するか大きな課題を感じているように感じました。

各家庭の火の取扱いに関しても、地震が発生したら先ず火を消すということを建前としてはわかっていたようですが、実験などの結果からして大規模な地震が発生した場合「家屋が倒れる」。そんな恐怖心から確実に火を消してから避難することができるか、いささか疑問に思いました。

それに火の取扱いはどの家庭にあっても、おばあちゃんが指摘したように、まだまだ不安を残している面が数多く見受けられました。

以上の点からして地震に対するデーターを一般家庭により多く普及させ、倒家からの恐怖心に打ち克つ冷静な判断と行動ができるように、そしてまた、正しい火の取扱いと消火器具の取扱いなどキメ細い指導ができるよう学校、事業所のみならず、一般家庭の査察、指導をより強化しつゆかなければならないと思います。

最後に私たち消防はじめ、一部関係機関だけに頼ることなく、地域住民一人一人がもっと地震に対する問題意識を高め尊い命を震災から守るよう努力して下さることを願わずにいられませんでした。

小型動力ポンプ積載車について想うこと

大内町消防団長　三浦　精一

時代の要求に応じて小型動力ポンプ付積載車が、消防施設整備費補助金の対象になったのは、昭和四十五年頃からと思うが、この小型動力ポンプ付積載車について、つくづく想うことは、わが大内町は昭和三十一年九月三十日従前の岩谷村、下川大内村及び上川大内村の三村が合併して大内村となり、その後町制が施行された。

その合併前つまり昭和二十六年四月に岩谷村消防団が、機動力があり、水利部署が容易で然かもあまり高価でないポンプを探し求めていたところ、当時秋田県内では始めてであり、全国的にみても皆無とは言わないがあまり多くはなかったと思うが、本社市のある電気器具店の店頭に三輪自動車「アキッ号」で朱色塗装し、赤色回転灯をつけ、手動サイレンを備えポンプ積載装置をしたものがあり（ポンプなし）かれこれ説明を聞いた結果、結局これを買い受けてこれに積載するポンプは、山形県鶴岡市のある商店から日本機械（ニッキ）で製作した十二馬力の可搬式動力ポンプを買い求めて積載したのが始りで、当時岩谷村消防団には消防ポンプ自動車一台、手引きガソリンポンプ一台、腕用ポンプ五台に、このポンプで計八台であった。この機動力のあるポンプは火災には勿論のこと、火災予防巡回広報にも大いに活躍したものであった。

昭和二十九年に、このポンプを更新することになったが当時は、一般の荷物の運搬車は三輪自動車が多かった時代なので、やはり三輪自動車の「クロガネ号」ハンドル式のものを秋田市の須藤ポンプ工場で、わが消防団の分団長がつききりで指示をしながら艤装させて完成した。

この車が秋田県では、最初の小型動力ポンプ積載車として秋田陸運事務所から認められて、ナンバーは秋8、0、001号となった。

その後腕用ポンプ一台と手換きガソリンポンプ一台を同じ型式のものに更新した。

次には一般の荷物運搬車が、四輪自動車に変ってきたので、合併後の昭和三十六年にトヨタ自動車会社の一・五トン四輪自動車を、稲庭川連町（今の稲川町）の高義商会に艤装させて、三輪自動車をこれに替えた。

その後、時は過ぎて昭和四十七年四月本荘地区消防事務組合消防署大内分署の設置に伴い、大内町消防団の大改組を断行し、同本部六女分団、十四部の編成で、装備は消防ポンプ自動車十一台、小型動力ポンプ付積載車三台となった。

この小型動力ポンプ付積載車は、その設置地域の地形、交通、水利及び気象等の状況からして欠くことのできない重要な装備であり、われわれが必要によって産み出したものが、今日全国的にみて補助対象にあるだけの価値あるものになっていることを考えると感無量と言わざるを得ない。

◎編集部から

◎大地震の周期説、近くは東海大地震説など、警戒信号の中に伊豆大島近海地震が発生、多数の人命を失い、莫大な損害をうけた。大地震はまだ起ることを念頭に、対策の総点検が必要です。

◎男鹿地区消防本部から、消防庁のテレビによる防災対策キャンペーン地震に備える「おばあちゃんの心配」の放映をみた感想文が寄稿されました。全く同感であります。

◎大内町三浦団長さんから大内町消防団の小型動力ポンプ付積載車の変せんについて寄稿があり参考になりました。

◎「消防秋田」も二月号で二九〇号になりました。内容も充実してまいりたいと思います。会員各位の実務、体験や随筆なんでも結構ですから投稿下さい。締切りは毎号月末になっております。

森田ポンプ　ラビットポンプ
桜ホース・ソフト吸管　赤尾消防被服
各種消火器　ガス水道工事一般

株式会社 協立
能代市栄町12の3　〒016
TEL（01855）2－6361代表

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　中田辺雄
印刷所　能代市上町3の1
有限会社　北羽出版社
電話　②2622

消防広報のあり方

必要な住民の信頼と協力

協力は好意から始まる、消防に対し好意や好感なくして一般住民の積極的な協力は得られない。

好意は日常の執行務内外の印象や感じから始まり、それは日常の些細なことの累積によるといわれている。

地域社会の安全を守る消防は、昔から地域住民と密着した業務として住民の信頼と協力を得て行われてきた。

住民の信頼と協力を得るということは、広報の理念で特に社会公共の安全弁として防災行政を担当し、住民生活に密着した業務であっては広報は住民と消防を結ぶパイプ役として大きな役割りをもっている。

従って消防の広報は、他の行政機関の広報と本質は異るものではない。

それは消防行政の終局の目的が社会の安寧秩序を保持し、公共の福祉に資することであるように他の行政機関の持つ基本的な行政目的と同じであり、また民主的な行政を貫くことにおいて、広報の本質も異るところがないからで、その目指すところは公衆の信頼と協力を得ることにある。

しかし、広報の本質は同じでもそれぞれの行政機関がその分野に応じ、具体的な行政を進めていることからその広報の具体的な内容手段、方法などは当然異ってくる。

例えば、火災等の災害現場の広報活動は、他の機関にはみられない消防特有の広報である。

消防広報は、消防法に定めている。

一、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し国民の生命身体、財産を保護する。

二、火災又は地震等の、災害による被害を軽減する。という消防目的の実現のために行われる。

すなわち、火災を予防し、災害等の被害を軽減するとは言っても、ひとり消防だけの力では、目的の実現はとうてい不可能であり、広く市民の防災に対する認識や協力なくてはなし得ないし、また火災の鎮圧にしても、住民の理解と協力なくして円滑な消防活動は期待できない。

一方、社会情勢の変化に伴って消防行政の需要が増大し、公害や環境問題などまでに幅広く要求されてきている。

これら社会に対応した新しい消防の発展には、市民の理解と協力が必要である。

このように消防行政を進めるには、常に住民との信頼関係を保たなければならない。要するに理解や協力を得るためには、先ず地域住民が消防に対しどのような意見をもっているか、これを謙虚に聞き、行政施策のなかに反映させていくと共に、消防自体が住民から信頼されるに足るような行動をとるように自己を正し、更には改善された行政施策を住民に知らせる関係を繰り返し、作用させていくことが必要である。

そして、みのりのある消防行政を進めるためには、消防広報は欠くことのできない要件である。

地震だ・その時あなたは

秋田市消防本部調査

二月二十日の宮城県沖を震源地とする地震は秋田市で震度3を記録した。

秋田市消防本部で地震後の午後二時二十分から秋田土崎両消防署管内の一般家庭百世帯を抽出（殆んど主婦）し、電話による「対応調査」を実施した。その結果は、

◎主婦の場合

○「地震のとき恐怖を感じたか」に対し「強く感じた」が四九人「感じなかった」が五一人で約半分ずつ、

○「使用していたストーブなどの火を消たか」では「火を消した」が七八人「消さない」が、二二人で、恐怖感の有無にかかわらず消した主婦が多いことはよいことである。

○「避難をしたか」には「外に出た」が、二四人「出ない」が、七六人になっている。

同市消防本部では、家屋構造によって反応の差はあるが、恐怖感と避難の有無は大体予想どおり、ただ、震度3の弱震でも火は全部消すようにして欲しかったと言っている。

◎学校の避難について。

調査対象、三二小学校、一四中学校で計四六校

○「避難した」が　三校

○「直ちに避難準備をした」が　一七校

○「しなかった」が二六校

次いで児童生徒の様子は

○「非常に動揺した」二校

○「少し動揺した」が二四校で約半数。

○「動揺しなかった」が二〇校となっている。

○「校内放送で地震を知らせた」が　三一校

○「知らせない」が一五校

○「校内の暖房器具の火を消した」ものが　二六校で五七パーセント

○「消す準備した」　一三校

○「消さない」が　七校となっている。

同市越後谷消防長は、この調査結果について「避難準備や校内放送は全校がすべきであり、また暖房消火ももっと多くすべきだ」とカライ点数をつけているが、地震対策には今一歩というところ。このような実態は握は難しいものだが、広報面でも効果をあげている。

欧州消防事情見聞記

西仙北町消防団長　若松泰治

「消防の心は世界一つ、友情と健康を祈って乾杯」

パリ消防庁での観迎の言葉であった。

昨年十一月下旬日本消防協会主催、自治消防制定三十周年記念欧州消防事情視察は、全国消防団長、協会関係者等六十七名の参加によって行われた。

その目的は「消防団は、わが国唯一の民間防災団体として、常に地域住民の指導的立場にあるので、本来の任務である防災に関する知識技能と、高度の教養を広く海外に求めることである。」本県からは八竜町団長清水正太郎氏と参加した。

不馴れの海外旅行であるので、多少の心配はあったが清水団長は海外の事情に通じていたので幸いであった。

さて、その目的から参加者一同は熱心な研修を重ねたが元来国情、気候、風土の違う西欧であり、また何んと言っても西欧文化の先進地であるだけに、消防の目から見た感じでは、実に立派な都市計画による建築物はさすがなものと羨しくもあった。

様々の文献やマスコミによる知識も、実際に足を運んでの見聞は欧米化しつつある日本の生活様式といえども、とうてい及ぶものではないとの感を深くした。

訪ねたロンドン、パリ、両市にしても玄関口の空港の広大な土地、近代的設備は、これから関港する成田空港の何倍かと言われていた。

最初に訪ねたロンドンは、平坦土地でテムズ川をはさんで造られ、人口七五〇万の市民が生活している。

現在はかつての大英帝国の威光は衰えたりと言えども、何んといってもヨーロッパの中心的役割を果して宣々の風格が感じられた。

その中には九百年の歴史を誇るロンドン塔（城と問じ）や、バッキンガム宮殿、ウエストミンスター寺院、国会議事堂等、世界的有名な重要建築物、又二百年に

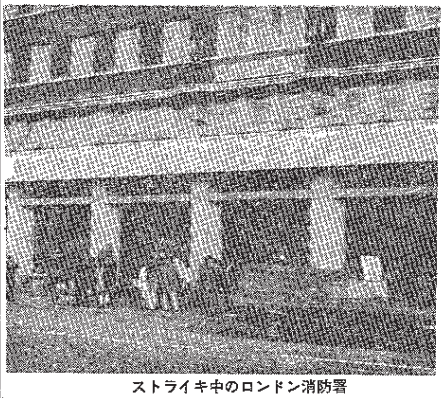

ストライキ中のロンドン消防署

もなるアパートメント式の市民住宅、それらはレンガ、石灰岩等の不燃材によって建築されており、しかもエネルギー統制によって燃料暖房などすべて電気を使用することに指定されており、従って一般火災も電気漏電が多いとかの程度のことであった。

恰度この旅行の一週間ほど前に、英国消防員のストライキの新聞報道があったが、この重大な職務に従事している職員のストライキであるから、何時まで続くものかとたかをくくって思っていたが、まだストの最中とのことであった。

したがって消防関係機関もも装備等も視察されず、又観迎される機会もなく止むを得ずバスによって市内と郊外を視察した。

幸い国家試験を合格して経験豊富なガイドが、消防事情について勉強して来てくれたので、説明や質問などに明快に答えてくれたので目的の何分の一を確保することができた。

このストライキは、消防職員の五〇パーセント賃上げ要求に対して国は一〇パーセントより認めないとのことで長引いていたのであるが、これを市民が応援しているのだから国情の違いがまざまざと感じられた。

（次号へつづく）

なだれに注意!!

三月は年年なだれの最も多い季節です、なだれに注意しましょう。

一、なだれの種類

1. 表層なだれ

異なる積雪層間の滑りによって起る。これは古い雪の上に大量の新雪が積った場合に発生しやすく、冬期間いつでも発生する性質のもので危険度も高く被害も大きい。

2. 全層なだれ

底なだれとも呼ばれるもので、文字どおり全積雪層が地表面を滑ることによって生ずるものである。この種のなだれは気温の上昇によって雪がゆるむ、春先に最も多い。

二、なだれと地形

一般に地面の傾斜が20度前後になるところから、なだれが発生しやすくなり、40度程度の斜面におけるなだれの発生が極めて多い。ただし表層なだれは、全層だれに比べて傾斜の大きいところに多く発生する。

また、中ふくらみになっている斜面の方が、くぼみになっている斜面より発生の危険度が大きく、傾斜が南面及び南西面になっているところが危険と考えられる。

なだれの起る時間帯は午後に多いが、午前は七時から九時頃まで、午前は正午頃、午後は四時から六時頃までが最も多い。

三、なだれに対する注意事項

1. スキー、登山その他なだれ危険地帯を行動する場合、降雪中新雪直後でなくても、晴れた日の午後の行動はさけるようにする。

2. 行動する人と人の間隔はある程度あけておき、できれば目じるしになる赤いヒモ切れなど身体に着けておくと、救助の際の手掛りになる。

3. なだれにまき込まれた場合、

○鼻や口から雪を吸い込まないようにし、ちょうど平泳ぎのような運動でもがいて早く雪の外に出るようにする。

○雪に埋没した場合の救索方法であるが、一般になだれの速度の弱まる箇所にひっかかる場合が多い、つまりなだれの縁辺に流されることが多いのでそのような場所を捜索するのがよい。

○救助した場合は、外傷、凍傷に注意して人工呼吸を施さなければならない。救雪の軽いなだれの場合は数時間もつ場合が多い。

余滴

T・H生

また起きた地震

◈二月二十日午後一時三七分頃、突然消防会館がグラリ、グラリと揺揺れした。窓から表通りを見ると、電柱が揺れ電線が波のように動いている。通行人が立ち止って恐怖の表情で上を仰いでいる。◈宮城県青吉本町東方約九十粁を震源地とし、東北、関東地方などの大揺れの地震である。伊豆大島近海の地震から三七日目にあたっている。マグニチュード六・八で、伊豆地震の七・〇に比べて若干規模は小さいが三十数名の負傷者と物的にも相当な被害を出している。◈大般波が震度5の強震、仙台、水戸、盛岡、福島など4の中震、秋田、東京、千葉など3の弱震、その後数回余震が発生している。◈仙台市の十八階高層ビル（高さ六六米）の十七階のレスランでは、物凄い上下動で天井につるした金具類が落下、シャンなどは倒れ店内は悲鳴と破壊音で一時はパニック状態だったという。高層ビルでなくても少し強い地震になるとこのような状態が起る。しかし火災の発生がなかったことは幸であった。◈秋田市消防本部では、地震発生後の午後二時二十分から、市内の一般家庭の主婦など百名を抽出し、また市内小中学校を対象に、電話で「対応調査」を実施したが、敏速な措置で今後の対策上大いに勉強になる。◈地震直後のアンケートだけに反応がナマである、地震のとき、使用していたストーブ等の「火を消したか」に対し、消したが七八%、消さないが二二%となっている。伊豆地震の後、東京消防庁で都民の対応調査をした結果によれば、火を消さないが三〇%となっているから八%程よいことになる。◈しかし防災上百%になるのが、理想である、小中学校の避難対策、校内放送の活用など考えなければならないことは多い。地震そのものは自然の力で発生し防止はできないが、被害は平素の心掛け次第で軽減できるのである。◈

編集室から

一、西仙北町若松団長から欧州消防事情見聞記が寄せられ感謝致しております。ロンドン消防署で貴上げストライキをやり、市民がそれを応援しているとは。やはり国情の違い。

二、自治体消防三十周年記念式典が三月七日東京武道館で盛大に挙行され、本県から消防幹部が多数出席された。また、消防功労者、優良消防機関など表彰されました。特に紅一隊、羽後町野町婦人消防隊も受彰されました。各受賞者（団）に心からお祝いを申し上げます。

一語一国統全標

使う火を
消すまで離すな
目と心

消防人事（二月一日）

退任
五城目町消防団
団長　渡辺時治

新任
五城目町消防団
団長　大玉太美雄（副団長）

知事の消防機関表彰

年間無火災は五町村

県では昭和五十二年度優良消防機関（三団）、年間無火災町村（五町村）、の知事表彰を三月十三日県正庁において行われる。

同日、自治体消防発足三十周年記念式典で授与された。消防庁長官永年勤続功労章、日本消防協会長表彰竿頭綬、功績章、精績章なども授与される。

◎知事表彰

一、表彰旗

大森町消防団（団長 柿崎 次郎）

二、竿頭綬

森吉町消防団（団長 柴田 直松）

由利町消防団（団長 木内 義一）

三、年間無火災町村

○二年連続無火災・

山本郡八森町（団長 北宮 四郎）

雄勝郡東成瀬村（団長 田中 正隆）

○昭和五十二年無火災

鹿角郡小坂町（団長 山崎 文夫）

仙北郡南外村（団長 今野 真雄）

仙北郡千畑村（団長 川村金之助）

日本消防協会表彰

三月七日式典で伝達

昭和五十二年度日本消防協会定例表彰は、三月七日東京日本武道館の自治体消防発足三十周年記念式典において伝達された。本県の受賞は次のとおり

◎表彰旗

千畑村消防団（団長川村金之助）

◎竿頭綬

○男鹿市消防団（団長 今山弘毅）

○琴丘町消防団（団長 渡辺甚六）

○西木村消防団（団長 上藤繼司）

◎功績章

鹿角市消防団 団長 関 利吉

阿仁町消防団 団長 山田 賢三

東由利町消防団 団長 佐藤 力

大館市消防団 副団長 谷地田吉男

本荘市消防団 副団長 佐々木忠吉

西仙北町消防団 副団長 小笠原新吉

千畑村消防団 副団長 加藤 昌司

能代市消防団 分団長 坂本伝太郎

昭和町消防団 分団長 奈良源一郎

河辺町消防団 分団長 佐藤 雄一

山内村消防団 分団長 高橋 善吉

湯沢市消防団 副分団長 斎藤 肇

羽後町消防団 分団長 佐藤 吉翁

秋田市消防本部 司令長 工藤 兼司

横手平鹿地区消防本部 司令長 加藤 康治

五城目町消防署 消防司令 泉谷 春治

◎精績章

上小阿仁村消防団 副団長 清水 文男

合川町消防団 副団長 高橋与一郎

二ツ井町消防団 副団長 菊地 与七

若美町消防団 副団長 大淵 金政

西目町消防団 副団長 潟保 茂夫

雄物川町消防団 副分団長 由利小太郎

鹿角市消防団 分団長 葉山 一郎

大館地区消防本部 消防司令 小笠原正雄

能代市消防団 副分団長 野呂重太郎

八郎潟町消防団 分団長 小玉 由三

秋田市消防団 分団長 加賀屋三郎

雄和町消防団 分団長 工藤堅次郎

本荘市消防団 分団長 佐々木金治

神岡町消防団 副団長 高橋 金勇

山内村消防団 分団長 高橋儀兵エ

羽後町消防団 分団長 猪岡賢一郎

鹿角市消防団 副分団長 佐々木鉄蔵

比内町消防団 分団長 石倉 毅

琴丘町消防団 近藤長四郎

昭和町消防団 分団長 高橋八重治

秋田市消防団 分団長 谷藤 金一

仁賀保地区消防団 分団長 斎藤 澄雄

角館町消防団 分団長 鈴木 瞭司

大雄村消防団 分団長 山本惣太郎

湯沢市消防団 副分団長 加納 政雄

井川町消防団 分団長 沢石 忠雄

秋田市消防団 団長 辻 兵吉

岩城町消防団 分団長 今野 賢三

西仙北町消防団 分団長 加藤 信一

十文字町消防団 分団長 佐藤専右エ門

皆瀬村消防団 分団長 藤原 賢三

東成瀬村消防団 副分団長

副団長 谷藤 定美

中仙町消防団 分団長 伊藤 耕樹

横手市消防団 分団長 杉目 一郎

大曲市消防団 副分団長 富樫賢之助

太田町消防団 分団長 谷口 昇

大森町消防団 副団長 成田 浩

本荘市消防団 分団長 阿部善三エ門

湯沢市消防団 宮原久太郎

◎勤続章

鹿角市消防団 団長 関 富治

外、八〇九名

◎優良婦人消防隊

羽後町野町婦人消防隊（隊長 大日向アイ）

消防学校だより

専科教育始まる

本年一月中に実施した専科教育の実施状況は次のとおりで修了者の今後の成果が期待されている。

なお、引続いて三月末まで、消防団幹部科、予防科、救急科、機関科の四科が実施される。

◎教習科消防団員課程

（1月24日～27日まで）

初任消防団員に対し、消防上の基礎学科と実技を教育するもの

受講者

大内町消防団班長斎藤一次

能代市消防団団員小林 一

湯沢市消防団団員飯塚哲司

同 団員内藤堅一

八竜町消防団団員檜森高房

同 団員金子勇悦

神岡町消防団団員黒川次雄

西仙北町消防団

同 団員佐々木栄

同 団員俵谷栄治

同 団員村田哲寿

角館町消防団団員黒坂和夫

同 団員黒坂久男

同 団員辻 善治

同 団員辻 一夫

協和町消防団団員進藤 繁

同 団員伊藤隆紹

同 団員鈴木辰美

同 団員茂木 譲

同 団員佐川牧雄

同 団員加藤賢悦

同 団員佐々木寿

仙北町消防団団員熊谷雅人

同 団員熊谷孝市

同 団員森元正幸

男鹿市消防団団員日沼金秋

八郎潟町消防団

同 団員小玉富男

同 団員北島 猛

同 団員北島保夫

（計二十八名）

◎警防科

（1月31日～2月4日）

現任消防職員に対し、警防活動に必要な智識および技能を教育するもの、

受講者

鹿角市消防本部

消防士長高橋 七郎

消防 士安保 博英

消防 士奈良 俊幸

消防 士奈良貴美雄

消防 士米田 均

消防 士田中 和博

鷹巣阿仁地区消防本部

消防 士佐藤 弘二

消防 士田中 定次

二ツ井藤里地区消防本部

消防士長佐藤淳太郎

消防士長村岡 秀一

山本南部消防本部

消防士長館岡 隆

副 士 長小山 俊一

男鹿地区消防本部

消防士長渡辺 誠一

消防士長江畑 博

五城目町消防本部

副 士 長一ノ関信伽

湖東地区消防本部

消防士長菅原 靖朗

消防士長三浦 正雄

消防士長高橋 義明

河辺雄和地区消防本部

消防 士斎藤 信夫

消防 士佐藤 昭久

本荘地区消防本部

消防 士石垣 謙一

消防 士伊藤 利也

仁賀保地区消防本部

副 士 長佐藤 敏広

副 士 長須田 豊穂

消防 士佐々木 政

矢島地区消防本部

副 士 長板垣 義紀

横手平鹿地区消防本部

消防 士高橋 幸男

湯沢雄勝地区消防本部

消防士長飯塚長一郎

副 士 長柴田 奎介

消防 士榊原長太郎

消防 士藤 友光内

消防 士佐々木一二

消防 士高橋 昇

（計三十三名）

防火標語とポスター

本年度審査結果

昨年秋の火災予防運動の行事として行われた全県の高校、中小学校から募集した防火標語、ポスターについて、応募数は

標 語 六六〇点

ポスター 二六三点

となり、これらについて二月十四日午後一時から消防会館において審査会を開催し慎重に審査をした結果、次のとおり入選が決定した

審査員は

秋田県教育委員会

八島指導主事

山岡指導主事

秋田魁新報社

能登谷編集委員

県消防防災課

宮嶋課長補佐

県消防協会

保坂事務局長

◎標語の部

一位

○もとせんは記憶にたよらず見て確認

野石小学校六年佐藤 貢

二位

○火の元はぼくが寝るときまず確認 母さん忘れずまた確認

聖霊中学校一年小林 忍

○慣れすぎて省く心が火事のもと

合川北小学校六年畠山郁子

三位

○町民の一人一人が消防士

小坂小学校六年竹内峰子

○楽しい一家を火災がこわす

鶴舞小学校六年斎藤 誠

○消防車あなたの罪は消してくれない

桂高校 一年 北林雪美

佳作

○ふるさとを守る一言火の用心

合川北小学校五年豊村幸弘

○火遊びをする子をねらう火のあくま

鶴舞小学校四年田中寿彦

○一にしまつ二にてんけん三であんしん火の用心

新山小学校二年折矢尚子

○ふりかえる心が火事を防ぐ

八幡平小五年阿部美沙子

○火の用心一つのかけ声たしかなあんしん

合川北小二年杉淵恵利子

○ねる前に一度点けん二度点けん

鶴舞小学校四年須藤大介

○あとしまつたき火ストーブガスのせん

鶴舞小六年 小助川裕之

○夕ごはんみんなでかたろう火の用心

新山小学校二年池田一也

○使った火を消すのもあなたの役目です

新山小学校四年小林恒之

○今日も火災予防日です

横手北小三年伊藤恵美子

◎ポスターの部

一位

該当作品なし

二位

東由利中三年佐々木幸子

八竜中学二年進藤智恵子

小坂小学校六年松本雅晶

三位

増田中学校一年高橋郁子

玉川中学校一年田中博之

東由利中学三年大坂 茂

佳作

本荘高校下郷分校 三年 大日向サチ子

雄勝中学三年藤原まり子

八竜中学校二年西坂優子

玉川中学一年中島喜栄子

旭南小学校六年池田 裕

川添小学校六年佐藤明子

吉谷地小六年 小山明子

鷹巣西小六年戸鳥美穂子

旭南小学校五年三平浩子

八幡平小三年桜田理香子

消防の夜明 (1)

放水生

今年は自治体消防発足満三十年を迎え、三月七日には東京日本武道館で自治体消防三十周年の記念式典が行われた。

満三十年をふりかえって、現在の消防の現況は、その組織、業務、施設及び装備等のいずれをみても隔世的な伸展を遂げているし、また、国民の消防への信頼感も、安んじて明るい生活が営むことができると念願していることは喜ばしいことである。

さて、三十年前の秋田市消防の夜明けを、夢まぼろしの如く回顧してみよう。

昭和二十二年十二月二十三日法律第二二六号をもって消防組織法が公布され、今まで警察行政下にあった消防が独立することになり、その施行も二十三年三月七日となったのである。

県においては、一月十七日県内常備消防部の代表を招集し、秋田消防団本部会議室において会議を開催した。

やがて準備も着々進み三月七日県内では秋田市、大館市、大曲市に各消防本部が開庁された。

秋田市では、消防本部の下に秋田、土崎両消防署と秋田、土崎両消防団が新しく誕生したが当時の消防組織については国の準則もなく、殊に階級については、「有効に消防を行うに必要かつ、適当な階級の消防吏員をおく。」と規定されているだけである。

三月六日秋田消防団団長小玉孝次郎、副団長鈴木伝八の両氏が、今後の消防行政のあり方と消防発展を願い、常備部長猪股昰造氏（故人）を消防長に推せんして円満退職をした。

三月七日には消防組織法に基づき、秋田市消防本部等設置条例を制定し、定員は消防本部三名、秋田消防署八〇名、土崎消防署三九名計一二二名、常備部員には、消防長が資格試験を行い、特設消防署規程に準じ、消防士、機関士、消防曹長、消防手のそれぞれの階級が発令され、これが昭和二十四年十月二十八日の準則公布まで続いた。

当時秋田消防署は、長野下、川尻、新屋の三出張所とポンプ車十台、土崎消防署は、寺内出張所とポンプ車四台であった。

四月に入り、市議会は、当初消防予算二七六、七一〇、四二〇円を議決した。

四月三十日政令五九号消防団令改正、正副団長互選の結果、団長に長沢良吉氏、副団長に広島新太郎氏（故人）が就任した。

六月一日新消防団令の施行に伴い秋田市条例二八号をもって、秋田市消防団設置条例が制定された。

六月三十日秋田県消防協会秋田市支部の結成式を県記念館（現県民会館）において挙行新発足した。

七月二十四日法律一八六号をもって消防法が公布され、消防行政が判然としたのである。

これによって政令五九号による消防団令が廃止消防組織法に包含された。

八月一日消防法が施行になり予防行政と鎮圧行政の二本建として進むことになった。十月二十二日保険協会の協力の下に、防火都市建設の権威者工学博士田辺平学博士を招き午前十時からホール秋田くらぶで「防火に関する講演会」を開催し、更に同日午後一時三十分から東宝映画劇場で一般市民に対し、防火講演と映画の会を催し、防火意識の徹底をはかり、なお市内を実地調査の結果、秋田市は四十日に一回の大火が起きる可能性があると警告された。

昭和二十四年一月十一日土崎消防署に初めて速消車（二、七〇〇立）を購入配置した。

これが秋田市で初めての速消車である。

（次号へ）

防火標語

元せんは 記憶に たよらず 見て確認

消防被服、袢天、タオル
手拭、団旗、幕
寺田染工場
横手（01823）電話 (2)〇四一六
秋田県横手市清川町
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ